

訟務資料 610—581

平成 18 年 3 月

訟務事務入門 (書式編)
(第 3 版)

訟務事務入門 (書式編) (第三版)

法務省大臣官房訟務企画課

法務省大臣官房訟務企画課

はしがき (第3版)

平成16年4月1日に施行された民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成15年法律第108号)により民事訴訟法が改正され、訴訟手続の計画的な進行を図り、裁判の一層の充実及び迅速化を図る方策として新たに予告通知制度などが設けられた。また、平成17年4月1日に施行された行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成15年法律第58号)により行政事件訴訟法が改正され、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備する観点から、被告適格が原則として処分又は裁決を行った行政庁から当該行政庁の所属する行政主体に改められた。

そこで、新たな法制度に対応する書式の追加や行政訴訟における被告適格の変更等に対応する書式への変更を行った。なお、第2版では、裁判所が作成する文書や行政庁から訟務部局に対して提出される文書、若しくは主として相手方から裁判所に提出される文書についても書式として掲げていたが、第3版では、これらについては参考として掲げることとした。また、予告通知制度に係る書式例については、制度発足から間がなく、書式例として挙げる適当な事例がないことから様式のみを示すにとどまったことをお断りする。

平成18年3月

法務省大臣官房訟務企画課訟務調査官室

はしがき (第2版)

新しい民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)が平成10年1月1日から施行され、また、平成13年1月から裁判文書のA判横書きが実施され、裁判所に提出する書面については、原則としてA判横書きにより作成することとなった。

そのため、これらの改正等に対応できるように本審式編をほぼ全面的に改訂し、第2版として発行することとした。改訂に当たっては、いわゆる地方分権一括整備法(平成11年法律第87号)による法務大臣権限法の一部改正並びにこれに伴う法務局及び地方法務局訟務処理細則等の改正、いわゆる中央省庁再編による本省訟務組織の再編等に係る関係法令や訓令・通達等の制定、改正に伴う所要の改訂も併せて行った。

平成13年1月

法務省大臣官房訟務企画課訟務調査官室

はしがき

本冊子は、初めて訟務事務に携わる職員のために、訟務事務の概要について概括的な説明をした訟務事務入門(第3版)に対応する審式集として編さんしたものである。

訟務事務を理解する上で、訟務事務入門(第3版)と共に活用されるほか、訟務関係の研修などに本冊子を役立てていただければ幸いである。

平成8年3月

法務省訟務局訟務調査官室

凡 例

- 1 本書に掲載されている書式等については、関係する規則等で定まっているものを除き、必ずしも裁判所や当事者間で統一されたものではないため、資料収集の結果や各書面の一覧性、事務処理の便宜等を勘案して、適当と思われる様式により掲載するよう努めたが、各裁判所のいわゆるローカル・ルールや各法務局・地方法務局における創意工夫等もあると思われるので、具体的事件の処理に当たっては、それらの取扱いに留意されたい。また、書式例は、実際の事件において提出された書面を利用しているが、その主張内容等は作成当時のものであることに留意されたい。
- 2 書式の掲載順序は、「訟務事務入門（第6版）」の内容（目次）のとおりとした。
- 3 掲載されている書式には、「訟務事務入門（第6版）」の該当ページを付記した。当該書式に対応する説明については、同書の該当ページを熟読願いたい。
- 4 説明中の引用法令等の略語は、「訟務事務入門（第6版）」の略語のとおりである。
- 5 争訟事務に関する基本的な文例については、別に訟務資料として、「争訟事務に関する起案文例集 [法務局・地方法務局用]（第7版）」（本省用には同[大臣官房訟務部門用]）が発行されているので、参考にされたい。

目 次

I 法律意見照会事件	1
〔書式1〕 法律意見照会事件票	2
II 本案訴訟事件の処理	6
第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出	6
〈参考1〉 訴訟依頼書（訴え提起）	7
〈参考2〉 訴訟依頼書（応訴）	10
〈参考3〉 訴訟係属報告書	11
〈参考4〉 期日呼出状	12
〔書式2〕 訴 状 ①	13
〔書式3〕 訴 状 ②	20
〔書式4〕 指 定 書	24
〈参考5〉 訴訟進行に関する照会書	25
〔書式5〕 公示送達申立書	26
〔書式6〕 移送申立書①	27
〔書式7〕 移送申立書②	34
〔書式8〕 答 弁 書①	36
〔書式9〕 答 弁 書②	42
〔書式10〕 上 申 書	44
〔書式11〕 答 弁 書 ③	46
〔書式12〕 答 弁 書 ④	48
〔書式13〕 答 弁 書 ⑤	53
〔書式14〕 ファクシミリ送信書	56
〔書式15〕 受 領 書	57

[書式16] 反 訴 状	58
[書式17] 貼用印紙額不足に関する上申書	66
[書式18] 訴訟上の救助の申立てに対する意見書	68
[書式19] 訴訟上の救助決定に対する即時抗告申立書	75
[書式20] 補助参加申出書	81
[書式21] 独立当事者参加申出書	83
[書式22] 訴訟告知書	87
第2節 口頭弁論及び立証活動	89
[書式23] 期日変更申請書・期日請書	91
[書式24] 準備書面	92
[書式25] 口頭弁論再開申立書	97
[書式26] 法務大臣の更迭等に伴う上申書	99
<参考6> 当事者照会書	100
[書式27] 当事者照会に対する回答書	102
[書式28] 訴え提起の予告通知書	104
[書式29] 予告通知に対する返答書	106
[書式30] 予告通知事件に係る指定書	108
[書式31] 提訴前照会書	109
[書式32] 提訴前照会に対する回答書	111
[書式33] 提訴前証拠収集処分申立書	113
[書式34] 予告通知から4か月経過後の提訴前証拠収集処分申立ての 同意書	116
[書式35] 証拠申出書	117
[書式36] 証拠説明書	119
[書式37] 書証認否書	121
<参考7> 文書提出命令申立書①	122
<参考8> 文書提出命令申立書②	123

[書式38] 文書提出命令申立てに対する意見書①	126
[書式39] 文書提出命令申立てに対する意見書②	130
[書式40] 文書送付囑託申立書	131
[書式41] 調査囑託申立書	132
[書式42] 鑑定申出書	133
<参考9> 鑑 定 書	134
[書式43] 検証申出書	139
[書式44] 検証指示説明書	140
<参考10> 検証調査	143
<参考11> 証拠保全申立書	146
<参考12> 証拠保全決定	152
[書式45] 証拠保全決定に対する意見書	154
<参考13> 民事事件記録謄写票	157
第3節 弁論終結後の手続	159
[書式46] 原告代理人弁護士あて連絡文書	160
[書式47] 判決確定証明申請書	161
[書式48] 上訴に関する求指示書	162
[書式49] 上訴に関する指示	167
[書式50] 保証金を要する事件に関する報告	167
[書式51] 判決主文証明申請書	169
[書式52] 供託のための代理権証明書	170
[書式53] 供託証明申請書	171
[書式54] 仮執行免脱のための担保を供した旨の上申書	172
[書式55] 上訴の提起に伴う強制執行停止決定申立書	173
第4節 上訴事件の処理	182
[書式56] 控 訴 状 ①	183

〔書式57〕 控訴状②	186
〔書式58〕 附帯控訴状	189
〔書式59〕 仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立書	193
〔書式60〕 答弁書①	194
〔書式61〕 答弁書②	198
〔書式62〕 控訴理由書①	199
〔書式63〕 控訴理由書②	208
〔書式64〕 上告状	218
〔書式65〕 上告状兼上告受理申立書	220
〔書式66〕 上告理由書	222
〈参考14〉 上告提起通知書	226
〈参考15〉 上告訴訟記録到着通知書	227
〔書式67〕 上告受理申立書	228
〔書式68〕 上告受理申立て理由書	230
〈参考16〉 上告受理申立て通知書	236
第5節 判決以外の事由による訴訟終了	237
〈参考17〉 訴えの取下書	238
〔書式69〕 訴えの取下げ同意書	238
〈参考18〉 請求の放棄調書	239
〈参考19〉 和解調書	240
第6節 地方公共団体等に係る事件の処理	242
〈参考20〉 訴訟実施請求書(権7事件)	243
〔書式70〕 権7事件受理報告(進達)	248
〔書式71〕 総務大臣への求意見書	250
〔書式72〕 訴訟実施に関する回答書	251
〔書式73〕 訴訟実施に関する指示書・通知書	252

〈参考21〉 法定受託事務に関する事件の報告書①	254
〈参考22〉 法定受託事務に関する事件の報告書②	255

III 本案訴訟事件以外の事件の処理 257

第1節 即決和解	257
〈参考23〉 即決和解依頼書	258
〔書式74〕 即決和解申立書	262
〈参考24〉 和解調書	267
第2節 支払督促	270
〔書式75〕 支払督促申立書	271
〈参考25〉 支払督促	274
〈参考26〉 支払督促発付通知書	275
〔書式76〕 仮執行宣言申立書	276
〈参考27〉 仮執行宣言付支払督促	277
〈参考28〉 督促異議申立書	278
第3節 仮差押え及び仮処分	279
〔書式77〕 不動産仮差押命令申立書	280
〔書式78〕 債権仮差押命令申立書	284
〈参考29〉 仮差押決定	289
〔書式79〕 不動産仮処分命令申立書①	290
〔書式80〕 不動産仮処分命令申立書②	294
〈参考30〉 仮処分決定	301
〔書式81〕 担保取消申立書	302
〔書式82〕 供託原因消滅証明申請書	303

第4節 強制執行	304
〔書式83〕 執行文付与申立書	305
〔書式84〕 正本送達証明申請書	306
〔書式85〕 強制競売申立書	307
〔書式86〕 強制執行申立書（動産）	310
〔書式87〕 債権差押命令申立書	312
第5節 行政処分の執行停止	315
〈参考31〉 執行停止申立書	316
〔書式88〕 執行停止申立てに対する意見書	321
第6節 訴訟費用額確定処分	330
〈参考32〉 訴訟費用額確定処分申立書	331
〈参考33〉 訴訟費用額確定処分申立てに対する催告書	333
〔書式89〕 訴訟費用額確定処分申立てに対する意見書	334
〈参考34〉 訴訟費用額確定処分	336

I 法律意見照会事件

(説明)

国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政庁又は地方公共団体その他の公法人から法律上の意見を求められた場合において、法律的理解を示し、又は助言若しくは協力する案件を法律意見照会事件といたします。

行政庁等から法律意見照会を受けたときは、法律意見照会事件票〔書式1〕を作成し、これにより立件した上で受理報告をします（処理細則41条、42条、47条、様式第20号）。また、回答をしたときは同事件票に解答要旨を記載して結果報告を行います（50条、51条）。

〔書式1〕 法律意見照会事件票 (28ページ)

訟務総括審議官 法務局長 殿		発 送	第 号 年 月 日
受 理 報 告 結果	報 告 局	(地方) 法務局長 印	

法律意見照会事件票

受理年月日 年 月 日	回答予定日 年 月 日	回答年月日 年 月 日	文書 (公文書) 文書 (メモ手交) 口頭
処理区分 I	法務省 主管課	民事 行政 租 賦 徴 財産	担当者
件 名			
照 会 庁			
照会 事案の 概要	別紙照会文書のとおり		
回 答 要 旨	別紙回答文書のとおり		
備 考	(回答に当たっての資料・引用文献等) 別紙回答文書記載のもの		

印訟 第20号

(別紙照会文書)

〇〇 第 号
 平成〇〇年〇月〇日

〇〇法務局訟務部長 殿

〇〇運輸局自動車交通部長 (編注)

自動車損害賠償保障法76条に基づき取得した求償債権の消滅時効の起算点及び期間について (照会)

加害者及び被害者間で自動車交通事故の損害賠償債務について裁判上の和解が成立したが、その後加害者が債務を履行しないため、国が自動車損害賠償保障法72条に基づき被害者に損害の填補をし、同法76条に基づき損害賠償請求権を取得しましたが、この損害賠償請求権の消滅時効の起算点及び期間について、貴部の見解を伺いたく、照会します。

編注：本書式は、飽くまで書式を示したものであり、事例として掲げている事案が本書式のような照会者、被照会者間における文書照会として適当であるという趣旨で掲げたものではない。

(別紙回答文書)

〇〇訟〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇運輸局自動車交通部長 殿

〇〇法務局訟務部長

自動車損害賠償保障法76条に基づき取得した求償債権の消滅時効の起算点及び期間について(回答)

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第 号をもって照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)72条1項の規定により、国が交通事故の被害者に対して、その受けた損害を填補した場合、国はその支払金額の限度において、法76条1項に基づき被害者が損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権(以下「原債権」という。)を被害者から代位取得する。この場合の国が代位取得する債権(以下「国の代位債権」という。)は、被害者の有する加害者に対する私法上の損害賠償債権を、その権利の性質を変更することなく取得するものであり、民法の一般原則が適用され、消滅時効の期間、時効援用の有無、遅延損害金の付加及び発生時期等については、原債権の性質がそのまま当てはまることとなる。

ところで、不法行為に基づく損害賠償請求権については、民法724条に基づき被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年で消滅時効が完成するところ、裁判上の和解により確定した権利については、民法1

74条の2第1項2文により時効期間について10年より短い時効期間の定めがある場合でも、消滅時効の期間は10年間とされている。

本件では、国は被害者に対して填補金の支払をしたことにより、支払の限度において裁判上の和解で確定した原債権の一部を代位取得する。したがって、国の代位債権についても、原債権と同様、和解調書に記載した日の翌日が時効期間の起算点であり(平井直雄・注釈民法(5)371ページ)、その期間は10年となる。

II 本案訴訟事件の処理

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

(説明)

- 1 本節では、訟務事件の立件から訴状又は答弁書の提出までの関係書式を掲載しています。
- 2 国を当事者等とする事件について本省訟務部門から事件の移送があった場合のほか、行政庁から法務局又は地方法務局に対して、訴えの提起又は応訴等の依頼があった場合〈参考1, 2〉、行政庁に訴状が送達され、行政庁からその旨の報告があった場合〈参考3〉、あるいは裁判所から訴状、期日呼出状その他の文書の送達があった場合〈参考4〉〔書式23〕には、訟務事件として立件して訟務事件管理システムに登録します。
- 3 訴えを提起する場合には、裁判所に訴状〔書式2, 3〕を提出します。訴状には、①当事者及び法定代理人、②請求の趣旨、③請求の原因を必ず記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければなりません。また、代理人の権限を証する書面として、法務大臣又は行政庁が作成した指定書〔書式4〕を添付します。
 なお、訴えを提起する際に被告の住所、居所その他送達すべき場所が不明な場合には、訴えの提起と同時に公示送達の申立て〔書式5〕をします。
- 4 国又は行政庁が被告となる場合には、裁判所が定めた期限までに答弁書を提出する必要があります。被告の答弁には、「本案の答弁」〔書式8, 9, 11〕と「本案前の答弁」〔書式12, 13〕があります。
 なお、事案によっては、反訴の提起〔書式16〕の要否をも検討する必要があります。
- 5 訴訟告知〔書式22〕があった場合には、申立準備事件として立件した上、参加の要否及びその態様〔書式20, 21〕等を検討します。

〈参考1〉 訴訟依頼書（訴え提起）（47ページ）

〇〇第〇〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇地方法務局長 殿

〇 〇 財務局長

〇 〇 〇 〇 印

所有権に基づく妨害排除の訴えの提起について（依頼）

この度、下記のとおり関係当事者との間で紛争を生じたため、所有権に基づく妨害排除請求の訴訟事務を処理して下さるよう依頼します。

記

- 1 提訴相手方の住所・氏名
 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇 〇 〇 〇
- 2 目的物件の表示
 - (1) 明渡しを求める物件
 所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
 地目 宅地
 地積 〇〇〇. 〇〇平方メートルのうち、別紙配置図・求積図のイ・ロ・ハ・ニ・イを順次直線で結んだ範囲内及びホ・ヘ・ト・チ・ホを順次直線で結んだ範囲内の部分並びにリ・ヌ・ル・ヲ・リを順次直線で結んだ範囲内の部分を合計したもの 〇〇〇. 〇〇平方メートル
 - (2) 取去を求める物件
 上記(1)記載土地の上に掲げる占有物
 - ① コンテナ 3個
 - ② 物置小屋 1個
 - ③ ゴミ収集車 2台(登録番号Y〇〇せ〇〇〇〇, Y〇〇せ〇〇〇〇)

④ フォークリフト1機

⑤ 廃材スクラップ一切

3 返還を求める不法行為損害金（損害賠償額又は不当利得額）

- (1) 訴訟提起日の前日から既往10年間の日々発生する使用料相当額及びこれの各応当日の翌日から完済に至るまでの年率5%の割合による延滞金
- (2) 訴訟提起日から明渡しの日までの日々発生する使用料相当額及びこれの各応当日の翌日から完済に至るまでの年率5%の割合による延滞金

4 法的措置を必要とする理由

- (1) 本財産は、昭和〇〇年〇月〇〇日、国有財産法施行令第2条により内務省（〇〇土木事務所）から引継ぎを受けたもの（元海水面）である。

現在、単公共用財産（道路）として、〇〇財務事務所〇〇出張所で管理中（財務省普通財産）である。

- (2) 産業廃棄物収集処理業を営む〇〇〇〇が冷蔵庫などの電気器具のほか、雑多のスクラップを本財産上に置き、占有を開始した。
- (3) 昭和〇〇年〇月〇〇日、〇〇財務事務所〇〇出張所の担当官〇〇〇〇は、現地調査により、上記不法占有の事実を発見し、翌〇〇日、電話に出た相手方の妹に対し、同月末までに不法占有物を撤去するよう要請した。
- (4) その後も再三にわたって明（審式9）渡し要求を行っているが、相手方は生活権等の主張あるいは代替地を要求するなどして、一向に撤去の気配を見せず、占有物は昭和〇〇年より次第に増えていく状況となった。
- (5) その後、引き続き撤去要求を行ってきたところ、昭和〇〇年〇月〇〇日になって、相手方より移転地の斡旋方要求があり、国はこれに応じられない旨を回答した。
- (6) 平成〇〇年〇月〇日及び同〇〇年〇月〇日には、占有物の撤去要求及び撤去しない場合は法的措置を執る旨の文書要求を行った。
- (7) その後の度重なる折衝にもかかわらず、相手方は、代替地の斡旋要求等を繰り返すのみで、一向に撤去の動きが見られない状況となったため、平成〇〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に、占有物の撤去要求及び撤去しな

い場合は法的措置を執る旨の文書要求（配達証明付内容証明）を行った。

5 指定代理人

次の者を指定代理人に指定願います。

〇〇財務局管財部 訟務課 課長 ○ ○ ○ ○

同 ○〇係長 ○ ○ ○ ○

6 その他参考となる事項

〔損害金（不当利得金）算出の根拠〕

国は、普通財産である国有財産を他の者から不法占拠された場合に、不法占拠者に対し請求する不法行為損害金（損害賠償金又は不当利得金）の土地使用料相当額、延滞金の算出方法について、財務省理財局長による平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号通達の別紙1「不法占拠財産の損害金算定要領」2において、次のとおり一定の基準を定めている。

(1)ないし(3) <省略>

- (4) そこで、本件土地使用料相当不当利得額及び延滞金の算定については、上記財務省の通達に基づき、算定請求時（請求期間の末日）の属する年度の前年分の仮の課税標準価格について本件土地の所在する〇〇市役所からの回答のあった本件土地の「路線価（仮設定）」によって算定した固定資産税課税評価額及び〇〇国税局の定める「相続税財産評価基準」（本件土地の相続税倍率1.4）に基づき、使用料相当不当利得額、日額及び延滞金を算出したものである（添付資料(9)の「不当利得額算定調書」参照）。

7 添付資料

- (1) 土地登記簿謄本<省略>
- (2) 位置図<省略>
- (3) 配置図・求積図<省略>
- <以下省略>

II 本案訴訟事件の処理

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

<参考2> 訴訟依頼書(応訴)(48ページ)

高審書 第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

東京法務局長 殿

高等海難審判庁長官

〇 〇 〇 〇 印

訴訟事件の遂行について(依頼)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで当庁が判決を言い渡した〇〇事件について、東京高等裁判所から下記のとおり訴状の送達がありましたので、訴訟の遂行方お願いいたしたく、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第6条の規定に基づき依頼します。

なお、被告の指定代理人として、別紙の職員を指定しましたので、よろしくお願いします。

記

- 1 事件名 <省略>
- 2 添付書類
訴状写し
<以下省略>

(別紙) <省略>

<参考3> 訴訟係属報告書(48ページ)

建 一用第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方法務局長 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇 印

訴訟事件の係属について(報告)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇地方裁判所から、原告〇〇〇〇ほか〇〇名、被告国間の〇〇地方裁判所平成〇〇年(行ウ)第〇〇〇号土地収用損失補償金請求事件の訴状の送達がありましたので、報告します。

なお、処分行政庁の指定代理人として、別紙の職員を指定しましたので、よろしくお願いします。

(別紙) <省略>

※本例は、本来被告国の代表者である法務大臣あて送達される訴状が、処分行政庁に送達されたため、当該行政庁が処理を担当する法務局(又は地方法務局)にその旨報告し、訴状等を送付する場合の参考書式です。

〈参考4〉 期日呼出状 (75, 77, 103ページ)

事件番号 平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号
 損害賠償 請求事件
 原告 〇〇〇〇
 被告 国

口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

被 告 国 殿

東京地方裁判所民事第〇部〇〇係
 裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印
 電話番号 03-****-****
 内線 (****)
 FAX番号 03-****-****

頭書の事件について、原告から訴状が提出されました。当裁判所に
 出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭して
 ください。

なお、訴状を送達しますから、下記答弁書提出期限までに答弁書を
 提出してください。

記

期 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後1時10分
 口頭弁論期日

出 頭 場 所 当裁判所民事第〇部民事第〇〇〇号法廷 (〇階)

答弁書提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 (出頭の際には、この呼出状を法廷に示してください。)

裁判所の所在地 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

〔審式2〕 訴 状 ① (63ページ)

※ 訟務時報284号173ページ以下に自賠償権請求に係る類型別の訴状例が掲載されていますので、参照願います。

訴 状

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 民事部 御中

原告指定代理人 〇 〇 〇 〇 印
 〇 〇 〇 〇 印
 〇 〇 〇 〇 印
 〇 〇 〇 〇 印

原 告 国 (注1)
 代表者法務大臣 〇 〇 〇 〇
 指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇地方法務局訟務部門 (送達場所) (注2)
 (電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
 (FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
 上 席 訟 務 官 〇 〇 〇 〇
 訟 務 官 〇 〇 〇 〇
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
 国土交通省自動車交通局保障課保障事業室
 専 門 官 〇 〇 〇 〇

II 本案訴訟事件の処理

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

債権管理第○係長 ○ ○ ○ ○

国土交通事務官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

○○運輸局自動車部旅客第○課

自賠償権担当官 ○ ○ ○ ○

自賠償権担当官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○郡○○町大字○○○番地

被 告 ○ ○ ○ ○

③ 所有者 被告

④ 運転者 被告

(4) 事故の態様

被害者が、上記日時に、自家用自動車(○○○か○○○○。以下「被害車両」という。)を運転して、上記場所を○○町方面(北北東)から○○町方面(南)へ直進しようとしたところ、○○町方面(南)から○○町方面(東)に加害車両が右折してきたため、加害車両の左前部と被害車両の右前部とが接触した。

(5) 結果

被害者は、頭部打撲、顔面打撲裂傷、左・右肩打撲の傷害を受けた(甲第2号証)。

2 責任原因

被告は、加害車両の所有者であって、自己のためにこれを運行の用に供していたものであるから、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)3条の規定に基づき、本件事故によって生じた後記損害を賠償する責任がある。

3 損害

被害者は、本件事故により、次のとおり、少なくとも○○○万○○○○円を下らない損害を被った。

(1) 治療費 ○○○○円

○○病院における平成13年4月27日から同年10月3日までの間の治療費(甲第3号証)の合計○○万○○○○円から健康保険からの給付額(甲第4号証)金○○万○○○○円を控除した、被害者本人が負担した金額

(2) 文書料 ○○○○円

被害者が上記傷害につき○○病院から交付を受けた診断書2通(甲第5号証の1及び2)○○○○円及び診療報酬明細書1通(甲第6号証)○○○○円並びに交通事故証明書交付費用(甲第7号証)○○○○円の

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 ○○○万○○○○円

貼用印紙額 ○万○○○○円

第1 請求の趣旨(注3)

1 被告は、原告に対し、金○○○万○○○○円及び内金○○○万○○○○円に対する平成15年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

第2 請求の原因(注4)

1 本件事故の発生

訴外○○○○(以下「被害者」という。)は、次の事故により受傷した(甲第1号証の1ないし3)。

(1) 日 時 平成13年4月27日 午前1時32分ころ

(2) 場 所 ○○市○○町○丁目○番○○号先交差点

(3) 加害車両

① 車 種 小型四輪乗用自動車

② 登録番号 ○○○あ○○○○

合計額から、賠償責任者である被告の支払額（甲第8号証）〇〇〇〇円を控除した金額

(3) 慰謝料 〇〇万〇〇〇〇円

政府の自動車損害賠償事業損害填補基準及び自動車損害賠償責任保険（共済）支払基準（昭和39年2月1日付け運輸省自動車交通局長通達。

以下「填補基準」という。甲第9号証）による日額〇〇〇〇円に上記

(1)記載の治療期間の160日に乗じた金額

(4) 過失相殺

以上合計〇〇〇万〇〇〇〇円を積算したが、被害者にも過失が認められるため、同額から、総損害額(上記(1)において主張した健康保険からの給付額及び同(2)において主張した賠償責任者である被告の支払額を控除せず合算した額) 〇〇〇万〇〇〇〇円の〇〇パーセントに相当する額〇万〇〇〇〇円を過失相殺として控除した。

(5) 合計 〇〇〇万〇〇〇〇円

以上により、原告（国土交通大臣）は、本件事故による被害者に対する填補額は〇〇〇万〇〇〇〇円と認めた。

4 損害の填補及び代位

被告は、自賠法所定の責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者であったので、原告（所管行政庁・国土交通省自動車交通局）は、同法72条1項に基づき、被害者の請求により、平成14年6月25日、訴外〇〇火災海上保険株式会社を通じて上記損害の填補として〇〇〇万〇〇〇〇円を支払った（甲第10号証の1及び2）。

その結果、原告は、自賠法76条1項に基づき、上記填補額を限度として被害者が被告に対して有する損害賠償請求権を取得した。

5 被告の一部弁済

原告は、被告に対し、納入告知書を発送し、平成14年11月23日同告知書は被告に到達した（甲第11号証の1及び2）ところ、被告は、原告に対し、平成15年3月26日、金1万円を支払った（甲第12号証）。

そこで、原告は、同金額を上記損害の填補額〇〇〇万〇〇〇〇円に対する上記填補日の後である平成14年7月30日から支払日である平成15年3月26日までの間の年5分による遅延損害金〇万〇〇〇〇円の一部に充当した。

6 予想される争点（注5）

(1) 被告は、上記一部弁済をしたものの、本件事故は、主として被害者側の過失に基づいて発生したもので、被告は、上記一部弁済額以上の責任を負わないとして争っている。

(2) しかし、被告は、本件交差点において、優先車である直進車両の進行を妨害してはならず（道路交通法37条）、直進車両がある場合には一旦停止あるいは徐行しなければならないのに、この義務を怠り、被害車両が本件交差点に進入する前に本件交差点を右折することができると軽信して、時速15キロメートルの速度のまま本件交差点内に進入し、合図をすることなく右折しようとしたため、被害者は、とっさにハンドルを右に切り、加害車両を避けようとしたが間に合わず、本件事故が発生したものである（甲第1号証の2、証人A（被害者））。

(3) なお、被告及び被害者が進行していた道路は、本件交差点付近において、交通量はさほど多くなく、両側に幅員1.5メートルの歩道があり、さらに、その両側には住宅が立ち並んでおり、見通しは良い。また、本件交差点に信号機は設置されていない。被害者は、本件交差点を制限時速の時速40キロメートルで進行していた。

7 結論

よって、原告は、被告に対し、元本〇〇〇万〇〇〇〇円に対する填補日の翌日以降である平成14年7月30日から平成15年3月26日までの間の年5分による遅延損害金のうち被告の支払済額を控除した残額〇〇〇〇円及び元本を合計した〇〇〇万〇〇〇〇円並びに内金〇〇〇万〇〇〇〇円に対する平成15年3月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

II 本案訴訟事件の処理

証 拠 方 法 (注6)

- 1 甲第1号証の1 交通事故証明書
- 2 甲第1号証の2 実況見分調書
- 3 甲第1号証の3 無保険事故における賠償責任者の認定調書
- 4 甲第2号証 診断書

<以下省略>

附 属 書 類 (注7)

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲第1号証ないし第12号証の写し | 各1通 |
| 3 指定書 | 2通 |

(注1) 訴状には、原告の表示として氏名のほかに住所も記載すべきとされているが(民訴規則2条1項1号)、国を当事者とする訴訟では、「国」と表示するだけで訴訟の主体が特定され、しかも、国を代表する法務大臣(権限法1条)の所在地、すなわち法務省の所在地が東京都千代田区霞が関一丁目1番1号であることは顕著な事実であるから、裁判管轄も明らかである。また、送達場所の届出制度が設けられ、法務局又は地方法務局の所在地を送達場所として届け出ることになる。したがって、訴状に国(法務省)の所在地を記載する必要はないものと解される。

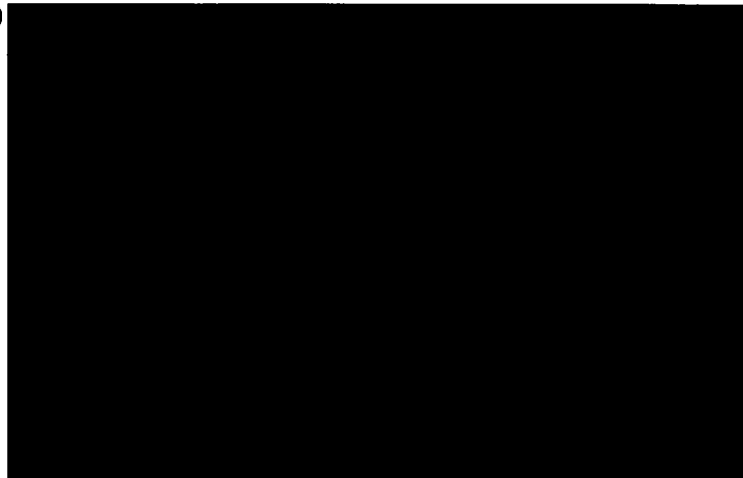
(注2) 送達場所の届出は、各当事者が最初に裁判所に提出すべき訴状、答弁書等の書面に記載してすることとされている(民訴規則41条)。国が原告となる場合、原則として事件に係属する裁判所に対応する法務局又は地方法務局を送達場所とし、その電話番号とファクシミリ番号を記載する(民訴規則53条4項)。

(注3) 請求の趣旨とは、原告が当該訴訟においてどのような判決を求めているかを明らかにするもので、原告の請求が認容されたときの判決主文に対応するものである。

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

(注4) 本件は、自賠法76条1項に基づく請求であるので、①自動車の運行によって事故が発生した事実(請求原因1)、②被告が自己のために運行の用に供した事実(請求原因2)、③原告による損害の填補(請求原因4)が、請求を特定するのに必要な事実(民訴法133条2項2号、民訴規則53条1項参照)であり、これら及び事故によって被害者が損害を被った事実(請求原因3)が請求を理由づける事実である。

(注5)



(注6) 民訴規則53条1項は、立証を要する事由について証拠の記載を要求している。記載を予定する証拠については、書証の場合は、その成立の真正及び立証事項との関係並びに証明力を確認の上、最も適切なもののみを選択し、また、人証の場合は、その認識内容及び認識の正確性を確認した上で記載する(民訴規則85条参照)。

(注7) 指定書のほか、証拠となるべき文書で重要なものの写し(民訴規則55条2項)等を添付する。

〔書式3〕 訴 状 ② (63ページ)

訴 状

被 告 ○ ○ 株 式 会 社
代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 民事部 御中

原告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

原 告 国
代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇地方法務局訟務部門 (送達場所)
(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○
訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇国税局徴収部
国 税 訟 務 官 ○ ○ ○ ○
国 税 徴 収 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇番地

差押債権取立請求事件

訴訟物の価額 1118万円

貼用印紙額 5万6000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金1118万円及びこれに対する平成10年4月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 第1項につき仮執行宣言。

第2 請求の原因

- 1 原告 (所管庁・〇〇税務署長) は、△△市△△町△△番△△号所在の訴外△△株式会社 (以下「滞納会社」という。) に対し、平成16年3月29日現在、既に納期限を経過した平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度に係る法人税 (以下「本件国税」という。) の本税額1250万3000円及びその延滞税134万2800円の国税債権を有していた。

なお、本件国税は、現在も右滞納税額に平成16年3月30日以降の期間に発生した延滞税が加算された全額が未納となっている。

- 2 滞納会社は、建築請負等を業とする会社であるが、平成14年10月3日、被告との間で、次の約定のもとに鉄筋コンクリート造3階建の建物 (以下「本件建物」という。) の建築請負契約 (以下「本件請負契約」という。) を締結した (甲第1号証)。

場 所 〇〇市〇〇町〇〇号

代 金 2億2000万円

支払方法 平成14年10月3日 6000万円

II 本案訴訟事件の処理

平成14年11月15日 1300万円
上棟時 7300万円
完成引渡時 7400万円

滞納会社は、平成15年5月16日、本件建物を完成して、被告に引き渡したが、被告は、完成引渡時までに合計2億円を支払ったのみで、残額2000万円を支払わなかった。

3 被告は、滞納会社に対し、本件建物に瑕疵があると主張し、瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求権と上記2000万円の残代金請求権とを対当額で相殺する旨の主張をした。

滞納会社は、平成16年2月16日、被告との間で、和解契約を締結し、滞納会社が本件建物の建築請負代金の残額として被告に対し1118万円の債権（以下「本件債権」という。）を有することを確認した上、被告は滞納会社に対し、同金額を同年3月31日限り支払う旨の合意をした（甲第2号証。以下「本件和解契約」という。）。

4 原告は、本件国税を徴収するため、平成16年3月29日、国税徴収法62条の規定に基づき、滞納会社の有する本件債権を差し押さえた上、同日、履行期限を同月31日と定めた債権差押通知書を被告に送達した（甲第3号証）。その結果、原告は、国税徴収法67条の規定に基づき、本件債権の取立権を取得した。

5 予想される争点

(1) 原告は、本件債権の取立権に基づき、被告に対し1118万円の支払を求めたところ、被告は、その支払を拒否した。被告は、その理由について、本件建物には、本件和解契約当時気付かなかった瑕疵があり、瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求権は、上記請負残代金の2000万円と同額で、上記相殺の結果、請負残代金は存在していなかったのであるから、本件和解契約は錯誤により無効である旨主張する。

(2) しかし、滞納会社と被告間では、平成15年5月16日から、平成16年2月16日までの間、5回にわたる話し合いが持たれ、本件建物の

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

瑕疵について確認しあった後に、本件和解契約が締結された（甲第4号証）。そして、被告と滞納会社間の本件和解契約書（甲第2号証）によると、①本件建物に関する瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求権は882万円であること、②本件請負契約に基づく残代金は、1118万円であること、③被告は、滞納会社に対し、平成10年3月31日限り、同請負残代金を支払うこと、④被告は、その余の瑕疵修補請求権及びこれに代わる損害賠償請求権を放棄し、滞納会社、被告間には、本件和解契約に定める以外に何らの債権債務がないことを合意したことが認められるのであるから、被告の主張は理由がないばかりでなく、そもそも民法696条により主張自体が失当である。

6 よって、原告は、被告に対し、本件和解契約に基づき、本件債権1118万円及びこれに対する前記債権差押通知書記載の履行期限の翌日である平成16年4月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 請負契約書
- 2 甲第2号証 和解契約書
- 3 甲第3号証 債権差押調書
- 4 甲第4号証 滞納会社代表者に対する質問てん末書

附 属 書 類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲第1号証ないし第4号証の写し 各1通
- 3 商業登記簿謄本 1通
- 4 指 定 書 2通

〔書式4〕 指 定 書 (72, 73ページ)

第〇〇〇〇〇号

指 定 書

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

所属庁及び 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

その所在 〇 〇 法務局訟務部

官職氏名 部 長 甲 野 一 郎

部 付 乙 野 二 郎

上 席 訟 務 官 丙 野 三 郎

訟 務 官 丁 野 四 郎

法 務 事 務 官 戊 野 五 郎

上記の者を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき 被告 国 のため下記事件につき裁判上の行為を行う職員に指定する。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

法 務 大 臣 〇 〇 〇 〇 印

記

原 告 〇 〇 〇 〇 被 告 国

〇 〇 地 方 裁 判 所 〇 〇 支 部

平 成 〇 年 (7) 第 〇〇〇 号

損 害 賠 償 請 求 事 件

〈参考5〉 訴訟進行に関する照会書 (75ページ)

平成〇〇年(7)第〇〇〇〇号

訴訟進行に関する照会書

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

本件の円滑な進行を図るため、下記の照会事項に御回答の上、早急に当部に提出されるよう御協力ください(ファクシミリも可)。

なお、御回答いただいた書面は、本件の訴訟記録につづり込むこととなります。

(照会事項)

- 1 郵便による訴状送達の可能性
 - 被告の住所地に、平日、本人又は同居者・事務員がいる
 - 被告の住所地に、休日の方が、本人又は同居者・事務員がいる
 - 被告の住所不明ということで、公示送達になる見込み
- 2 被告の就業場所について
 - 判明している ()
 - 調査したが分からない 調査未了
- 3 被告の欠席の見込み ある ない 不明
- 4 被告との事前交渉 ある ない
- 5 被告との間の別事件の有無
 - ある 裁判所名 裁判所 事件番号 平成 年 () 第 号
 - ない
- 6 事実に関する争い ある ない
- 7 和解について
 - 条件次第である
 - 全く考えていない
- 8 その他、裁判の進行に関する希望等、参考になることがあれば自由に記入してください

平成 年 月 日 回答者 電話番号

II 本案訴訟事件の処理

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

〔書式5〕 公示送達申立書（76ページ）

〔書式6〕 移送申立書①（78ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇号 損害賠償請求事件

平成〇〇年（行ウ）第〇〇号 障害厚生年金等裁定請求却下処分取消請求事

原告 国

件

被告 〇 〇 〇 〇

原告 〇〇〇〇

被告 国

公示送達申立書

移送申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部民事部 御中

〇〇地方裁判所第〇民事部合議〇係 御中

原告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

申立人（被告）指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇法務局訟務部

部 付 〇 〇 〇 〇 ㊟

上 席 訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

頭書の事件につき、被告の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないので、被告に送達すべき書類を公示送達によって送達されるよう申し立てます。

添 付 書 類

- 1 戸籍謄本
- 2 戸籍の附票
- 3 住民票謄本
- 4 国の債権に係る債務者の所在についての回答書
- 5 収容施設についての回報書
- 6 自賠償務者との折衝結果報告書
- 7 債務者〇〇〇〇の最終納入後の折衝経緯書

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇地方法務局訟務部門（送達場所）

（電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

（FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

法 務 事 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都杉並区高井戸西〇丁目〇番〇〇号

社会保険業務センター〇〇部〇〇課

業 務 管 理 課 長 〇 〇 〇 〇 ㊟

審 査 係 長 〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 申立ての趣旨

本件を大阪地方裁判所に移送する
との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 本件は、原告が社会保険庁長官に対し、〇〇社会保険事務所を經由して、国民年金法（以下「国年法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）に基づく障害に関する年金給付を求めたところ、同長官から、平成〇〇年〇月〇日付けて、これを却下すると処分（以下「本件却下処分」という。）を受けたことから、同処分は違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）12条1項は、「取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。」と規定しており、被告の普通裁判籍の所在地は東京都であり、また、本件却下処分は社会保険庁長官がなしたもので、行政庁である社会保険庁長官の所在地は東京都である。さらに、行訴法12条4項は、国を被告とする取消訴訟について、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる旨規定されているところ、〇〇に住所を有する原告の普通裁判籍を管轄する高等裁判所は大阪高等裁判所であり、その所在地を管轄する地方裁判所は大阪地方裁判所である。したがって、被告は、本件訴訟を大阪地方裁判所へ移送することを求める。

2 原告は、本件訴訟を御庁に提起しているが、これは〇〇社会保険事務所が行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するとの見解に立ったものと思われる。

しかしながら、本件却下処分に関し、〇〇社会保険事務所を行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するものということはできない。以下にその理由を述べる。

(1) 「事案の処理に当たった下級行政機関」の意義

行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった」とは、当該処分等に関し事案の処理そのものを実質的に関与したことをいうのであって、当該下級行政機関が処分庁の依頼によって当該処分の成立に必要な資料の収集を補助したり事案の調査の一部を担当したりしたにすぎないような場合や、申請書及びその添付書類を受理してその形式審査を行い、申請人に対しその不備を指摘して補正させたり添付書類を追完させたりした上でこれを処分庁に進達したにすぎないような場合などは、当該下級行政機関は、原則としていまだ事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することはできず、当該下級行政機関において自ら積極的に事案の調査を行い当該処分の成立に必要な資料を収集した上意見を付してこれを処分庁に送付ないし報告し、これに基づいて処分庁が最終的判断を行った上で当該処分をした等の事情の存在が必要である（最高裁判所平成13年2月27日第三小法廷決定・民集55巻1号149ページ）。もっとも、当該下級行政機関において処分庁に対する意見具申をしていないときであっても、処分要件該当性が一義的に明確であるような場合などは、当該下級行政機関の関与の具体的態様、程度等によっては、当該下級行政機関は当該処分に関し事案の処理そのものを実質的に関与したと評価することができる場合がある（同決定）。

本件却下処分については、以下に述べるように、〇〇社会保険事務所が事案の処理そのものを実質的に関与したということとはできない。

(2) 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の所掌事務並びに被告の事務処理について

厚生年金保険事業は、政府が管掌し（厚年法2条）、厚年法による各種の保険給付を受ける権利の裁定は、受給権者の請求に基づいて、社会保険庁長官が行う旨規定されている（同法33条）が、いずれも政令の定めるところにより、同法に定める社会保険庁長官の権限については、その一部を地方社会保険事務局長に委任することができ（同法4条1項）、さらに、地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部

II 本案訴訟事件の処理

は、社会保険事務所長（以下、地方社会保険事務局長と併せて「社会保険事務所長等」という。）に委任することができる（同条2項）とされており、同法施行令1条ないし3条において、社会保険事務所長等に委任して行わせる事務の範囲が具体的に規定されている。

そして、障害に関する給付については、裁定の請求書が社会保険事務所長等を経由して被告に送付され、被告が裁定することとされている（厚年法33条、同法施行規則44条及び81条の2第2項）。

(3) 地方社会保険事務局事務所及び社会保険事務所における事務処理について

地方社会保険事務局事務所及び社会保険事務所（以下「事務所」という。）が、裁定請求書の受付、点検、補正及び被告への進達を取り扱う場合は、昭和61年3月31日付け庁業発第13号社会保険庁年金保険部業務第一課・第二課長通知に基づき、「国民年金・厚生年金保険・船員保険年金給付裁定請求書の進達事務の手引」（乙第〇号証、以下「手引」という。）によって行うこととされている。

手引によれば、事務所は、所定の様式の裁定請求書及び添付書類が提出されると、裁定請求書の所定欄に受付印を押印して受理し、次いで、受理した裁定請求書の点検・補正等を、手引の「点検、補正要領」に基づき、その記載事項及び添付書類等について行うこととなっており、具体的には、請求書記載事項と添付書類との照合、希望の払込金融機関が国庫金の振込みができる金融機関であることや金融機関の証明印があることの確認などの点検、補正作業を行った後、裁定請求書進達票を作成、添付して、被告に進達することになっている。

(4) 本件却下処分に関する〇〇社会保険事務所の事務処理内容について

本件において、原告の裁定請求書及び添付書類を受け付けた〇〇社会保険事務所が行った事務の内容は次のとおりである。

ア 原告から、平成〇〇年〇月〇日、国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書（乙第1号証、以下「本件裁定請求書」とい

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

う。）を、同日以後、本件裁定請求書の添付書類として、国民年金厚生年金保険船員保険診断書、病歴・就労状況等申立書、診断書及び受診状況等について（回答）（乙第〇ないし第〇号証（以下「添付書類」という。））を、それぞれ受領した。

イ 〇〇社会保険事務所は、本件裁定請求書の記載事項及び添付書類について、次の確認を行った。

- ①本件裁定請求書記載の原告の年金手帳の基礎年金番号について、年金手帳と照合した。
- ②本件裁定請求書記載の原告の生年月日及び氏名について、戸籍抄本及び年金手帳と照合した。
- ③本件裁定請求書記載の性別について、男又は女のいずれか一方を丸印で囲んであるか確認し、年金手帳と照合した。
- ④本件裁定請求書記載の原告住居地の郵便番号について、郵便番号簿により確認した。
- ⑤本件裁定請求書記載の希望の振込金融機関が国庫金の振込みができる金融機関であることを確認した。
- ⑥本件裁定請求書記載の配偶者の氏名、生年月日、続柄を戸籍抄本により確認した。
- ⑦本件裁定請求書記載の公的年金制度加入経過等について、記入漏れがないか確認した。
- ⑧原告が第4種被保険者あるいは船員保険の年金任意継続被保険者となることがないこと及び障害の原因が第三者の行為によるものではないことを確認した。
- ⑨診断書の添付を確認した。
- ⑩障害の原因である傷病について、記入漏れ又は記入誤りがないか確認した。
- ⑪その他、印漏れや記載事項の不備、添付書類の不備等がないか確認した。

ウ ○○社会保険事務所は、上記イ記載の各事項について確認した後、裁定請求進達票を作成し、裁定請求書及び添付書類とともに社会保険庁長官へ送付して進達した。○○社会保険事務所から社会保険庁長官への進達に際し、処分に関する意見具申について定めた法令上の規定はなく、現実の進達においても同事務所からの意見具申はなかった。

(5) 本件に関する社会保険庁における事務処理について

社会保険庁長官は、平成○○年○○月○○日、○○社会保険事務所から進達された本件裁定請求書及び添付書類を受領し、原告の診断書等を医師に見せ、その発病・初診日がいつであるのかについての医学的知見を得るなどした上で、平成○○年○○月○○日付けで、原告に対し、請求のあった傷病（腎不全）について、発病日及び初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることを確認できず、重複請求であるとして、本件却下処分を行った（乙第○号証）。

なお、厚年法2条に定める厚生年金保険事業の実施は、厚生労働省設置法4条98号により、厚生労働省が所管することとなり、厚生労働省組織令164条により、厚生年金保険の保険給付等は社会保険業務センターが行うものとされているため、本件却下処分の通知は、社会保険業務センター所長名で行っている。

(6) 上記第2, 2, (4)記載の事実関係によれば、本件却下処分に関して○○社会保険事務所がなした事務は、裁定請求書及び添付書類を受領してその形式審査を行い、社会保険庁長官に進達したというものにすぎず、○○社会保険事務所が、自ら積極的に事案の調査を行い本件却下処分の成立に必要な資料を収集したことも、社会保険庁長官に対する意見具申をしたこともないことはもとより、本件不支給処分に関し、事案の処理そのものに実質的に関与したと評価できるだけの事務の処理も、事案の処理の核心的部分に当たる事務の処理もしていないことは明らかである。

他方、上記第2, 2, (5)記載のとおり、社会保険庁長官は、保険給

付の可否に関して、原告の診断書等を医師に見せた上、その発病日がいつであるのかについての医学的知見を得て却下との判断をしているのであって、社会保険庁長官の事務内容は機械的な単純作業とはいえないばかりか、その判断要件についてもこれが一義的に明確なものであるとはいえない。また、本件却下処分をするに際し、○○社会保険事務所の行った事務と社会保険庁長官の行った事務とを比較して、前者の事務が核心的部分であるといえないことも明らかである。

(7) 以上のとおりであるから、○○社会保険事務所は、行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」には該当しないというべきである。

第3 結論

以上のとおり、本件訴訟は、御庁の管轄には属さないものであるから、行訴法7条及び民訴法16条1項に基づき、本件訴訟を大阪地方裁判所へ移送することを申し立てる。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式7〕 移送申立書② (79ページ)

平成〇〇年(行ウ)第〇〇〇号 国有林野継続使用不許可処分取消請求事件

原告 〇 〇 〇 〇

被告 国

移 送 申 立 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 申立ての趣旨

本件を〇〇地方裁判所に移送する。

第2 申立ての理由

1 本件訴訟は、下記の訴訟(以下「〇〇訴訟」という。)に対して、行政事件訴訟法13条6号に定める「関連する請求」に該当する。

係属裁判所 〇〇地方裁判所
事件番号 平成〇〇年(行ウ)第〇〇号
事件名 国有林野使用不許可処分取消請求事件
原告 〇 〇 〇 〇
被告 国

すなわち、両訴訟の主要な争点は、ともに〇〇営林署管内において原告が使用許可を受けていた国有林野の使用料を滞納したか否かという問題であり、また、被告準備書面(5)で指摘したとおり、既に提出されている両訴訟の書証はその大部分において同一であって、両訴訟とも人証申請はま

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

だなされていないものの、同一の人証が申請される可能性は極めて高い。

このように、両訴訟が主要な争点を共通にし、主張、書証、人証を同じくする以上、両訴訟の対象である各処分が具体的関連性を有していることは明らかであるので、本件請求は関連請求に当たる。

2 本件訴訟を〇〇地方裁判所に移送し、〇〇訴訟と併合して審理することは、審理の重複を避け、遅延を防止し、訴訟経済に資することになる。

審理の遅延についていえば、これまでも、原告から、〇〇訴訟の期日を考慮して本件訴訟の期日を指定されたい旨の要求があったため、本件訴訟の進行が遅れたきらいがあるが、まして証人尋問に入れば、両訴訟を各別の裁判所で審理することによる遅延は、一層大きなものとなるであろうと考えられる。

また、両訴訟のうち一方においては証人尋問を行わず、他方の証人調書を書証として提出するという処理は、直接主義の要諦からみて好ましいものではない。

さらに、このままでは、両訴訟は各別の裁判所において判決がなされることになるので、判断の矛盾抵触の可能性がある。しかも、両訴訟は、控訴審に至ってさえ、高等裁判所の土地管轄の関係から各別の高等裁判所に係属することになるので、控訴審でも併合して審理、判断することはできないのである。その上、行政事件訴訟法13条による移送は、両訴訟の一方が高等裁判所に係属した後は、もはや不可能である(同条ただし書)。

3 以上の事情により、被告は、本件を〇〇地方裁判所に移送して、本件訴訟が〇〇訴訟と併合して審理、裁判される道を開くべきであると思料し、申立ての趣旨記載の裁判を求めるものである。

【審式8】 答 弁 書 ① (78, 81ページ)

※ この書式は、「本案に対する答弁」の基本的な形を示したものです。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 所有権確認等請求事件

直送済

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 国

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

被告指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門(送達場所)(注1)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県農林部農地課

課 長 補 佐 ○ ○ ○ ○ ㊟

主 幹 ○ ○ ○ ○ ㊟

主 事 ○ ○ ○ ○ ㊟

第1 請求の趣旨に対する答弁(注2)

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否(注3)

1 請求原因1について

本件土地を含む〇〇市〇〇町周辺地区が、元陸軍省所管に係る〇〇飛行場であったが、終戦に伴い、飛行場としての使用が廃止されたこと、及び本件土地について、地目を「畑」として、昭和〇〇年〇月〇日所有者農林省とする所有権保存登記がされていることは認めるが、近隣住民が占有し、開墾し、農地として耕作を開始するに至ったことは不知。その余は否認する。

元飛行場の敷地のほとんどについては、昭和〇〇年〇月〇日から数次にわたって自作農創設特別措置法又は農地法に基づき計画的に払下げを行ってきたものであるが、同飛行場のすべてを払い下げたものではない。

2 請求原因2について

原告が、遅くとも昭和〇〇年〇月〇日から、所有の意思をもって分筆前の本件土地全体を平穩公然と占有してきたものであり、昭和〇〇年〇月〇日に20年の取得時効が完成し、分筆前の本件土地全体について所有権を取得したとの主張については争う。その理由は、後記第3の被告の主張のとおりである。

3 請求原因3について

原告が、本件土地について昭和〇〇年〇月〇日以来の占有形態を保持して今日まで占有を継続しているとする点については、否認する。その理由は、後記第3の3のとおりである。

その余は認める。

なお、〇〇〇番の土地の面積は〇畝〇歩、〇〇〇番〇の土地の面積は〇〇平方メートルが正しい。

4 請求原因4について

争う。

第3 被告の主張(注4)

II 本案訴訟事件の処理

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

1 予想される争点

被告は、次に述べるとおり、①原告が、時効完成時として主張する昭和〇〇年における原告の本件土地占有の事実を否認するほか、②原告の占有には所有の意思がなかったこと、及び③原告が時効利益を放棄したか、又は時効援用権を喪失したと主張するものであり、これらが本件における争点となると解される。

2 本件土地について

(1) 本件土地の沿革

本件土地は、その付近一帯を含めて旧飛行場敷地の一部であったが、終戦に伴い、飛行場としての用途が廃止され、昭和〇〇年〇月〇日大蔵省から農林省へ所管換えされたものである。昭和〇〇年〇月〇日付けで本件土地を含む分筆前の〇〇〇番畑〇畝〇歩の土地につき表示登記及び所有権保存登記がされた後、昭和〇〇年〇月〇日付けで同土地につき、〇〇〇番〇畑〇〇平方メートルと同番〇畑〇〇平方メートルとに分筆登記がされた。分筆された〇〇〇番〇の土地は、昭和〇〇年〇月〇日付けで大蔵省に所管換えされ、更に同年〇月〇日付けで建設省に所管換えされ、国道〇号線の道路敷地として使用されている。本件土地は売渡し等の処分がされず、農地法78条2項の規定により、〇〇県知事によって管理され、現在に至っている。

(2) 原告の買受申込みについて

分筆前の本件土地について、昭和〇〇年〇月〇日、原告から〇〇市農業委員会に対し農地法37条に基づき農地買受申込書が提出されたので(乙第1号証)、〇〇市農業委員会から〇〇県に対し売渡し進達書が提出された(乙第2号証)。しかし、〇〇県からは、同年〇月〇日「現地状況から見て肥培管理をして栽培しているとは認められず、農地法36条による売渡しは不相当と思われる。」との理由で、〇〇市農業委員会に対し売渡し進達書が返戻されたため(乙第3号証)、昭和〇〇年〇月〇日〇〇市農業委員会から原告に対し農地買受申込書が返戻された。その後

も、原告は、昭和〇〇年〇月〇日〇〇県及び市の担当職員に対し本件土地の払下げを希望し、さらに、昭和〇〇年〇月〇日に〇〇市農業委員会へ払下方の相談をし、平成〇〇年〇月〇日にも代理人を通じて〇〇市農業委員会に払下方の相談をするなど、本件土地の買受けの意向を示し続けている。

3 原告の占有(争点①)を否認する理由について

原告は、昭和〇〇年〇月〇日から分筆前の本件土地全体を、造園業の樹木用地に転用し、ユーカリ、ドラセナ、蘇鉄等を植栽し、以降適時手入れを行いつつ、今日に至っていると主張する。しかし、仮に、原告がそのころ本件土地にユーカリ等を植栽したことがあったとしても、上記2の(2)で述べたとおり、原告提出の農地買受申込書の返戻理由にあるように、昭和〇〇年〇月〇日の本件土地の状況は、肥培管理をして樹木を植栽していたと認められるような状況でなかったものであり、本件土地の現況も自生したとみられる雑木が繁茂しているような状況であるから、少なくとも昭和〇〇年以降については原告が本件土地を管理占有していたとはみえず、同時点以降、原告は占有していない。

4 所有の意思の推定を覆す事実(争点②)とこれに関連する重要な事実について

所有の意思は、民法186条によって推定されるが、その推定は、占有者が占有中、真の所有者であれば通常は採らない態度を示し、若しくは所有者であれば当然採るべき行動に出なかったなど、外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったものと解されるときは、占有者の内心の意思を問わず、所有の意思は否定されるべきものである(最高裁昭和58年3月24日第一小法廷判決・民集37巻2号131ページ)。

そこで、原告についてみると、上記2の(2)で述べたとおり、原告は分筆前の本件土地について被告から売渡しを受けるべく、農地法37条に基づく農地買受申込書を提出しており、同申込書が返戻された後も、原告

II 本案訴訟事件の処理

は、昭和〇〇年、昭和〇〇年、平成〇年と本件土地の買受けの意向を示し続け、所有者であれば通常採らない態度を示しているのである。また、原告は、本件土地に係る固定資産税を負担しておらず、本件土地について保存登記や分筆登記がされたこと、及び分筆後の〇〇〇番〇の土地が道路敷地として使用されたことに対して、何らの異議も申し立てていない。

これらのことから、原告は、外形的・客観的にみて、被告の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったことは明らかである。

5 時効利益の放棄ないし時効援用権の喪失に該当する具体的事実(争点③)について

仮に、本件土地について原告の取得時効が成立したとしても、上記2の(2)で述べたとおり、原告は時効完成後の昭和〇〇年、昭和〇〇年、平成〇年と本件土地の買受けの意向を示していたのであるから、これによって、時効利益を放棄し、又は時効の援用権を喪失したものである。

証拠方法(注5)

- 1 乙第1号証 農地買受申込書
- 2 乙第2号証 売渡進達書
- 3 乙第3号証 返戻書

附属書類(注6)

- 1 乙第1ないし第3号証の写し 各1通
- 2 指定書 2通

(注1) 送達場所の届出は、各当事者が最初に提出すべき訴状・答弁書等の書面に記載してすることとされているので(民訴規則41条)、国が被告となる場合、原則として事件に係属する裁判所に対応する法務局又は地方法務局を送達場所として答弁書に記載し、その電話番号及びファクシミリ番号も記載する。

(注2) 請求の趣旨に対する答弁として、被告が求める判決の主文に相当する事項を記載する。また、裁判所は、職権で訴訟費用の負担に関する

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

裁判をしなければならないとされているが(民訴法67条1項)、通常は、その申立てを行っている。

(注3) 請求の原因に対する答弁は、訴状の請求の原因で主張されている原告の請求を特定ないし根拠づける個々の事実についての認否を明らかにするものである。認否の態様には、①認める、②否認する、③知らない(不知)がある。原告の主張事実を否認する場合には、争点を明らかにするため、その理由を記載する必要がある。また、不知とする場合には、理由の記載は要求されていないが、原告主張事実疑問点が指摘できるときは、その旨を記載することが争点を明確にする上で相当であろう。

(注4) 争点に関する被告の主張として、請求原因事実を否認する理由(被告の主張2(2)及び3)や抗弁事実(被告の主張2(2)及び4)等を具体的に記載する。

(注5) 立証を要する事由についての証拠方法を記載する(民訴規則80条1項)。

(注6) 指定書のほか、重要な証拠の写しも添付する(民訴規則80条2項)。

〔書式9〕 答 弁 書 ② (78, 81, 82ページ)

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 国家賠償請求事件

直送済

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 国

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

被告指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門(送達場所)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇国税局徴収部

国 税 訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

国 税 徴 収 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
こと
を求める。(注)

第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1項の事実のうち、〇〇税務署財務事務官〇〇〇〇(以下「〇〇事務官」という。)が平成〇〇年〇月〇日、原告の国税に対する滞納処分として訴状別紙物件目録記載の工作機械1台(以下「本件機械」という。)を差し押さえた(以下「本件差押え」という。)こと及び本件差押えが同年〇〇月〇〇日まで継続していたことは認め、その余は否認する。その理由は後記第3のとおりである。
- 2 第2項の事実のうち、本件機械が訴外〇〇〇〇所有物であること及び原告が本件機械が原告の所有に属するものでない旨を申し立てたことは否認し、その余は争う。
- 3 第3項の事実のうち、原告に損害が生じたことは争い、その余は知らない。
- 4 第4項は、争う。

第3 被告の主張

- 1 本件機械は、原告が営業用に使用する機械で、原告の肩書住所所在の営業所の庭に設置され、外観上原告の占有下にあり、また、本件差押えに際し、立会人である原告は、その所有権の帰属につき格別の異議を述べなかつたのである(乙第1号証)から、〇〇事務官が本件機械を原告の所有に属するものと判断して差し押さえたことに過失はない。
- 2 〇〇事務官は、本件機械の本件差押えに当たり、国税徴収法60条1項の規定に基づき、原告に対し、本件機械の保管を命ずるとともに、同法61条1項の規定に基づき本件機械の使用収益を許可した(乙第2号証)のであるから、原告主張の損害が発生する余地はない。

第4 結論

II 本案訴訟事件の処理

よって、原告の請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 原告に対する質問てん末書
- 2 乙第2号証 差押調査

附 属 書 類

- 1 乙第1号証及び第2号証の写し 各1通
- 2 指定書 2通

(注) 財産権上の給付請求につき原告が仮執行宣言の申立てをしている場合には、担保を条件とする執行免脱を申し立てることとされている。

平成15年4月30日付け法務省訟企第350号訟務企画課長通知
(訟務通達集(11)490ページ) 参照

[審式10] 上 申 書 (82ページ)

※ この書式は、答弁書で仮執行の開始時期の猶予を申し立てた場合に答弁書と併せて裁判所に提出する上申書の書式です。

上 申 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○

日本郵政公社法の施行により、平成15年4月1日に日本郵政公社が設立され、国が行っていた郵政事業が同公社に移行しました。ところで、従来、仮執行宣言付判決を債務名義として国に対して仮執行をする場合には、債権者が郵便局保有の現金に対してこれを行うのが通常でした。しかし、平成15年4月

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

1日以降、日本郵政公社は国とは別法人になったことから、これができなくなりました。従来、郵便局に対する仮執行についても、事務に対する支障は皆無ではありませんでしたが、今後、国に対する仮執行は、国に属するいかなる機関のいかなる金品が対象とされるかを想定することが困難であり、国民に対する国の事務の遂行について混乱が生ずる場合も考えられるところです。もとより、国には債務確定後の支払能力の観点からの問題はありせんので、仮執行宣言を付すかどうかについては、上記事情も御考慮いただき、慎重に御判断いただきますようお願いいたします。

また、判決において仮執行宣言を付される場合について、答弁書において、担保を条件とする仮執行免脱宣言に加え、その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とされるよう申立てをさせていただいたのも上記の趣旨によるものです(東京高裁平成6年3月30日判決・判例時報1498号25ページ、熊本地裁平成13年5月11日判決・判例時報1748号30ページ、東京地裁平成14年10月29日判決・訟務月報49巻2号377ページなど参照)。

おって、本書面は、国に対して金員の支払を求める事件すべてについて提出させていただいているものです。

〔書式11〕 答 弁 書 ③ (78, 81, 85ページ)

※ この書式は、本案の答弁に併せて、請求原因につき原告の釈明を求めた事例です。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 損害賠償請求事件 直送済

原 告 〇〇株式会社

被 告 国 ほか〇名

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部民事部合議係 御中

被告指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎

〇〇地方法務局訟務部門(送達場所)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

上 席 訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方整備局〇〇課

課 長 補 佐 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇 〇 係 長 〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宜旨は相当でないが、仮に仮執行宜旨を付する場

合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行宜旨
- (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること
を求める。

第2 求釈明

- 1 被告国に対する国家賠償法1条1項に基づく請求において、いかなる公務員のいかなる義務違反を問題とする趣旨か、明らかにされたい。
- 2 被告国に対する国家賠償法2条1項に基づく請求において、何をもって「公の營造物」であると主張するのか、明らかにされたい。

第3 請求の原因に対する認否及び反論

上記求釈明に対する回答を待って、追って準備書面により主張する。

II 本案訴訟事件の処理

〔審式12〕 答 弁 書 ④ (78, 81ページ)

※ この審式は、本案前の答弁と本案の答弁を併せて行う場合の作成例です。

平成〇〇年(行ウ)第〇〇号 行政処分取消等請求事件 直送済

原告 〇〇〇〇

被告 国(処分行政庁 警察庁長官)

答 弁 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇法務局訟務部(送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部 付 〇 〇 〇 〇 ㊟

上席訟務官 〇 〇 〇 〇 ㊟

訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 請求の趣旨第1項の訴えを却下する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

2 本案の答弁

- (1) 請求の趣旨第2項の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

第2 請求の趣旨第1項の訴えに対する本案前の答弁の理由

1 原告が取消しを求める「行政処分」について

原告は、請求の趣旨第1項において、「原告に下した行政処分」の取消しを求めている。

原告は、請求の原因(1)において、「左折した際に2段階右折をしていないことで警察官より行政処分を受け、反則金3千円を徴収される結果となった。」、同(2)において、「第四交通機動隊員は、交差点右左折方法違反で行政処分を下し、反則金3千円の納付を促し、原告は、3千円を支払った。」とそれぞれ主張しており、道路交通法(以下「法」という。)126条に定めるところの反則告知又は法127条に定めるところの通告を「行政処分」としている。

2 交通反則通告制度について

警察官は、反則者があると認めるときは、居所又は氏名が明らかでないとき、その者が逃亡するおそれがあるときを除き、その者に対し、反則行為となるべき事実の要旨等を書面で告知し(法126条1項)、当該反則告知に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察の警察本部長(法114条の2により警視總監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。)に速やかにその旨を報告しなければならないこととされている(同条3項)。

警察本部長は、法126条3項に基づく反則告知の報告を受けた場合において、反則告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告する(法127条1項)。

通告に係る反則金の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して10日以内に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならないとされており(法128条1項)、反則金を納付した者は、当該通告の理由となった行為について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付

されない（同条2項）。

また、反則告知を受けた者は、当該反則告知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、反則金に相当する金額を政令で定めるところにより、仮に納付することができ（法129条1項）、仮納付した者に対する通告は、政令で定めるところにより公示して行うことができるとされている（同条2項）。仮納付をした者に対して通告があったときは、当該仮納付は、反則金の納付とみなされる（同条3項）。

3 本件訴えが不適法であること

(1) 交通反則通告制度の概要は以上のとおりであり、東京都内においては、反則告知を行うのは、警視庁の警察官であり、通告を行うのは、警視總監である。

行政事件訴訟法11条1項1号は、処分の取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないと定めているところ、原告が取消しを求める「行政処分」が、反則告知、通告のいずれであるとしても、被告に属する行政庁は何らこれに関与していない。

(2) また、法は、通告を受けた者が、その自由意思により、通告に係る反則金を納付し、これによる事案の終結の途を選んだときは、もはや当該通告の理由となった反則行為の不成立等を主張して通告自体の適否を争い、これに対する抗告訴訟によってその効果の覆滅を図ることはこれを許さず、このような主張をするのであれば、反則金を納付せず、後に公訴が提起されたときにこれによって開始された刑事手続事件の中でこれを争い、これについて裁判所の審判を求める途を選ぶべきであるとしているものと解するのが相当であり、反則金納付の通告は抗告訴訟の対象とならないとされている（最高裁判所昭和57年7月15日第一小法廷判決・民集36巻6号1169ページ）。

(3) したがって、本件訴えは、不適法として却下されるべきことが明らかである。

第3 請求の趣旨第2項の請求について

1 請求の原因に対する認否

- (1) 原告が、請求の原因(1)、(2)記載の各反則金を納付した経緯は不知。
- (2) 原告が各反則金を納付したとの点については、関係資料の保存期間が経過しているため、認否できない。
- (3) その他は争う。

2 被告の主張

- (1) 原告は、請求の趣旨第2項において、原告が納付した反則金6000円の返還を求めているところ、いかなる法的根拠に基づき、納付した反則金の返還を求めめるかについては何ら明らかにしておらず、この点において、原告の主張はそれ自体失当であることを免れない。
- (2) 前掲最判が判示するとおり、通告を受けた者がその自由意思により、通告に係る反則金を納付し、これによる事案の終結を選んだときは、もはや当該通告理由となった反則行為の不成立等を主張して通告自体の適否を争うことはできないのであり、したがって、また、納付された反則金が法律上の原因なく納付されたものと主張することはできないものというべきである（高松高等裁判所平成10年5月11日判決・乙第2号証、最高裁判所平成10年10月22日第一小法廷決定・乙第3号証）。

原告は、法34条5項の右折方法に違反したことにより反則金を納付すべき理由はないと主張するようであるが、その主張には理由がないことが明らかである。

- (3) また、会計法30条の規定により、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについての消滅時効期間は5年と定められているところ、訴状によれば、原告は、遅くとも平成10年ころには本件請求に係る各反則金を納付したと認められるから、仮に原告が被告に対する何らかの金銭返還請求権を有していたとしても、同請求権については、提訴時において既に消滅時効が完成している。被告は、本答弁書において、上記消滅時効を援用する。

II 本案訴訟事件の処理

- (4) 以上のとおり、原告の請求の趣旨第2項の請求は主張自体失当であることが明らかであるから、上記請求は直ちに棄却されるべきである。

第1節 事件の立件及び既状又は答弁書の提出

【書式13】 答 弁 書 ⑤ (78, 79ページ)

※ この書式は、行政機関としての〇〇法務局長を被告とする損害賠償請求訴訟に対する答弁書(本案前の答弁)の作成例です。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 〇 〇 〇 〇

被 告 〇〇法務局長

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部〇〇係 御中

被告指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎

〇〇法務局訟務部民事訟務部門(送達場所)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

上 席 訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

訟 務 官 〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 民事訴訟上の当事者能力を有する者は民法上の権利義務の主体となり得る者でなければならないところ、権利義務の帰属主体たり得ない行政庁は、当事者能力を有しないから、〇〇法務局長を被告とする本件訴えは不適法

II 本案訴訟事件の処理

であることは明らかである。

なお、国家賠償法1条によって損害賠償義務を負う者は、国又は公共団体であって行政庁ではない（京都地裁昭和46年8月26日判決・判例時報653号102ページ）。

- 2 よって、〇〇法務局長には民事訴訟における当事者能力がないから、〇〇法務局長に対する本件訴えは不適法である。

〔参考書式〕 答 弁 書 ⑥

※ この書式は、国の指定代理人個人を被告とする損害賠償請求訴訟の答弁書作成例です。公務員個人を被告とする訴訟について、訟務部局が直接関与することはできませんが、相談等に応じることは差し支えありません。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 ○ ○ ○ ○

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部〇〇係 御中

被 告 ○ ○ ○ ○ ⑥

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 被告の主張

原告は、被告に対する請求原因として、別訴における国の指定代理人で

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

ある被告が、当該訴訟における訴訟行為をもって、原告に対し違法に損害を与えた旨を主張しているものようである。

ところで、公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責めに任じ、公務員個人はその賠償の責任を負うものではないとすることは、最高裁判所の確立した判例（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ等）である。

しかるに、被告は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律2条1項の規定に基づき、別訴事件について法務大臣から代理人の指定を受け、同事件の処理に当たったものであるところ、指定代理人は、法務大臣の指定に基づいて当該事件処理の任に当たるものであって、その訴訟活動は法務大臣の指揮命令という公法上の職務命令に服するものであるから、被告の上記行為は、国の公権力の行使に当たる公務員がその職務の執行としてした行為であり、国家賠償法1条1項の適用があることは明らかである。

したがって、仮に、原告主張に係る事実があり、かつ、それが違法かつ有責と評価されたとしても、それによる損害を賠償すべき責めに任ずるのは国であって、公務員個人たる被告が原告に対し賠償の責任を負うものではない。

よって、原告の被告に対する本件請求は、主張自体理由がなく、直ちに棄却されるべきである。

〔書式14〕 ファクシミリ送信書（88、117ページ）

ファクシミリ送信書

(発信日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 (受信者) 〇〇地方裁判所第〇民事部〇係 御 中
 原告(被告)代理人 弁護士 〇〇〇〇 殿
 (発信者) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎
 〇〇地方法務局訟務部門
 上席訟務官 〇 〇 〇 〇
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(送信枚数) A4判 〇枚 B5判 〇枚 計 〇枚(本紙を含む。)

(事件の表示)
 当事者 原告 〇〇〇〇 被告 〇〇〇〇
 事件番号 〇〇地方裁判所 平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号
 事件名 〇〇〇〇〇請求事件

(本文)
 準備書面等の送付について
 上記事件について、下記書面を送付します。
 記
 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け被告(原告)準備書面

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、
 押印の上、本書を発信者あて送信願います。
 ※ 準備書面、証拠申出書の場合は、受領書面又は本書を裁判所にも送信
 願います。

受 領 書

上記のとおり書面を受領した。

(発信日) 平成 年 月 日
 (受領年月日) 平成 年 月 日
 (受領者氏名・印) ㊟

〔書式15〕 受領書(117ページ)

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇請求事件

原 告 〇 〇 〇 〇
 被 告 〇 〇 〇 〇

受 領 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部〇係 御 中
 原告(被告)代理人 弁護士 〇〇〇〇 殿

〇〇地方法務局訟務部門
 被告(原告)指定代理人
 上席訟務官 〇 〇 〇 〇 ㊟

頭書の事件につき、被告(原告)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、原告
 (被告)から下記の書面を受領しました。

記

- 1 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け準備書面
- 2 甲(乙)第〇号証ないし第〇号証写し

(書式16) 反 訴 状 (89ページ)
反 訴 状

国有財産管理官 ○ ○ ○ ○
〒0000-0000 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号
反訴被告(原告) 株式会社 ○ ○ ○ ○
代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇月〇日

所有権確認、境界確定反訴請求事件

〇〇地方裁判所第〇〇民事部〇係 御中

訴訟物の価額 〇〇〇万〇〇〇〇円
貼用印紙額 〇〇万〇〇〇〇円

反訴原告(被告) 指定代理人

○ ○ ○ ○ ⊕
○ ○ ○ ○ ⊕
○ ○ ○ ○ ⊕
○ ○ ○ ○ ⊕

反 訴 請 求 の 趣 旨

- 1 反訴被告(本訴原告)は、反訴原告(本訴被告)に対し、別紙図面記載のい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、いの各点を順次直線で結んだ範囲の土地が反訴原告(本訴被告)の所有であることを確認する。
- 2 別紙物件目録記載1の土地と同記載2の土地との境界が、別紙図面記載のろ点とは点を結ぶ直線であることを確定する。
- 3 訴訟費用は反訴被告(本訴原告)の負担とする。

反訴原告(被告) 国
代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
指 定 代 理 人

反 訴 請 求 の 原 因

〒0000-0000 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号

第1 本訴の係属

〇〇法務合同庁舎
〇〇法務局訟務部民事訟務部門(送達場所)
(電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
(FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
部 付 ○ ○ ○ ○
訟 務 官 ○ ○ ○ ○

反訴被告(本訴原告)は、反訴原告(本訴被告)を相手方として、御庁に対し、別紙図面記載のい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、いの各点を順次直線で結んだ範囲の土地(以下「反訴係争地」という。)とほぼ一致する範囲の土地(おおむね別紙図面記載のア、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、サ、シ、アの各点を順次直線で結んだ範囲の土地。以下「本訴係争地」という。)が反訴被告(本訴原告)所有の別紙物件目録記載2の土地(以下「1292-3土地」という。)及び同記載3の土地(以下「1292-4土地」という。)の一部であるとして、本訴係争地につき土地所有権等確認訴訟を提起し、御庁平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号事件として、第〇〇民事部〇係に係属中である。

〒0000-0000 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇合同庁舎〇号館
〇〇財務局管財部〇〇課
国有財産訟務官 ○ ○ ○ ○

第2 反訴請求原因

1 旧陸軍省は、昭和15年ころ、訴外〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）から、別紙物件目録記載1の土地（ただし、当時は〇〇〇市大字〇1292番1、同所1292番2及び同所1293番の3筆の土地であった。以下「1293土地」という。）を、〇〇及び△△町（旧名称）から、△△市〇〇〇〇丁目3727番の1ないし7の土地（ただし、後記2の(2)のとおり、当時の地番は△△市大字〇〇〇〇3463番22、同所3467番2ないし4であったと考えられる。以下「△△市3727土地」という。）を、いずれも旧東京第二陸軍〇〇〇製造所用地として買収した（甲第9ないし第16号証、乙第9ないし第12号証。なお、乙第10号証によれば、上記旧△△市大字〇〇〇〇3467番2の土地は、明治39年に△△町が寄付により所得しており、その後、旧陸軍省へ移転登記がされていないもの、本訴における本訴被告（反訴原告）の第1準備書面（以下「本訴被告準備書面」という。）の第4の2に記載した昭和32年の旧表示登記の抹消登記の対象地に含まれている（乙第13号証の1）ことからすると、昭和15年の買収時に、他の土地とともに△△町から旧陸軍省に対して所有権が移転したものと認められる。）。)

被告（旧大蔵省）は、昭和20年12月1日、1293土地及び△△市3727土地を引き継いだ（甲第9ないし第32号証）。

2 反訴係争地は1293土地及び△△市3727土地の一部である。

(1) 根拠

反訴係争地が1293土地及び△△市3727土地の一部であることの根拠は、本訴被告準備書面の第3に記載のとおりである。ただし、反訴原告（本訴被告）は、本訴被告準備書面において、本訴係争地の全体につき1293土地の一部である旨の主張を行っていたが、△△市公団（甲第34号証）、△△市大字〇〇〇〇地区の旧公団（乙第13号証の1、2。以下「△△市旧公団」という。）、〇〇〇市公団（甲第33号証）、〇〇〇市郡地区旧公団（乙第3号証）及び同旧公団全図（乙第14号証）

を総合検討した結果、本訴・反訴係争地には、1293土地のみならず、△△市3727土地の一部も含まれる可能性があるとの結論に達したことから、補充して主張するものである。そして、本訴被告準備書面の第3項に記載のとおり、旧陸軍省及びその承継者である被告（財務省）は、昭和15年の買収地を一体として利用してきたことから（そのため、1293土地と△△市3727土地との境界を明確にすることは困難であるが、本訴・反訴係争地の北西角部分（別紙図面記載のろ点から以北）が△△市3727土地と考えられる。）、同書面において1293土地についてなした主張（第3の2ないし4）は、△△市3727土地についても該当するものである。

(2) △△市3727土地の旧地番

甲第33号証（〇〇〇市公団）、乙第3号証（〇〇〇市旧公団）及び乙第14号証（〇〇〇市旧公団全図）によれば、1293土地及び1292-3・4土地（〇〇〇市の東端）は、北東に向かって扇状に張り出した形状となっていることが認められ、この突起部分の北側は△△市と考えられるにもかかわらず、同土地付近の△△市旧公団（乙第13号証の1）の南端線はほぼ一直線であって、両公団の形状（凹凸）をつなぎ合わせるができない（これは、当該箇所の△△市の地目が山林であったことから（乙第13号証の1の緑色部分が地目山林である。）、△△市旧公団の南西部分は、正確な土地の形状を反映した記載にはなっていなかったことによるものと推測される。）。)

そこで、1293土地が△△市の何番の土地とどのように隣接するのかが検討した結果、①△△市旧公団（乙第13号証の1）によれば、△△市の南端には里道（朱線）が記載されているが、同里道の記載は、「△△市大字〇〇〇〇3464-3」と記載された土地の東端で途切れているところ、〇〇〇市公団（甲第33号証）によれば、1293土地の東側から南側にかけて里道が存在することが認められるから、△△市旧公団の上記里道は、1293土地の東側で南西に折れ曲がって、1293土

II 本案訴訟事件の処理

地の南側へ続いていたと考えられ、したがって、1293土地は、旧△△市大字○○○3464番3土地よりも以西の土地と隣接していた可能性が高いこと、②△△市旧公園の拡大図(乙第13号証の2)のうち、△△市大字○○○3464番2の土地は地目が道路であり(乙第15号証)、同所3463番1及び3468番1の各土地も、昭和17年に旧内務省が○○から取得していること(乙第16、17号証)からすると、これらの各土地は、いずれも道路敷地であって、現在の○○府道○○線であると考えられること、③△△市旧公園(乙第13号証の1)の西端の一部朱色で囲まれ、赤斜線がなされていない部分は、本訴被告準備書面の第4の2に記載の昭和32年の旧表示登記の抹消登記手続がなされなかった部分であるが、同旧公園拡大図(乙第13号証の2)によれば、上記囲い部分の土地のうち、「△△市○○○○丁目3468番4、5、17ないし19」の土地の形状及び配置は、△△市公園(甲第34号証)の同番地(ただし、一部分筆により地番変更)とほぼ一致することがそれぞれ認められ、以上の考察によれば、反訴係争地の一部と考えられる△△市3727土地の旧地番は、△△市大字○○○3463番2、同所3467番2ないし4であったと推認される。

そして、上記各土地を旧陸軍省が○○等から取得した事実は、上記1に主張したとおりである。

3 別紙図面の各ポイントの説明

反訴原告(本訴被告)は、以下の方法によって反訴係争地を特定したものであり、その詳細は、測量を担当した土地家屋調査士作成の報告書(乙第18号証)のとおりである。

(1) 別紙図面記載のY1点

○○○市○○町1291番2所在の土地とこれの東側に隣接する国有里道との境界石と考えられる別紙図面記載252点及び254点と、国有里道明示図(乙第19号証)及び境界査定図(乙第20号証の2枚目)から、△△市○○○10丁目3468番25、29ないし36所在の土

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

地(以下「枚方市3486土地」という。)の南西角を求め、これをY1点とした(別紙図面「詳細図」参照)。

なお、別紙図面309点は、本訴原告請求の趣旨の訂正申立書添付図面(以下「本訴原告図面」という。)の同点を移記したものである。

(2) 同ア点

次に、昭和37年8月31日に被告と○○○○(1292-3、4土地の当時の所有者)との間でなされた境界確定協議書(乙第8号証)と現況の石積み及び進入路の位置関係から、△△市3486土地の南側境界線上の点として、別紙図面記載のア点を求めた(別紙図面下部「断面図」「ア点詳細図」参照)。

(3) 同Y5点及び同Y6点

△△市3727土地(当時は、△△市○○○10丁目3727番及び3728番)とその北側に隣接する○○府道○○○線との境界明示図(乙第21号証)から、同明示線の東西端である別紙図面記載Y5点及びY6点を特定した。

(4) 同ろ点(Y2点)

別紙図面記載38の点には、旧陸軍省設置の石杭が存在するところ(乙第4号証)、同点と上記Y6点とを結ぶ直線と、上記Y1点とア点とを結ぶ直線の延長線との交点を求め、これを図面記載ろ点(Y2点)とし、Y1点とろ点(Y2点)を結ぶ直線を△△市3486土地の南側東西線と特定したところ、Y1点と3点(Y12点)との距離は、41.66メートルであり、この距離は△△市3486土地の地積測量図(乙第23号証の2)に記載された同土地の南側の東西距離41.758メートル、上記境界確定図(乙第8号証)に示された境界線の距離22間88尺(41.60メートル)のいずれとも測量誤差の範囲内であった。

(5) 同Y7点、同Y8点、同Y9点、同ほ点(Y10点)、同に点(Y11点)及び同Y12点

1293土地と里道(○○○市所有)との境界明示図(乙第24号証)

及び別紙図面記載K50点に残存する旧陸軍省設置の石杭(乙第4号証)から、同明示線の各ポイントを別紙図面に復元し、Y7ないし9点、ほ点(Y10点)、に点(Y11点)、Y12点とした。

(6) 同は点(Y13点)

上記38点とY6点とを結ぶ直線上で、38点から北へ2.42メートル(里道幅員)の点をは点(Y13点)と特定した。

(7) 同い点(ア点=A6点)、ウ点(A5点)、エ点(A3点)、カ点(A406-3点)、ヘ点(ク点=A123-1点)、と点(ケ点=A124点)、ち点(コ点=A245点)、り点(サ点=A234点)、ぬ点(シ点=A347点)

いずれも、本訴原告図面の各ポイントを移記したものであり、い点(ア点=A6点)は、ほぼ上記38点とY6点とを結ぶ直線上に位置している。なお、本訴原告図面記載イ点及びオ点については座標値が明らかでないため、移記できなかった。

4 反訴被告(本訴原告)は、上記第1に記載のとおり、反訴係争地とはほぼ一致する本訴係争地が反訴被告(本訴原告)の所有であると主張して、反訴原告(本訴被告)の反訴係争地の所有を争っている。

5 反訴被告(本訴原告)は、1293土地の西側に隣接する1292-3土地を所有している。

6 1293土地と1292-3土地との境界(以下「本件境界」という。)は、別紙図面記載ろ点及びは点を結ぶ直線(以下「ろは線」という。)である。

本件境界が「ろは線」である根拠は、上記2に述べたとおりである。

7 よって、反訴原告(本訴被告)は、反訴被告(本訴原告)に対し、1293土地及び△△市3727土地の各所有権に基づき、反訴係争地が反訴原告(本訴被告)の所有であることの確認を求めるとともに、1293土地と1292-3土地との境界を「ろは線」と確定することを求める。

証 拠 方 法

乙第9号証 閉鎖登記簿謄本

乙第10号証 旧土地台帳写し

乙第11, 12号証 閉鎖登記簿謄本

<以下省略>

附 属 書 類

1 反訴状副本	1通
2 乙第9ないし24号証写し	各1通
3 指定書	2通

II 本案訴訟事件の処理

〔書式17〕 貼用印紙額不足に関する上申書（90ページ）

平成〇年（行ウ）第〇〇号 〇〇〇〇〇請求事件

原告 〇 〇 〇 〇 ほか863名

被告 国

上 申 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事〇部 御中

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

本件訴訟の手数料について、以下のとおり疑義がありますので、適切に処理されますよう上申いたします。

1 原告らは、本件訴訟の訴訟物の価額を160万円として、これに対応する手数料として1万3000円の印紙を訴状に貼付している。これは本件を非財産権上の請求とみたか、あるいは財産上の請求ではあるが訴額の算定がきわめて困難とみたためであると考えられる（民訴法8条2項、民訴費用法4条2項）。

2 ところで、本件は、原告ら864人が国営〇〇川土地改良事業変更計画に対する農林水産大臣の異議申立棄却決定の取消しを求めた行政訴訟である。このような取消訴訟は主観訴訟であって、原告ら一人ひとりが違法な処分により自己の権利利益を侵害されたことを主張し、その取消しによる救済を求めて提訴する類型の訴訟である。

したがって、本件のように複数の原告が一つの行政処分の取消しを求める場合であっても、それは個別的な権利利益の救済を求める訴えが主観的に併

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

合されているにすぎない。すなわち、訴訟要件とされる原告適格や訴えの利益が原告ごとに個別の判断を要することはいうまでもないし、処分に対し主張し得る違法事由でさえ、各原告の利益との関係で異なるのである（行訴法10条1項参照）。そして、裁判所の判断もそれぞれの原告に対してされるものである。その場合、原告らの主張内容には同じ部分が多いことから結果的に裁判所の判断が多くの原告らにつき同じものになることがあるとしても、各原告の主張する利益が個別のものであることは当然の前提とされているのである。

このように、本件においては、原告らはそれぞれ別個の請求をして主観的併合が生じているのであるから、各原告についての訴額を合算し（民訴法9条）、これに対応する手数料を納付しなければならない（東京高裁平成4年7月29日決定・判例時報1436号18ページ、広島高裁平成10年3月9日決定・判例タイムズ977号260ページ参照）。

なお、この問題は、住民訴訟等の客観訴訟における手数料とは事情が全く異なる（住民訴訟についての最高裁昭和53年3月30日第三小法廷判決・民集32巻2号485ページ参照）。

3 以上のとおり、本件においては、原告らは、各原告についての訴額を合算し、これに対応する手数料を納付すべきところ、訴状に貼付された印紙額から見れば、原告一人分（それも処分1個分）の手数料が納付されたにすぎない。原告らにおいて適切な印紙額を追貼すべきである。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式18〕 訴訟上の救助の申立てに対する意見書（91ページ）

平成〇〇年（モ）第〇〇〇号 訴訟救助申立事件

（本案 平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号）

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 国

意見書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

相手方指定代理人 ○ ○ ○ ○ ⊕
○ ○ ○ ○ ⊕

相手方は、申立人の訴訟救助の申立てに対し、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

本件申立てを却下する。

第2 意見の理由

1 訴訟救助制度の趣旨について

訴訟費用、特に裁判所に納める費用の負担は、裁判制度を利用しようとする国民に課せられた公的義務であり、後に最終的な費用負担者が決定されるまでは、その利用者において、訴訟費用を出えんするのが原則とされている。

民事訴訟法82条に規定する訴訟救助の制度は、この原則の例外として、経済的困窮者のために裁判を受ける権利を実質的に保障するため一定の要件の下に、訴訟費用の支払を一時猶予しようというのである。

したがって、経済的困窮のために裁判を受ける権利が不当に制約されて

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

はならないことはいうまでもないが、他方、裁判を受ける権利の濫用、すなわち濫訴の場合にまで訴訟救助制度が適用されるべきでないのはもちろん、本来国民として等しく負担すべき公的義務の懈怠が許されてよいはずはないのであるから、訴訟救助制度の運用に当たっては、この二つの要請の調和を見いだしつつ、適正、妥当に行われなければならない。

2 申立人の資力について

(1) 申立人は、〇〇刑務所（以下「刑務所」という。）に収容中の刑事被告人であり、同刑務所が相手方に代わって保管中の「領置金」は、平成〇〇年〇月〇〇日現在〇万〇〇〇〇円（疎乙第1号証）である。申立人は、両親が定期的に差入れを行っており（毎月〇万〇〇〇〇円程度及び不定期に〇万円（平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までの間に6回）。疎乙第1号証）、また、申立人は別訴（〇〇地方裁判所平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号及び〇〇地方裁判所平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号）において、一時弁護士を訴訟代理人に委任していたものであり（疎乙第2号証及び第3号証）、資力の有無・程度に関する申立人の主張には重大な疑義が存するものであり、民事訴訟法82条1項の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者」とはいえない。

(2) なお、同条項の無資力に関する要件の疎明に関する責任は、本来訴訟救助の申立てをした申立人にあることはいうまでもないのであるから、弁護士費用の出えん者及び同人と申立人の関係等については申立人において疎明すべきであり、かかる疎明がない場合には、本件申立ては当然却下されるべきである。

その場合の無資力に関する要件の疎明の程度は、前記第2の1に指摘した訴訟救助制度の趣旨を十分に斟酌し、慎重に評価判断されるべきであることはいうまでもない。

3 勝訴の見込みがないことについて

(1) 本案訴状記載の請求の原因等からすると、その要旨は、平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇〇分から同〇時までの間、申立人が頭痛と激しい目ま

いにより何度も嘔吐した後、症状を少しでも和らげようとして居房内で横になっていた申立人に対し、刑務所職員が、「何寝てんだ、この野郎」等と怒鳴りつけ、申立人の頭髪をつかんで上体をひきずり起こし、頭部を殴打したり、腹部を蹴飛ばしたりし、更に申立人の体を靴を履いたままの状態でも何度も踏みつけ、更に申立人の頭髪をつかんだままの状態でも左側頭部を居房東側の壁に5回にわたり力まかせに打ちつけ、横になっている申立人の体を土足のまま踏みつけたり、蹴飛ばす等の暴行を加え、申立人に対し、多大な精神的及び肉体的苦痛を与えたとして、相手方を被告として、250万円及びこれに対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) しかしながら、以下のとおり、申立人の申し立てているような暴行は一切なく、申立人の訴えは理由がない。

ア 平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇〇分ころ、申立人の収容されている拘置所〇階勤務職員（以下「勤務職員」という。）から、申立人が横臥しているため、再三起き上がるよう指示してもこれを全く無視して起きない旨処遇部門に電話連絡があったことから、当日の副監督当直者法務事務官副看守長〇〇〇〇（以下「〇〇副看守長」という。）が申立人の居房に赴いたところ、申立人が扉側面に頭を向け、右半身を下にして右方向を向いて横臥していたため、〇〇副看守長は、申立人に対し、仮就寝時間（横臥が許可される時間）前であるから起きてよう再三にわたり指示したが、申立人は同指示に対し何も返答せず、指示にも全く従おうとはしなかった。そのため、〇〇副看守長は、勤務職員を立会させ、申立人の居房を開扉し、再度、起きよう指示したが、それでも申立人がこれを無視して横臥し続けたため、〇〇副看守長は、申立人から体調不良の申し出もなく、これまでも申立人が動作時限に従わずに特に理由がないにもかかわらず横臥していることがあったことから、申立人が自分のわがままで横臥しているものと判断して申立人を起き上がらせることとし、勤務職員とともに申立人の

居房に入り、〇〇副看守長が申立人の頭部の下に左手を入れて抱え、右手で申立人の右腕を持ち、勤務職員が両手で申立人の腰部を抱えるようにし、両名で申立人の上半身を引き上げるようにして起き上がらせ、申立人を居房入口から見て左側の壁際に壁を背にするように座らせた。

イ 同日午後〇時〇〇分ころ、同階交代勤務職員（以下「交代職員」という。）から、申立人が横臥している旨処遇部門に電話連絡があったため、再度、〇〇副看守長が申立人の居房に赴き、起き上がるよう再三指示したが、申立人はこれを全く無視し前記アのとおり状態で横臥し続けたため、〇〇副看守長は、交代職員を立会させ、申立人の居房を開扉した上、〇〇副看守長及び交代職員で申立人の居房に入り、〇〇副看守長が両手で申立人の右腕を持ち、交代職員が両手で申立人の腰部を抱えて引き上げるようにして申立人の上半身を起こして座らせた。

ウ その後も、申立人が起こすとすぐに前記同様に横臥してしまい、その度ごとに起き上がるよう指示するも申立人はその指示を無視して横臥し続けたため、同日午後〇時〇〇分及び同時〇〇分、前後二回にわたり、〇〇副看守長が交代職員を立会させ、同房を開扉し、〇〇副看守長が両手で申立人の右腕を持ち、交代職員が両手で申立人の腰部を抱えるように持ち、引き上げるようにして申立人の上半身を起こして座らせた。

エ 同日午後〇時〇〇分ころ、勤務職員から、申立人が横臥し、起きよう指示しても起きない旨処遇部門に電話連絡があったことから、〇〇副看守長が同居房に赴いたところ、前記同様の状態で横臥していたことから、起きよう再三にわたり指示したが、申立人はこれを全く無視して横臥し続けたため、〇〇副看守長は、勤務職員を立会させ、申立人の居房を開扉し、〇〇副看守長が両手で申立人の右腕を持ち、勤務職員が申立人の腰部を両手で抱えるように持ち、引き上げるよう

II 本案訴訟事件の処理

にして申立人の上半身を起き上がらせて座らせた。

オ 以上のとおり、同日、申立人の居房を開扉し、申立人を起き上がらせたのは全部で5回あるが、その際、刑務所職員が申立人に対し、頭髪をつかんで引きずり起こしたり、申立人の腹部を足蹴りにしたり、申立人の身体を踏み付けたり、申立人の頭髪をつかんだまま壁に頭を強打させるなどの暴行を加えた事実は一切ない。また、この間申立人は一切言葉を発しておらず、刑務所職員も申立人に対し起き上がるよう指示したのみであり、その他の言葉は発していない。

なお、申立人から、本件事案中及びその前後も、体調不良等の申し出は一切なかった。

(3) また、仮に申立人が主張するような強度の暴行が繰り返し申立人の頭部や身体に加えられたことが事実であるとすれば、申立人は、左側頭部や身体に相当程度のけがをしたはずであるが、申立人が、同日ころ職員から暴行を受けた等の理由により診察・治療を受けた事実は一切存しない(疎乙第4号証)。

この一事をみても、申立人の主張するような事実が一切存しなかったことは明白である。

(4) したがって、申立人の本件本案訴訟は、虚偽の事実を作り出して損害賠償請求を提起したものであることが明白であり、民事訴訟法82条1項の「勝訴の見込みがないとはいえないとき」との要件を満たすものとはいえないことが明らかである。

4 申立人の濫訴傾向について

(1) 訴訟費用は、国家の制度を特定の者が特定事件について利用するための必要な費用であるから、本来それぞれの当事者が負担すべき筋合いのものであり、濫訴を防止する観点からもこの原則は軽視されてはならない。

(2) ところで、申立人は、平成〇〇年〇月に刑務所に移送された後の平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月〇日までの約1年間に、合計24件もの

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

訴訟(うち、国に対して国家賠償を請求する民事訴訟が23件、刑務所長の処分を取消しを求める行政事件訴訟が1件)を提起し、その全訴訟について訴訟上の救助の付与を申し立てている。その提訴のペースは、実に約17日に1件という驚異的なものである。

また、民事訴訟23件における請求金額の合計は1億5040万円という膨大な金額であり、行政事件訴訟を含む訴訟救助申立て金額の合計も89万0100円に達する(疎乙第5号証)。

(3) 申立人の提訴した24件のうち、行政事件訴訟1件は、申立人の処遇についての刑務所長の処分に対する取消訴訟であり、民事訴訟23件は、いずれも申立人に対する刑務所の処遇による損害の発生を理由とする国家賠償請求訴訟であって、結局申立人の提訴に係るすべての訴訟は申立人に対する刑務所の処遇を違法・不当と主張するものにほかならない。

(4) 申立人の提起した24件の訴訟のうちもっとも多いのが、訴状を裁判所あてに発信するに当たり、発信物として刑務所の検閲を受けたため、訴訟の提起前に当該訴訟の実質的な相手方当事者である刑務所に当該訴訟の内容を知られるという損害を被ったとして損害賠償を求める形態の訴訟であり、全24件中9件を数える(疎乙第5号証)。

この形態の訴訟については、刑務所の検閲は、監獄法及び監獄法施行規則に基づく適法な行為であり、勝訴の見込みがあるときとはいえないとの理由により、相手方の訴訟救助の付与の申立てが却下され、あるいは原審では付与が認められても抗告審において取り消されて却下されるなどし、それが特別抗告審においても維持されるケースが大勢であるが、それにもかかわらず、相手方は、同様の訴訟を連日のように繰り返し提起してきた上、これに対する訴訟救助の申立てが入れられなければ、特別抗告までして争うという極めて執拗な姿勢を示してきたものである(疎乙第5号証)。

(5) また、申立人は、本件同様に刑務所職員の行為を違法とする別件の国家賠償請求訴訟において、請求金額の一部に限定して勝訴の見込みがあ

ると認められ訴訟救助を付与する決定がなされるや、付与されなかった部分の訴訟費用の納付をしないために訴状却下されることを回避するため、直ちに請求金額を訴訟救助の付与決定があった金額まで減縮するような行為を行っている（疎乙第6ないし第9号証）が、申立人のかかる行為は、申立人の提起する損害賠償請求訴訟における請求金額がそもそも何らの合理的根拠に基づかない申立人の恣意による金額であることを示すだけでなく、申立人が自己の権利救済を求めるよりも、刑務所を実質的な相手方とする訴訟を提起し、これを維持することのみを企図していることを示す証左ともいえるものである。

(6) このように、申立人は、一連の訴訟を通して、自己の侵害された権利の救済を誠実に求めているのではなく、単に自己の身柄を拘束している刑務所ないしは刑務所職員を標的として繰り返し執拗に訴訟を提起することにより、刑務所ないしその職員を困惑させ、さらには、それによって自己の処遇に当たる刑務所職員をけん制して職権の発動を萎縮させて、自己に都合のよい取扱いをさせようと企図していることは明らかであり、申立人が権利救済に名を借りて、その実、自己に不当に有利な取扱いを認めさせる目的で一連の訴訟を提起していることは、更に明白といわなければならない。前記のとおり訴訟救助制度の趣旨に照らせば、申立人のかかる訴訟に対して訴訟救助を付与すべきでないことは明白である。

5 結語

以上のことから、本件訴訟救助の申立ては、民事訴訟法82条の訴訟救助を受けるために必要な要件を満たすものとはいえないので、速やかに却下されるべきである。

また、仮に訴訟救助を付与するにしても、その請求金額は恣意性の強いものであり、到底その請求金額の全額について訴訟救助を付与すべきではない。

〔書式19〕 訴訟上の救助決定に対する即時抗告申立書（91ページ）

即時抗告申立書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇高等裁判所 御中

抗告人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟

抗告人(被告) 国
 代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
 指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合同庁舎第〇号館

〇〇法務局訟務部(送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部 付 ○ ○ ○ ○

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇〇番地の〇

〇〇刑務所処遇部処遇部門

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇刑務所内

II 本案訴訟事件の処理

相手方(原告) ○ ○ ○ ○

上記当事者間の○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○○号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成○○年○月○日にした訴訟上の救助の付与決定(同裁判所平成○○年(モ)第○○号)について不服であるから、即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

当庁平成○○年(ワ)第○○○号損害賠償請求事件について、申立人(原告)に対し訴訟上の救助を付与する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の本件訴訟上の救助申立てを却下する。

第3 抗告の理由

1 本案訴状記載の請求の原因等からすると、本案の請求の趣旨は、相手方が○○刑務所(以下「刑務所」という。)の職員の実行を違法であるとして○○地方裁判所に提起している国家賠償請求事件(事件番号平成○○年(ワ)第○○○号。以下「別件国家賠償請求事件」という。)に関し、平成○○年○月○日、相手方が同裁判所に提出した準備書面における主張について、検閲でその内容を了知した刑務所職員が、その内容に憤激して、翌日、相手方に対し、報復措置として不利益な処遇をする旨示唆した上、相手方に係る刑事被告事件(以下「別件刑事事件」という。)の弁護人である弁護士○○○○(以下「○○弁護士」という。)から相手方にあてて送付されてきた訴訟書類3冊に留められていたホッチキスの針を1冊につき2個、合わせて6個を損壊して交付したことにより、相手方に対し、精神的苦痛及び同書面に対する実質的損害を負わせたとし、抗告人を被告として、800万円及びこれに対する平成○○年○月○日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めるものである。

しかしながら、相手方の本件訴訟救助の申立ては、次に述べるとおり、

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

民事訴訟法82条の訴訟救助を受けるために必要な要件を満たすものとはいえないことが明らかである。

2 申立人の資力について

(1) 訴訟費用、特に裁判所に納める費用の負担は、裁判制度を利用しようとする国民に課せられた公的義務であり、後に最終的な費用負担者が決定されるまでは、その利用者において、訴訟費用を出えんするのが原則とされている。

民事訴訟法82条に規定する訴訟救助の制度は、この原則の例外として、経済的困窮者のために裁判を受ける権利を実質的に保障するため一定の要件の下に、訴訟費用の支払を一時猶予しようというのである。

したがって、経済的困窮のために裁判を受ける権利が不当に制約されてはならないことはいうまでもないが、他方、本来国民として等しく負担すべき公的義務の懈怠が許されてよいはずはないのであるから、訴訟救助制度の運用に当たっては、この二つの要請の調和を見いだしつつ、適正、妥当に行われなければならない。

(2) 相手方は、○○刑務所に収容中の刑事被告人であるが、同刑務所が相手方に代わって保管中の「領置金」は、平成○○年○月○日現在○○○○円(疎乙第1号証)であるものの、相手方には、両親が定期的に差入れを行っており(毎月中旬又は下旬に○万○○○○円程度。疎乙第1号証)、民事訴訟法82条1項の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者」とはいえない。

3 勝訴の見込みがないことについて

(1) 本件の事実関係

ア 平成○○年○月○日、相手方から、別件国家賠償請求事件に係る準備書面の発信の願い出があったことから、刑務所職員が検閲等所定の発信手続を行った上発信した。

イ 翌○○月○日、○○弁護士から別件刑事事件に関する書類5冊(①証換申請書コピー3枚、②○○○あて信書コピー37枚、③尋問事

項コピー104枚、④尋問コピー35枚、⑤尋問事項コピー40枚(以下「同書類」という。))が相手方に送付された。このうち、①、②、④及び⑤についてはそれぞれのつづりがいずれも2か所ずつホッチキスで留められ、③についてはバインダークリップで留められていた。

同書類を相手方に交付するに当たり、統括矯正処遇官法務事務官看守長〇〇〇〇(以下「〇〇統括」という。)が、監獄法(以下「法」という。)50条及び監獄法施行規則(以下「施行規則」という。)130条1項に基づき検閲を行ったが、同書類のうち②、④及び⑤の3冊については、枚数が多かったためホッチキスで留められたままでは、同書類のつづりの各紙片の間等に異物が差し込まれていないか、あるいは各紙片のホッチキスで留められた部分等に書き込み等がないかを確認することが困難であったことから、それぞれの書類に2か所ずつ留められていたホッチキスの針をいったん取り外した上で検閲を行った。また、③については、バインダークリップを取り外して検閲を実施し、①については枚数が少なかったことからホッチキスの針を取り外さずに検閲を実施した。検閲終了後、②、④及び⑤については、再度、ホッチキスの針で編てつし、原状に復した上で相手方に交付する予定であったが、〇〇統括がこれを失念し、相手方に交付するため担当職員に回付した。

なお、③を留めていたバインダークリップについては領置手続をとった。

ウ 担当職員が、相手方に同書類を交付したところ、相手方からホッチキスが取り外されている旨の申立てがあったことから、担当職員は、直ちに相手方の申立てを主任矯正処遇官法務事務官副看守長〇〇〇〇(以下「〇〇主任」という。)に報告し、報告を受けた〇〇主任は、〇〇統括とともに相手方の居房に赴いた上、相手方の面前で②、④及び⑤の各2か所をホッチキスで留め直し、相手方に交付したものである(疎乙第2号証)。

(2) 本件措置の適法性について

ア 未決拘禁者の信書の発受については、法46条1項に「在監者ニハ信書ヲ発シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス」と規定され、信書の発受の相手及び発信の回数についての制限の規定はないが、施行規則130条1項において、「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」と規定し、未決拘禁者の発受信について、検閲することを定めている。この検閲により、拘禁目的である逃亡及び罪証隠滅の防止に支障を来す内容のものや監獄内の規律及び秩序の維持に著しい障害を生ずる内容のものについては、その制限の程度が、障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り許されるべきものである。

また、これらの規定からすると、拘禁関係の性質に伴う制約に関する措置として、在監者の信書の発受は、監獄の長の許可にゆだねられており、信書の検閲の方法もその裁量にゆだねられているものと解され、検閲事務処理を行うのに必要な検閲の方法について、これが合理的かつ相当なものである限り許されるべきものである。

イ 本件で実施された検閲の事実関係については、前記3、(1)、イで述べたとおりであるところ、これは、ホッチキスで留められた部分についても、異物が差し込まれていないか又は書き込み等はないかを検査する必要性があったものの、ホッチキスで留められたままでは枚数が多いため、当該部分の検査をすることが困難であったことから、ホッチキスの針を取り外して行ったものであり、在監者の逃亡又は罪証隠滅防止のため、あるいは監獄内部における規律及び秩序の維持のため必要かつ合理的なものであり、何ら違法な点はない。

(3) 相手方の損害について

相手方が何をもって損害であると主張するのか判然としないが、前記3、(1)、ウで述べたとおり、当該書類については、相手方も自認する(本案訴状3丁裏)とおり、相手方からの申出により、同日直ちに、〇〇主任がホッチキスで留め直しているものであるから、相手方には一切損害の

II 本案訴訟事件の処理

発生はないというべきである。

3 相手方の請求金額について

訴訟救助制度の運用が適正、妥当に行われなければならないことについては、前記2.(1)で述べたとおりであるが、仮に百歩譲って、相手方へ何らかの損害が発生し、これが国家賠償法上保護に値する権利ないし法的利益であるとしても、その損害は多く見込んでも数万円程度のものと料料されるところ、相手方は、800万円もの法外な金銭を請求しているものであり、その請求金額の全部を対象に訴訟上の救助を付与することは、訴訟救助制度の運用について、適正、妥当を欠いているといわざるを得ないものである。

4 以上のとおり、本件訴訟救助の申立ては、民事訴訟法82条の訴訟救助を受けるために必要な要件を満たすものとはいえないから、抗告の趣旨記載の裁判を求める。

陳明方法

- 疎乙第1号証 領置金受払状況
- 疎乙第2号証 ○○看守長の陳述書
- 疎乙第3号証の1 却下例1 東京高等裁判所 平成11年12月2日決定
- 疎乙第3号証の2 却下例2 新潟地方裁判所 平成12年4月18日決定

附属書類

- 1 疎乙号証の写し 各1通
- 2 指定書 2通

〔審式20〕 補助参加申出書 (92ページ)

平成〇〇年(7)第〇〇〇号 土地明渡等請求事件

原告 ○ ○ ○ ○
被告 ○ ○ ○ ○

補助参加申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

補助参加人 ○ ○ 市
代表者〇〇市長 ○ ○ ○ ○
指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部 (送達場所)

部 付 ○ ○ ○ ○ ⊕
上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ⊕
法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○ ⊕

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇あて)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇市役所総務部総務課

事 務 吏 員 ○ ○ ○ ○ ⊕
技 術 吏 員 ○ ○ ○ ○ ⊕

第1 参加の趣旨

II 本案訴訟事件の処理

上記当事者間の御庁平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号土地明渡等請求事件について、参加人は、原告〇〇〇〇を補助するため、同訴訟に参加する。

第2 参加の理由

1 本事件において、原告は、同人所有の訴状別紙物件目録1記載の土地(以下「本件土地」という。)を被告が不法に占有し、原告の同土地の所有権を侵害しているとして、被告に対し、同土地の明渡し等を求めているが、本件土地と被告が持分権を有する訴状別紙物件目録2記載の土地間には、いわゆる青線と呼ばれている水路が存在している。同水路は、参加人〇〇市の所有する法定外公共用財産であるところ、同水路は、原告主張の訴状別紙物件目録添付図面に図示されたとおり、本件土地東側に隣接し、更に南北に向かって連続性をもって存在することから、原告の本件請求が棄却された場合、同水路をめぐる参加人の所有権の争いの煽すうにも影響を来すことが明らかである。

2 よって、参加人は、本訴訟の結果につき利害関係を有するので、原告を補助するため本申立てに及ぶ。

添付書類

指定書

〇通

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

〔書式21〕 独立当事者参加申出書（94ページ）

独立当事者参加申出書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

参加人指定代理人	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦

参加人 国

代表者法務大臣 〇 〇 〇 〇

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門（送達場所）

（電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

（FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

上席訟務官 〇 〇 〇 〇

訟務官 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県土木部用地課

参事補佐 〇 〇 〇 〇

主任参事 〇 〇 〇 〇

II 本案訴訟事件の処理

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇県〇〇土木事務所
課長補佐 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
原告(反訴被告) ○ ○ 株式会社
代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
被告(反訴原告) ○ ○ ○ ○

独立当事者参加申出事件

訴訟物の価額 〇〇万円
貼用印紙額 〇〇〇〇円

第1 参加の趣旨

上記原告及び被告間の御庁平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号占有保持請求事件について、参加人は、民事訴訟法47条1項の規定により、当事者双方を相手方として同訴訟に参加する。

第2 参加の理由

原告は、本件訴訟の目的物である別紙第1物件目録記載の土地のうち別紙地積測量図(2)のA, B, C, D, Aの各点を順次直線で結んだ線に囲まれた部分(以下「本件係争地」という。)について、被告との間で駐車場を用途とする賃貸借契約を締結し、その土地に別紙第2物件目録記載の鉄骨造の車庫を建築したが、被告の別紙第3物件目録記載の木材の柵等設置によって駐車場として利用できなくなったとして、被告に対して占有保持の訴えにより妨害の停止として柵の撤去等を求めている。また、被告は、反訴原告として、反訴被告が鉄骨造の車庫を建築した行為が背信行為であるとして賃貸借契約解除の意思表示をするとともに、反訴被告の建築した鉄骨造の車庫の撤去と本件係争地の明渡しを求めている。

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

ところで、第1物件目録記載の土地は、国の所有に属し、河川法10条、国有財産法9条3項、4項及び同法施行令6条2項1号ヲの規定に基づき、〇〇県が管理している行政財産(二級河川)であるところ、河川の保全利用管理は、河川法2条などに基づき適正に行うこととされている。ところが、同法24条の占用許可及び同法26条の工作物の新築許可権限を有する〇〇県知事は、原告及び被告に対して同法24条の占用許可及び工作物の新築許可を行っておらず、両当事者には使用収益の権利がない。

したがって、参加人は、原告に対して別紙第2物件目録記載の鉄骨造車庫の撤去を、また、被告に対して第3物件目録記載の柵等の撤去及び本件係争地の明渡しを求めため本訴に参加する。

第3 請求の趣旨

- 1 原告は、参加人に対し、別紙第2物件目録記載の建物を収去し、別紙第1物件目録記載の土地のうち別紙地積測量図(2)のA, B, C, D, Aの各点を結んだ直線に囲まれた部分(以下「本件係争地」という。)を明け渡せ。
- 2 被告は、参加人に対し、別紙第3物件目録記載の木造柵及び鉄線を収去し、本件係争地を明け渡せ。
- 3 訴訟費用は、参加人と被告間に生じたものは、被告の負担とし、参加人と原告間に生じたものは、原告の負担とする。

第4 仮執行宣言

第4 請求の原因

- 1 別紙第1物件目録記載の土地は、国の所有に属し、〇〇県が河川法10条、国有財産法9条3項、4項及び同法施行令6条2項1号ヲの規定に基づいて管理する二級河川(〇〇川)で、現在堤塘敷地として管理している公共用財産である(丙第〇号証)。また、河川法24条による許可を受けなければ占有使用ができない行政財産である。
- 2 しかるに、被告は、第1物件目録記載の土地について、河川法24条に基づく〇〇県知事の許可を受けないうちに、昭和〇〇年ころ埋立てし、そ

II 本案訴訟事件の処理

のうち本件係争地を昭和〇〇年〇〇月ころに原告に賃貸（駐車場用地）したものである（丙第〇号証）。

さらに、被告は、原告が鉄骨造の車庫（第2物件目録記載）を建築したことに對抗して、車の出入りを差し止めることを理由として本件係争地の一部を別紙第3物件目録記載の柵等で囲み占有使用している（丙第〇号証）。

3 また、原告は、昭和〇〇年〇〇月ころに賃貸借契約の権原がない被告と賃貸借契約を締結し、さらに、平成〇年〇〇月ころに、既に建築していた木造の車庫が壊れたことを奇貨として、河川法24条及び26条による〇〇県知事の許可を受けることもなく、別紙第2物件目録記載の鉄骨造の車庫を建築し同土地を占有使用している（丙第〇号証）。

4 よって、参加人は、原告に対して別紙第2物件目録記載の鉄骨造車庫の、被告に対して第3物件目録記載の木造柵及び鉄線の各取去と、原告及び被告双方に対して本件係争地の明渡しを求める。

証 拠 方 法

- 1 丙第〇号証 ○○○○○
- 2 丙第〇号証 ○○○○○
- 3 丙第〇号証 ○○○○○

附 属 書 類

- 1 丙第〇ないし〇号証の写し 各1通
- 2 指 定 書 2通

(別紙物件目録) <省略>

第1節 事件の立件及び訴状又は答弁書の提出

〔書式22〕 訴訟告知書（95ページ）

平成〇〇年（7）第〇〇〇号 境界確定請求事件

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 国

訴 訟 告 知 書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

告知人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ ○ ○ ㊟

告知人(被告) ○ ○ 市

代表者〇〇市長 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合同庁舎〇号館

〇〇法務局訟務部（送達場所）

（電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

（FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇市役所総務部総務課

事 務 吏 員 ○ ○ ○ ○

II 本案訴訟事件の処理

技術吏員 ○ ○ ○ ○
〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○番地
原告 ○ ○ ○ ○
〒○○○-○○○○ ○○県○○市○丁目○番○号
被告知人 ○ ○ ○ ○

第1 告知の理由

- 1 原告は、上記訴訟において、原告所有の別紙物件目録1記載の土地（以下「原告所有土地」という。）と、同土地に隣接する被告所有地（里道）との境界について確定を求めているものである。
- 2 ところで、告知人（○○市）所有の土地は里道であるため、一定の幅員を有するものであり、原告所有土地と被告所有土地との境界を確定した結果によっては、被告知人所有地（○○県○○市○○町○○番）と告知人所有地との境界に影響を及ぼすものであり、告知人と被告知人との間に利害が生じる。
- 3 よって、告知人は、被告知人に対し、民事訴訟法53条1項の規定に基づき、同訴訟を告知するものである。

第2 訴訟の程度

上記訴訟は、平成○○年○月○日訴えが提起され、以後○回の口頭弁論並びに○回の原告本人及び証人尋問が行われ、現在までに原告は訴状の陳述及び書証の提出をし、境界についての主張をしており、告知人（被告）は答弁書の陳述及び書証の提出をし、境界についての主張をした。

なお、次回口頭弁論期日は、平成○年○月○○日午後○時○○分の予定である。

（別紙物件目録）〈省略〉

第2節 口頭弁論及び立証活動

第2節 口頭弁論及び立証活動

（説明）

- 1 本節では、法廷における口頭弁論や立証活動における関係書式を掲載しています。
- 2 当事者が口頭弁論期日で陳述しようとする事項、すなわち、当事者がしようとする事実上及び法律上の主張並びに証拠方法に関する主張その他の一切の攻撃防御方法は、あらかじめ準備書面〔書式24〕として、裁判所に提出（相手方へは直送）する必要があります。
- 3 当事者は、主張・立証の準備に必要な事項について、相手方に書面（参考6）で照会することができます。
- 4 訴えを提起しようとする者が、被告となるべき者に対し書面により訴えの提起の予告を通知（予告通知）すれば〔書式28〕、訴えの提起前であっても民事訴訟法163条と同様に、直接被告となるべき者に対して一定の事項について照会（提訴前照会）をすることができます〔書式31〕。この提訴前照会に対しては、訴訟法上回答すべき〔書式32〕義務があると解されるので、誠実に対応する必要があります。ただし、提訴前照会は、予告通知の日から4か月を経過すればできません。

また、予告通知後であれば、訴え提起後の立証に必要な事項について、訴え提起前に裁判所に対して、必要な文書の送付の囑託等の証拠集め処分の申立て（提訴前証拠収集処分）をすることができます〔書式33〕。この提訴前証拠収集処分の申立ても予告通知の日から4か月を経過すればできませんが、相手方の同意があれば〔書式34〕することができます。

予告通知をされた者も、予告通知に対する返答〔書式34〕をしたときは、予告通知者と同様の証拠収集手続を利用することができます。

- 5 証人尋問の申出は、証拠申出書〔書式35〕に証すべき事実を表示し、証人を指定して行います。

文書を書証として提出する場合には、原則として証拠説明書〔書式36〕

も併せて提出します。また、相手方提出の多数の審証を同時に認否する場合には、書証認否書〔書式37〕を提出するようにします。

当事者は、文書提出義務を負う相手方又は第三者に対し、裁判所から文書を提出するよう命令してもらうことができます。相手方の文書提出命令申立て〈参考7, 8〉に対しては、必要に応じて意見書〔書式38, 39〕を提出します。なお、当事者は、文書を第三者が所持している場合には、文書送付嘱託を申し立てることができ〔書式40〕、また、主張・立証上必要な事項について官庁や会社などの団体に対する調査嘱託を申し立てることができます〔書式41〕。

鑑定申出書〔書式42〕には、証明すべき事実、鑑定事項等を記載し、検証申出書〔書式43〕には、証明すべき事実、検証の目的物等を記載します。

- 6 訴えの提起前に証拠保全手続が行われる場合があります。相手方から証拠保全の申立て〈参考11〉があり、裁判所から証拠保全決定〈参考12〉が送達されたときは、速やかに対応する必要があります。

〔書式23〕 期日変更申請書・期日請書（103ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件
 原告 ○ ○ ○ ○
 被告 国

口頭弁論期日変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

頭書の事件につき、口頭弁論期日を平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分と指定告知されましたが、被告指定代理人において差し支えが生じたので、同期日を変更されたく申請します。

（なお、下記希望日は、原告も了解済みであることを申し添えます。）

記

- 1 差し支え理由 ○〇地方裁判所へ出廷のため
- 2 希望日 ○〇月〇〇日午前〇〇時

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件
 原告 ○ ○ ○ ○
 被告 国

口頭弁論期日請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

頭書の事件につき、口頭弁論期日を平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分と指定告知されましたので、同日時に出頭します。

〔書式24〕準備書面（115ページ）

平成〇〇年（行ウ）第〇〇号 一部不開示決定処分取消請求事件

原告 〇〇〇〇

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

第2 準備書面

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部 御中

被告指定代理人	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ

被告は、原告の平成〇〇年〇月〇日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語等は、従前の例による。

1 本件各不開示決定処分の理由付記について

(1) 原告の主張

原告は、本件各不開示決定処分の理由の記載について、「あまりにも無内容かつ不親切であり、文書のどの部分が不開示事由のどれに該当するかを、その根拠とともに了知しうるものとは言いがたい」として、本件各不開示決定処分が、行政手続法8条1項による理由付記の要件を欠き、違法である旨主張する（原告第1準備書面2、3ページ）。

(2) 本件各不開示決定処分においては、行政手続法8条1項の「理由」として必要な程度の理由が提示されていること

ア 理由提示の程度

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときは、その旨の決定をした上、開示請求者に対し、書面により通知しなければならないとされており（情報公開法9条）、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示も必要とされている。そして、理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が許否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すこととされている（総務省行政管理局編・詳解情報公開法100、101ページ）。

イ 本件各不開示決定処分における理由の提示

本件各不開示決定処分を行うに当たり、外務大臣は、行政文書開示決定等通知書（乙第9号証）において、別紙「開示請求対象行政文書一覧表」に、本件開示請求に係る各行政文書の名称等を記載するとともに、そのうち一部又は全部不開示決定の対象となった行政文書に関しては、当該行政文書ごとに、「決定に係る該当条項」として、情報公開法5条各号のどの規定を根拠に不開示としたのかを記載した。

さらに、外務大臣は、一部又は全部不開示決定の対象となった行政文書のどの部分が、どのような理由で、情報公開法5条各号のどの規定に該当するのかを明らかにするために、別紙「不開示理由一覧」において、分類した「不開示とした部分」ごとに「不開示とした理由」及び「法5条該当号」を記載することとした。また、上記「不開示とした理由」においては、拒否理由が明確に了知できるように、例えば、「不開示理由一覧」の番号1では、「当省職員の氏名であり、公表慣行のない個人識別情報である」旨、番号2では、「米国との協議に関する文書」、「公にすることにより米国との信頼関係を損なうおそれがある」旨、そ

それぞれ不開示情報の類型と拒否理由の記載をし、番号3以下でも、更に詳細にそれぞれ不開示情報の類型と拒否理由を記載した。

このように、本件不開示決定処分に当たっては、行政文書開示決定等通知書において、一部又は全部不開示決定の対象となった行政文書、それぞれの行政文書において不開示とされた部分、その不開示の根拠である規定及び不開示情報該当性の理由が明確に了知できる程度に示されている。

また、本件では、別紙「不開示理由一覧」において、同種・類似の事項ごとにまとめて理由を記載する方法を用いているが、「不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはありうる」（前掲・詳解情報公開法101ページ）のである。上記のとおり、不開示とされた部分や不開示の根拠規定、その該当性の理由が明確に了知できる程度に示されている以上、同種・類似の事項をまとめて記載したからといって、それによって本件各不開示決定処分が不適法となるものではない。

以上のとおり、本件各不開示決定処分においては、法律上の根拠条文のみならず、請求者において拒否の理由を明確に了知し得る程度の理由の提示がされているのであるから、何ら違法な点はない。

2 ヴォーンインデックス類似の手続の導入について

(1) 原告の主張

原告は、不開示決定取消訴訟における審理の在り方に関し、「不開示の合法性を単に一般的抽象的な文書の性質から判断すればよいというものではない。」と主張した上で、できるだけ文書の性質を正確にとらえ、適切な判断をするために、ヴォーンインデックス類似の手続が導入されるべきであるとし、本件審理に当たっても、ヴォーンインデックス類似の手続によって、不開示部分がどのような形で存在し、どの部分にどの条項をどのような理由で適用したかについて、被告が具体的に明らかにすべきである

と主張する（原告第1準備書面10ページ）。

(2) 本件審理においてヴォーンインデックス又はその類似の手続による主張立証の必要は全くないこと

ア しかし、ヴォーンインデックス又はその類似の手続による主張立証は、日本での情報公開訴訟において、一般的に必要とされるものではなく、また、本件訴訟において、改めてヴォーンインデックス又はその類似の手続による主張立証がされなければならない理由はない。

イ すなわち、ヴォーンインデックスとは、一般に、行政機関が①開示しない記録の範ちゅうについての記述、②それぞれの範ちゅうについての不開示情報の条項、③不開示情報に該当する理由を記載したインデックスを作成し、提出することによって、不開示情報該当性の立証を行うというものである（宇賀克也「アメリカの情報公開」142ページ、同「情報公開法の理論」36ページ）。このような主張立証方法は、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案では、開示請求を受けて不開示との判断を行った者がその主張立証を表形式等で行うという点において、有効かつ適切な場合があり得る。しかし、不開示記録の内容自体を明らかにせずといかなる性質、種類の情報が記録されているかどうかという観点から主張立証を行う点においては、文章による主張立証と実質的に異なるものではない。また、日本の情報公開法制では、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項において、情報公開・個人情報保護審査会の調査権限として、「必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。」との規定が置かれているのみで、情報公開訴訟一般につき、ヴォーンインデックスによる主張立証が要求されているものではない。

そうすると、情報公開訴訟において、常にヴォーンインデックスによる主張立証が要求されるものではなく、主張立証をどのように行うかは

II 本案訴訟事件の処理

訴訟当事者の判断にゆだねられているというべきである。ヴォーンインデックスによる主張立証がされないからといって、直ちに、主張立証が果たされていないとの評価がされるものではない。

ウ また、被告第1準備書面16ページ以下及び前記1のとおり、被告は、各不開示情報該当性につき必要かつ十分な範囲でこれを明らかにしているのであって、本件において、あえてヴォーンインデックス類似の主張立証を改めて行う必要性は全くない。

第2節 口頭弁論及び立証活動

【審式25】 口頭弁論再開申立書（168ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 〇〇〇〇〇請求事件

原告 〇〇〇株式会社

被告 国 ほか1名

口頭弁論再開申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ
	○	○	○	○	Ⓜ

本件は、平成〇〇年〇月〇〇日口頭弁論期日を終結し、判決言渡期日を同年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分と指定されていたところであるが、下記理由により口頭弁論を再開願いたく申し立てる。

記

被告国は、本件の争点として、滞納会社が訴外〇〇建設株式会社に対して有する本件債権に係る原告への譲渡（以下「本件債権譲渡」という。）につき、本件債権譲渡契約が有効になされたか否か及び本件債権には譲渡禁止特約が付されているところ、原告は本件特約の存在について悪意であるか否か、また、善意であったとしても、そのことにつき重過失があるか否かであるとした上、本件争点に係る原告の主張はいずれも失当であり、本件債権譲渡は無効であるから、原告の請求は棄却されるべきである旨主張したところである。

II 本案訴訟事件の処理

今般、原告本人尋問の結果及び被告国の調査によって得られた客観的事実に基づき、原告が本件特約について悪意であったこと等について、更に主張すべき事実が判明した。

よって、被告国は、上記各事実を主張するとともに、乙第4号証ないし11号証を提出することにより、被告国の主張及び立証に遺漏なきを期すため、上記主張の陳述及び各証の取調べを行われなく、口頭弁論の再開を申し立てる。

〔書式26〕 法務大臣の更迭等に伴う上申書（168, 175ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

上 申 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

頭書の事件につき、現在被告国の代表者は下記のとおりですので、上申します。

記

法 務 大 臣 ○ ○ ○ ○

〈参考6〉 当事者照会書（118ページ）

平成〇〇年（7）第〇〇号 損害賠償請求事件

原告 〇 〇 〇 〇 ほか1名

被告 国

当事者照会書

平成〇〇年〇月〇〇日

被告国指定代理人

法務事務官 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇ビル〇階

〇〇〇法律事務所

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

原告ら訴訟代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇 〇 〇 〇 ㊟

頭書の事件に関して、民事訴訟法163条に基づいて貴職に対して当事者照会するものです。

記

当職は、上記事件の原告ら訴訟代理人弁護士ですが、被告の本件機場の設置管理の瑕疵を主張立証する準備のために、別紙照会事項について回答いただきたいと思ひます。

ご多忙とは存じますが、平成〇〇年〇月〇〇日までにご回答いただきますようお願いいたします。

(別紙)。

照会事項

1 〇〇地方整備局が管轄している河川について

(1) 同局が管理している排水機場の数、設置場所（所在地）について明らかにしてください。

(2) (1)のうち堤外水路が暗渠構造になっている排水機場の数、場所（所在地）を明らかにしてください。

(3) 暗渠構造とするか否かの基準があるのか、ある場合はその内容

(4) (1)の排水機場に設置された管理用階段について防護柵が設置されている排水機場の数、その所在地、防護柵の設置箇所を明らかにしてください。

2 〇〇地方整備局が管轄している河川について

<省略>

II 本案訴訟事件の処理

〔書式27〕 当事者照会に対する回答書（118ページ）

※ 従前の対応事例（回答拒否を含む。）については、訟務時報306号211ページ「当事者照会事例の紹介」を参照願います。

平成〇〇年（ワ）第〇〇号 損害賠償請求事件

原告 〇 〇 〇 〇 ほか1名

被告 国

当事者照会に対する回答書

平成〇〇年〇月〇〇日

原告訴訟代理人 〇 〇 〇 〇 殿

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

平成〇〇年〇月〇〇日付け当事者照会書のうち照会事項1に関し、以下のとおり回答する。

なお、以下の回答は、照会事項1柱書にいう「〇〇地方整備局が管轄している河川」が、平成〇〇年〇月〇日付け回答書の冒頭において述べたとおりのものであることを前提としている。

1 照会事項1(1)について

〇〇地方整備局が直轄管理する排水機場は、別表(1)〈省略〉のとおり16施設であり、揚排水機場は別表(2)〈省略〉のとおり2施設である。

2 照会事項1(2)について

上記18施設のうち、堤外水路が暗渠構造とされているものはない。

なお、揚排水機場の2施設及び排水機場のうち〇〇〇排水機場においては、

第2節 口頭弁論及び立証活動

排水樋門等の翼壁及び水叩き部分が暗渠構造とされている。このうち、揚排水機場の2施設は、揚水機能を有しており、本川からの取水のために翼壁及び水叩き部分の敷高が低いことから、暗渠構造とされているものである。また、〇〇排水機場は、吐出量すなわち排水ポンプの排水量が毎秒90トン（計画では120トン）と格段に大きいことから（〇〇排水機場は12トンである。）、堤防付近の乱流を防ぐために暗渠構造とされているものである。

3 照会事項1(3)について

堤外水路を暗渠構造とするか否かに関する基準は、特に定められていない。

なお、乙第18号証67ページの「扉室」の設計基準の解説において、「取水のための樋門、樋管で、敷高が低い場合や堤外水路の延長が長く維持管理が容易でない場合、又は排水のための樋門、樋管で高水敷が公園等に利用されている場合等では、堤外水路を暗渠構造（鉄筋コンクリート、ヒューム管、コルゲートパイプ等）とすることが多い。このような場合には、図1-49のように扉室を設けるものとする。」と述べられている。

4 照会事項1(4)について

上記18施設のうち、管理用階段の延長方向に沿って手すりが設置されているものはない。

なお、〇〇排水機場及び〇〇排水機場においては、管理用階段の上端に門扉が設置されており、本件排水機場においては、管理用階段の下端に転落防止柵が設置されている。このうち、〇〇排水機場の管理用階段は、上部が垂直に切り立った形状の堤防（河口部であることから波浪の影響を考慮したもの）の上に設置されているため、上半部がタラップ（はしご）という特殊な構造となっていることから、進入を防止するための門扉が設置されているものである。また、〇〇排水機場においては、堤外地の農耕作者が農耕用車両等によって通行している堤防天端上の通路が、樋門のすぐ背後を通過するとともに、樋門の両側でクランク状に屈折していることから、同排水機場付近の堤防天端上には車両等の転落を防止するための柵が設置されており、同柵のうち管理用階段の上端の部分には門扉が設置されているものである。

〔書式28〕 訴え提起の予告通知書（132ページ）

訴え提起の予告通知

平成〇〇年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

被通知者 〇 〇 〇 〇 殿

予告通知者指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇 〇 〇 〇 ㊟

予告通知者 国

代表者法務大臣 〇 〇 〇 〇

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

訟務官 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

〇〇財務局〇〇課

〇 〇 官 〇 〇 〇 〇

予告通知者国は、被通知者に対して民事訴訟法第132条の2第1項の規定により、次のとおり、訴えの提起の予告をする。

第1 請求の要旨

1

.....。

2

.....。

第2 紛争の要点

1

.....。

2

.....。

3

.....。

4

.....。

第3 訴え提起の予定の時期及び裁判所

本件予告通知に基づく証拠収集手続終了後、1か月以内に〇〇地方裁判所に訴えを提起する予定である。

(又は、訴え提起の予定の時期 平成〇〇年〇〇月ころ

訴え提起の予定の裁判所 〇〇地方裁判所)

第4 本件予告通知番号等

本件予告通知事件番号 〇〇法務局発平成〇〇年第〇〇号

本件予告通知に対する返答、回答等の書面には、この事件番号を記載願います。

〔書式29〕 予告通知に対する返答書（134ページ）

予告通知者 ○○○○

被告通知者 国

予告通知に対する返答

平成○○年○月○日

〒○○○-○○○○

○○県○○市○○町○○丁目○○番○号

予告通知者○○○○ 代理人 △△△△ 殿

被告通知者（返答者） 国

代表者 法務大臣 ○○○○

指定代理人

〒○○○-○○○○

○○県○○市○○町○○丁目○○番○号

○○地方法務局訟務部門

訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

〒○○○-○○○○

○○県○○市○○町○○丁目○○番○号

○○省○○課

○ ○ 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

予告通知者（以下「通知者」という。）からの平成○○年○月○日付け提訴予告通知に関し、民事訴訟法第132条の3第1項に基づき、以下のとおり返答する。

第1 請求の要旨に対する答弁の要旨
通知者の請求には応じられない。

第2 紛争の要点に対する答弁の要旨

1

.....

2

.....

第3 被通知者の主張

1

.....

2

.....

第4 結論

よって、通知者の請求は理由がないから、応じられない。

第5 本件に関する照会先等

1 本件に関する当局照会先

〒○○○-○○○○

○○県○○市○○町○○丁目○○番○号

○○地方法務局訟務部門

（電 話）○○○-○○○-○○○○

（FAX）○○○-○○○-○○○○

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

2 本件予告通知の受付日及び事件番号（受付番号）

受付日 平成 年 月 日

事件番号 ○○地方法務局受平成○○年第○○号

なお、今後本件予告通知に関する連絡等においては、この事件番号を明らかに願います。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式30〕 予告通知事件に係る指定書（132ページ）

平成16年4月10日

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき 被告通知者 国 のため、法務大臣は次のとおり争訟上の行為を行う職員として指定する。

1 被指定者

所 属 庁 東京法務局訟務部
官職 氏名 部 付 甲野 一郎
上席訟務官 乙野 花子

2 予告通知事件

(1) 当事者の表示

予告通知者 京 太郎
被告通知者 国

(2) 事件番号

法務省受平成16年第123号

第2節 口頭弁論及び立証活動

〔書式31〕 提訴前照会書（134、138ページ）

民事訴訟法第132条の2第1項による照会書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

被通知者

〇 〇 〇 〇 (殿)
(代理人 〇 〇 〇 〇 殿)

予告通知者（照会者） 国

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門

指定代理人 上席訟務官 〇〇〇〇 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇法務局発平成〇〇年第〇〇号による予告通知に基づき、下記事項について、民事訴訟法第132条の2第1項により、照会します。

記

照会事項

.....

照会の必要性

.....

回答期限

平成〇〇年〇月〇日

II 本案訴訟事件の処理

回答書の送付先

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門

指定代理人 上席訟務官 ○ ○ ○ ○

(電話)

(ファクシミリ)

第2節 口頭弁論及び立証活動

[書式32] 提訴前照会に対する回答書 (140ページ)

民事訴訟法第132条の2第1項による照会
に対する回答書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

照会者〇〇〇〇

代理人 △△△△ 殿

回答者 (被照会者) 国

代表者 法務大臣 〇〇〇〇

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門

(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

上席訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

照会者の平成〇年〇月〇日付け照会書に関し、以下のとおり回答する。

記

第1 照会の根拠となる予告通知の表示 〇〇〇〇

第2 回答事項

1 照会事項1について

………に関しては、………
………のため、同法第132条の2第1項1号により、回答は
差し控える (回答をしない場合)。

2 照会事項2について

II 本案訴訟事件の処理

3 照会事項3について

第3 当局における本件予告通知事件番号等

本件予告通知受領日 平成〇〇年〇月〇〇日

本件予告通知事件番号 〇〇法務局発平成〇〇年第〇〇号

なお、今後本件予告通知に関する連絡等においてはの書面には、この事件番号を明らかに願います。

第4 その他

指定代理人上席訟務官△△△△は、異動により平成〇〇年〇〇月〇〇日指定代理人を解任され、同日〇〇〇〇が新たに指定代理人となりました。

(書式33) 提訴前証拠収集処分申立書 (143ページ)

民事訴訟法第132条の4第1項第1号の規定による文書送付嘱託の申立て

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 御中

申立人指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

申立人 国
代表者法務大臣 〇〇〇〇
指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
〇〇地方法務局訟務部門
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
(ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
訟務官 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
〇〇財務局〇〇課
〇 〇 官 〇 〇 〇 〇

第1 予告通知の相手方の氏名及び住所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

II 本案訴訟事件の処理

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇

第2 申立てに係る処分の内容

.....
.....を民事訴訟法第132条の4第1項第1号に
より囑託すること

第3 予告通知に係る請求の要旨及び紛争の要点

1 請求の要旨

- (1)
- (2)

2 紛争の要点

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

第4 予告通知に係る訴えが提起された場合に立証されるべき事実及びこれを申立てに係る処分により得られる証拠となるべきものとの関係

.....
.....

第5 申立人が自ら収集することが困難である理由

.....
.....

第2節 口頭弁論及び立証活動

第6 本件申立てに係る予告通知は、平成16年〇月〇日に被告通知者に到達しており、本件申立ては、予告通知の日から4か月以内の申立てである。

第7 本件申立てに係る文書の所持者及び居所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 × × × ×

代表取締役 ○ ○ ○ ○

添付書類

- 1 予告通知の書面の写し
- 2
- 3

II 本案訴訟事件の処理

〔書式34〕 予告通知から4か月経過後の提訴前証拠収集処分申立ての同意書（144ページ）

平成 年 月 日

予告通知者 ○○○○

代理人 △△△△ 殿

被通知者 国 代表者 法務大臣 ○○○○

指定代理人

〒○○○-○○○

○○県○○市○○町○○丁目○○番○号

○○地方法務局訟務部門

(電 話) ○○○-○○○-○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○○

上席訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

同 意 書

平成○○年○月○日付け民事訴訟法第132条の2第1項による予告通知事件（被通知者受付番号 ○○法務局受平成○○年第○○○号）に基づく提訴前証拠収集処分の申立てに同意します。

第2節 口頭弁論及び立証活動

〔書式35〕 証拠申出書（152ページ）

平成○○年（行ウ）第○○号 ○○○○事件

直送済

原 告 ○○○株式会社

被 告 国

証 拠 申 出 書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所民事第○部○係 御中

被告指定代理人	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟

1 証人の表示

〒○○○-○○○

○○市○○町○○丁目○番○号 ○○税務会計事務所内

○ ○ ○ ○ （呼出し・主尋問○○分、旅費・日当要）

2 立証の趣旨

証人は、税理士として多数の法人の税務顧問を務めており、法人が銀行等金融機関から借入れの際に、当該法人の代表取締役等法人の役員が保証人になった場合の保証料の支払の可否、保証料を支払う場合の保証料（率）の上限及び算定根拠等について法人の相談相手となっている者である。

同証人によって、法人が銀行等金融機関から借り入れる際、当該法人の役員が保証人になった場合の保証料支払の有無、同保証料を支払う場合の適

II 本案訴訟事件の処理

法・適正な保証料（率）の上限及び算定根拠等について明らかにする。

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

(別紙)

尋 問 事 項
証 人 ○ ○ ○ ○

- 1 証人の税理士としての経歴及び職務内容について
- 2 代表取締役等法人の役員が、法人の借入れに際し、保証人となっている場合、当該役員への保証料支払の有無及び役員に対する保証料の支払についての法人の一般的な認識について
- 3 役員（保証人）に対する保証料の額（率）について信用保証協会の保証料（率）を上限とする根拠及び理由
- 4 法人税の課税処分が取り消された場合において、法人から役員への金員の支払が役員報酬の支払と認定され、源泉徴収された例を知っているか。
- 5 その他、上記に関連した事項

(注) 尋問事項書は、できる限り、個別かつ具体的に記載する必要があります（民訴規則107条2項）。

〔書式36〕 証拠説明書（68, 158ページ）

平成〇〇年（行ウ）第〇〇〇号 〇〇〇〇〇請求事件

直送済

原 告 ○ ○ ○ ○ ほか〇名

被 告 国

証 拠 説 明 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙1	第1原告らの住所地に係る調査報告書 (〇〇省〇〇局国道事務所用地官「〇〇〇」)	原本 平成 〇.〇.〇	第1原告らの住所地の分布状況及び第1原告らのうち、本件起業地から100メートル以内に居住している者が1名(原告番号〇〇)であること。
乙2	〇〇県における環境アセスメント制度のあり方(答申) (〇〇県公害局)	写し 昭和 〇.〇.〇	〇〇県条例が、関係地域の住民の個別的利益を図るものではないこと。
乙3の1	起業地(〇〇ジャンクション)からの位置を示した第1原告居住地に係る報告書	原本 平成 〇.〇.〇	原告番号〇〇の居住地における大気汚染(一酸化炭素)の予測評価に関する計画路線寄与濃度予測結果が、0.0050~0.010ppmの範囲にあること。

II 本案訴訟事件の処理

	(CO) (〇〇省〇〇局〇〇 国道事務所用地官 「〇〇〇〇」)			
乙3の2	起業地(〇〇ジャンク クシヨ)からの位置 を示した第1原告 居住地に係る報告書 (NO ₂) (同上)	原本	平成 〇.〇.〇	原告番号〇〇の居住地における大気 汚染(二酸化窒素)の予測評価に 関する計画路線寄与濃度予測結果が、 0.0025~0.0030ppmの範囲にあるこ と。
乙4の1	起業地(〇〇ジャンク クシヨ)からの位置 を示した第1原告 居住地に係る報告書 (騒音) (同上)	原本	平成 〇.〇.〇	原告番号〇〇の居住地における午前 5時から午前6時についての騒音の子 測結果が、47.5~50.0ホンの範囲にあ ること。
乙4の2	騒音に係る環境基準 の地域類型と第1原告 の居住地の位置の 関係を示す報告書 (同上)	原本	平成 〇.〇.〇	原告番号〇〇の居住地が、騒音に係 る環境基準の地域類型の指定されてい ない地域に位置していること。

(写真の場合の例)

甲3の 1~5	写 真 被写体 乗用車(セドリック) 撮影時期 平12.11.13 撮影者 〇〇〇〇(原告実弟)	本件事故により原告の乗用車(セド リック、〇〇58わ〇〇〇〇)が損壊 した事実及びその状況 各写真の撮影方向は写真添付の図面 のとおり
------------	---	---

第2節 口頭弁論及び立証活動

(書式37) 書証認否書(159ページ)

※ 文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにする必要があります
(民訴規則145条)。争点にかかわるような書証を否認する場合には、準備
書面として提出し、陳述するのが相当です。

平成〇〇年(7)第〇〇〇号 占有保全の訴え請求事件

原 告 〇 〇 〇 〇

被 告 国 ほか〇名

書 証 認 否 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部合議係 御中

被告国指定代理人

〇	〇	〇	〇	Ⓜ
〇	〇	〇	〇	Ⓜ
〇	〇	〇	〇	Ⓜ
〇	〇	〇	〇	Ⓜ
〇	〇	〇	〇	Ⓜ

被告国は、甲第〇号証ないし第〇〇号証について、次のとおり認否する。

- 1 甲第〇号証の成立は不知
- 2 甲第〇号証、第〇号証及び第〇号証の成立は認め、甲第〇号証、甲第〇号証ないし第〇〇号証、第〇〇号証は原本の存在及び成立を認める。
- 3 甲第〇号証ないし第〇〇号証は堤防付近の写真であることは認め、撮影者、撮影年月日については不知

II 本案訴訟事件の処理

を記載した資料

2 文書の所持者

農林水産大臣

3 証明すべき事実

(1) 甲第1号証「国が川を壊す理由」(福岡賢正著・159ページ)において、本件基本計画の農業用排水事業の受益者負担額は畑で5,000円、水田で21,000円(3年据え置き15年償還の年額・10アール当たり)と記載されている。

この金額が受益者負担額であることを被告も認めているところ、本件変更計画で工事代金の増加額を踏まえた仮定受益者負担額について、原告○○○は本人尋問の中で3万円を超えると証言している。

原告は、本件の進行協議において、被告に対し、この予想受益者負担額について3万円を超えとの点について確認したところ、大筋そのとおりの口頭での確認を得た。

そこで、原告は、これを具体的に確認すべく基礎となる資料の提出を求めた。

被告は、平成○○年○○月○○日の進行協議で同資料の提出を検討することを回答し、平成○○年○○月○○日の進行協議において増加額の係数のみを数字で明らかにするとの回答をした。原告としては、基本計画と変更計画では農業用排水の事業計画が縮小されており、単純に計算できないので、計算できる資料も含めて開示を求めたところ、被告は検討を約した。

ところが、平成○○年○○月○○日、被告の○○指定代理人から原告の○○代理人に対し、「資料提供はできない」旨の電話回答があり、後刻、電話にて確認した○○代理人に対し、○○指定代理人は「合議のうえ結論だけを伝えるよう指示された」と答えている。

原告らとしては、本件基本計画での受益者負担額が本件変更計画では増額して最終的には関連事業などの中で請求されることも含めて負担させられることについて錯誤があると、その増加額が3万円を超えるという認

第2節 口頭弁論及び立証活動

識であったとしているのであるところ、被告はその錯誤を争っているのである。したがって、被告がこの資料を提出しないのは、被告が主張する事実につき、その文書を所持するにもかかわらず、これを提出しないものであるから、原告の主張を認めたものといわざるを得ない。

(2) そこで、次の事実を証明すべき事実として本申立てをする。

「原告らが、本件基本計画での受益者負担額が本件変更計画で年額3万円を超えて増額して最終的には本件変更計画、最終的には関連事業などの中で○○県・関係市町村・関係土地改良区などから受益者負担の請求を受ける可能性があるのに、被告及びその関係者から、水代はタダだ等といわれてその可能性がないと信じて錯誤により同意の署名・押印をした事実」

4 文書の提出義務の根拠

民事訴訟法220条3号前段

II 本案訴訟事件の処理

〔審式38〕 文書提出命令申立てに対する意見書①（161ページ）

平成〇年（ネ）第〇〇号 〇〇基地騒音差止等請求控訴事件

一番原告 〇 〇 〇 〇 ほか〇〇名

一番被告 国

文書提出命令申立てに対する意見書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇高等裁判所〇〇支部民事部 御中

一番被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

一番原告らの平成〇〇年〇月〇日付け文書提出命令申立書による申立て（以下「本件申立て」という。）は、以下のとおり、同命令を発すべき理由及び必要性が存しないので、却下されるべきである。

第1 文書提出義務のないこと

一番原告らは、本件法的根拠として、昭和〇〇年の〇〇基地周辺における騒音コンター作成において基礎資料となった各測定点における測定結果を記載した文書（以下「本件文書」という。）は、「民訴法220条3号後段の法律関係文書」に該当するとする。

1 民訴法220条の趣旨について

民訴法は、弁論主義を基調とし、当事者が自ら所持する文書を証拠として提出するかどうかは原則として当事者の責任にゆだね、当事者は証拠につき処分を有している。しかし、同条所定の場合に限り、文書の所持者に対して証拠としての文書提出義務を課し、前記の処分の自由の原則に対する例外としている。これは挙証者と文書の所持者とがその文書につ

第2節 口頭弁論及び立証活動

いて同条所定の特別な関係を有するときに限定して、挙証者の利益のために、当該文書の所持者の処分権に制限を加えようとするものである。

したがって、同条3号後段の解釈に当たっては、同条が弁論主義の原則に対する例外規定であることに照らし、これを限定的に解釈すべきである。

これに反して、文書提出義務について、証人義務のような一般的提出義務を認めたり、立証事項の重要性、代替立証方法の有無、文書の性質、申立ての動機、公共の利益等諸々の要素を利益衡量することによって、あるいは挙証者自身の実体的地位、挙証者と所持者等との間の実体的法律関係とその文書の記載内容とのかかわりの程度からみて、かかる文書の内容を訴訟の場に顕出するか否かの自由を所持者のみに与えることが公平かどうかを判断することによって、広く文書提出義務を認めようとする見解がある。このことは、文書提出命令が発せられた場合に、文書の所持者は自己の意思に反してまでも自己の手中にある文書を提出すべき義務を負い、もしこの命令に従わない場合には、当該文書に関する相手方の主張を真実と認められる危険を負担しなければならない（同法224条）など種々の不利益・制裁等が存することからも裏付けられる。

2 同法220条3号後段の意義について

同号後段の「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書とは、法律関係それ自体を記載した文書ばかりでなく、これに準ずるものとしてその法律関係に関係のある事項を記載した文書も含まれると解されている。そして、上記のとおり趣旨に照らすと、①挙証者と文書の所持者との間の法律関係自体を記載した文書及びその法律関係の構成要件事実の全部又は一部が記載されている文書であって、法律関係自体の発生、変更、消滅を直接に証明することができる文書については、その作成目的を問わないが、法律関係の発生、変更、消滅を間接に証明することができる文書については、特に法律関係の成立過程においてその成立を目的として作成された文書のことをいう（東京地裁昭和53年4月28日決定・判例タイムズ374号135ページ）とされている。また、②文書が

法律関係の当事者たる挙証者と所持者との間で作成されたか、一方当事者から他方当事者に対するものとして作成されたかのいずれかでなければならぬ（前記東京地裁決定）とされ、両者間の法的地位を基礎付けるものとして、両者の直接又は間接の関与によって作成されたものをいい、所持者が単独でその必要上作成したものを含まない（高松高裁昭和50年7月17日決定・行裁例集26巻7・8号893ページ）ともされている。

3 本文書が民訴法220条3号後段の文書に該当しないことについて

確かに一番被告（〇〇〇〇庁）は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、本件飛行場周辺住民の生活環境整備の一環として住宅防音工事等の行政対策を実施するために、いわゆる騒音区域の指定をしており、その前提として、専門機関に委託して騒音度調査を実施し、その結果を基に、同法施行令8条、同法施行規則1条所定の方法でWECPNLを算出し、これにより騒音コンターを作成している。この騒音度調査は、前記のとおり行政施策を実施するために、参考資料の一部として使用する目的の下に行われたものである。換言すれば、この調査結果（資料）は、専ら自己使用のための内部記録であり、しかも、作成することが法令上義務付けられておらず、任意に作成したものである。

したがって、前記2、①の観点からすると、本文書は、事実上か立証上、本件訴訟と何らかの関係を有するに至ったというにすぎない程度のものであり、一番原告らとの法律関係を前提として作成されたものではない。また、②の観点からすると、所持者が単独でその職務遂行の必要上作成したにすぎず、一番原告らは全く関与していないものである。

しかも、上記調査は、上記行政目的の実施のための前提となるもので、調査するに当たっては、その内容が外部に公表されることは全く予定されていない。このような内部資料が制限なしに公表されることになれば、当初の予定に反することとなり、文書の作成者、所持者に著しい不利益を与えることとなる。文書の所持者と挙証者の利害の調整を図っている文書提出命令制度の趣旨に反することともなる。

以上のとおり、本文書は、民訴法220条3号後段の文書に該当しないことは明らかである。

第2 本件と同種事案の決定例について

本文書と同種類の文書の提出を求めた〇〇地裁〇〇支部昭和〇〇年〇月〇日決定及び同年〇月〇日決定（いずれも公刊行物未登載、添付参考資料参照）においては、いずれも法律関係文書に該当しないとしているほか、証拠調べの必要性もないとしている（これについては、本件では、一番原告らから〇〇県の実施している航空機騒音の測定記録が甲号証として提出され、原審においては過去2回にわたり、その騒音について現場（本件飛行場周辺地域）検証が行われ、今後、当審においても、裁判所において現場検証等を実施することが可能であり、このような証拠調べにより、本件訴訟における争点である航空機騒音の実態について、直接かつ正確に認識し得、これを明らかにすることができる。したがって、本文書につき証拠調べをする必要性はない。）。)

II 本案訴訟事件の処理

〔書式39〕 文書提出命令申立てに対する意見書②（161ページ）

平成〇〇年（行ウ）第〇〇号 労災後遺障害等級不服申立事件

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

文書提出命令申立てに対する意見書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

原告は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け文書提出命令申立書により、労働福祉事業団総合せき損センター（以下「総合せき損センター」という。）から〇〇労働基準監督署長あてに提出された、原告の平成〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間の意見書等すべての書類（ただし、乙第7号証ないし第9号証を除く。）の提出命令を求めている。

そこで、本件申立てにつき、被告は、総合せき損センターから〇〇労働基準監督署長あてに提出された文書を念入りに調査を行ったが、既に裁判所へ提出している乙第7号証ないし第9号証以外に該当する文書は存在しないことが判明した。

したがって、提出命令の対象となる文書が存在しない以上、本件文書提出命令申立てには理由がないから、速やかに却下されるべきである。

第2節 口頭弁論及び立証活動

〔書式40〕 文書送付囑託申立書（162ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

文書送付囑託申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

1 文書の表示

平成〇年〇〇月〇日から退院日（平成〇〇年〇月〇日ころ）までの間における原告のカルテ（診療録）等診療に係る一切の記録

2 囑託先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

医療法人〇〇会〇〇整形外科病院

3 立証の趣旨

上記1記載の期間における原告の左膝関節動揺関節、変形性関節症、左肘滑液包炎の病状等について明らかにし、もって、原告の退職は、健康状態の悪化によるものであることを明らかにする。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式41〕 調査嘱託申立書（162ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 配当異議事件

原告 国

被告 株式会社〇〇〇銀行

調査嘱託申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇〇係 御中

原告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

1 証すべき事実

〇〇地方裁判所平成〇年（ケ）第〇〇〇号不動産競売事件について、〇〇国税局長が送付した平成〇年〇月〇日付けの滞納現在額計算書が、〇月〇日に同裁判所に到達した事実

2 調査嘱託先

〇〇地方裁判所民事部

3 調査嘱託事項

- (1) 上記不動産競売事件について、〇〇国税局長が送付した平成〇年〇月〇日付けの滞納現在額計算書（徴記第〇〇号）が、〇〇地方裁判所に送達されたか否か
- (2) 上記滞納現在額計算書が送達されているすれば、その受送達年月日

第2節 口頭弁論及び立証活動

〔書式42〕 鑑定申出書（156ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

直送済

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

鑑定申出書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

1 証すべき事実

国立病院の各医師及び理学療法士らの措置に何ら過失がないことの実

2 鑑定事項

- (1) 平成〇年〇月〇〇日のリハビリテーションの前後において、レントゲン所見の変化が認められるか。
- (2) 平成〇年〇月〇〇日のリハビリテーションの直後において、骨癒合能力が失われていると判断できるか。
- (3) 平成〇年〇月〇〇日の再手術で明らかになった偽関節について
 - ア 偽関節の発生時期が推定できるか。
 - イ 偽関節の原因は非医療側にあるといえるか。
 - ウ 平成〇年〇月〇〇日に行ったりハビリが直接的原因と推定できるか。

3 鑑定人

裁判所において、しかるべき鑑定人を選任されたい。

〈参考9〉 鑑定書(156ページ)

鑑 定 書

平成〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件について鑑定をいたしましたので、結果を提出いたします。

鑑定結果

【原告申請分】

1 平成〇年〇〇月〇〇日のリハビリテーションを原因とする原告の右上腕骨折部位の癒着部分の離脱の有無及び程度

- (1) 癒着部分の離脱はあったものと推定される。
- (2) 程度については各資料、証言などの証拠によっても確定的なことは判断し得ない。

2 原告の右上腕偽関節の発生原因

- (1) 骨折を生じさせた外力が大きく、そのため横骨折の上に第三骨折もあり、61歳という年齢的にも難治性になりやすい状況であった。
- (2) 初回手術における髓内釘がやや細かく短めだったので固定性が十分でなかった。
- (3) 固定性に不安があったのに後療法に対する配慮が十分でなかった。
- (4) 原告(患者)が医師の指示に反し患肢を過度に使用した。

上記(1)から(4)に至る原因が複合的に作用して偽関節が発生したと考えられる。

【被告申請分】

1 平成〇年〇〇月〇〇日のリハビリテーションの前後においてレントゲン所見上の変化が認められるか。

提出された資料からは変化があったと認められない。

2 平成〇年〇〇月〇〇日リハビリテーションの直後において骨癒合能力が失われていると判断できるか。

ある程度は骨癒合能力の低下に影響したことは考えられるが、全くそのた

めに失われたとは判断し得ない。

3 平成〇年〇月〇〇日の再手術で明らかになった偽関節について

(1) 偽関節の発生時期が推定できるか。

主治医のカルテに記載がある平成〇年〇月〇〇日の所見にあるようにレントゲン写真上、仮骨形成がはっきりせず骨折端部骨硬化、吸収像がみられるのは偽関節の所見である。証拠として提出されたレントゲン写真を見ても、この時期には偽関節となっていたと推定できる。

(2) 偽関節の原因は非医療側(病院側でない医師ということ)にあるといえるか。

当事案における偽関節の発生原因は複合的であり、一概にその原因を断定し得ない。

(3) 平成〇年〇〇月〇〇日に行ったりハビリが直接的原因と推定できるか。推定できない。

資料

上腕骨骨折に対する治療法の進歩は著しく、参考とした資料は平成2年までの当時の医療水準を示す一般的な文献を採用した。

【原告申請分】

1に係る資料

- (1) 原告の本人調書(速記録〇〇~〇〇)
〇〇〇〇証人調書(速記録〇〇~〇〇)
〇〇〇〇証人調書(速記録〇〇~〇〇)
乙第〇号証及びそれ以降の診療記録

上記各資料を勘案する限り平成〇年〇〇月〇〇日に何らかの異常、すなわち骨折部の離脱(軟分組織を含む。)があったことが推定し得る。さらに、その時点より主治医は電気刺激療法(難治性骨折電磁波電気治療法)、カルシウム剤投与を開始するなど治療方針の追加を行っており、診断名に再骨折、骨萎縮症、骨粗鬆症なる病名を追記している(平成〇年〇〇月〇

II 本案訴訟事件の処理

○日)。何ら異常な状況発生がないにもかかわらず、たとえ保険適応上の診断名としてもそのような記載をすることは考えられない(追加資料1, 2, 3)。

(2) レントゲン写真上、乙7号証(○○月○○日撮影)及び乙8号証(○○月○○日撮影)の両方を比較してもはっきりした骨折端のずれは認められず、臨床上どの程度の異常可動性を生じたかカルテにも記載なく、推定不可能である。

2に係る資料

(1) この部位は骨折の状況によっては治療が難しいことは既に知られた事実であり(追加資料4の1~3)、本事案では上腕骨中央上部の横骨折で、第三骨片のあること、年齢的(61歳)にも若年者に比して治癒能力が劣るので偽関節になった一原因であるといえる。

(2) キュンツァー髓内釘による固定術については、その開発者自身であるキュンツァー教授が昭和34年来日し、その理論、適応を述べている(追加資料5の1~3)。

その原点にかえた治療法は、リーミングにより髓腔を拡大してなるべく太い髓内釘を挿入することである。リーミングが十分であってもその症例の骨髄腔の太さに比し細い髓内釘を使用したことが偽関節発生の原因ともなり得ることを示唆している(追加資料6の1~3)。

(3) 後療法において早期にその機能回復並びに骨折治療促進のためリハビリを始めたこと及びサルミエント装具装用による治療を行ったことについては必ずしも適切さを欠いたとはいえない。サルミエント装具適応上、上腕骨の横骨折については注意すべきとの文献もあり、後療法において慎重さが欠けていたこともうかがえる(追加資料7の1~4)。

(4) 原告本人調書によれば退院(平成○年○月)以降は自動車の運転やチェーンソーを用いたりして右上肢を使用していたことがうかがえる。また、平成○年○月より平成○年○○月○○日に至る間の乙25号証より28号証、乙9号証のレントゲン所見より中枢側に刺入されている髓内釘周辺の

第2節 口頭弁論及び立証活動

骨内透明像及び硬化像が生じており、次第にそれが顕著となってきている。この事実は、右上肢の過度の使用により次第に刺入した髓内釘が固定性を失い髓内でグラグラしてきていることを証明している。

この事実は、医師が退院時に骨折部に負担をかけないこと、骨折部をねじるような動作をしないこと、装具をいつも着けていることといった指示(○○○○証人調書による。)がよく守られていなかった証拠といえる。

【被告申請分】

1に係る資料

乙7号証及び8号証のレントゲン写真(リハビリによる異常事態発生前後のもの)を比較してみても単純撮影であり、撮影方向も一定していないのでレントゲン上の変化を読み取ることは不可能である。

2に係る資料

髓内釘が挿入されており、レントゲン写真上の変化もないとすると軟部や仮骨の離脱が生じたとしても生体反応としての骨治癒能力が失われているとは判断できない。骨組織は常に代謝が行われており一時的に離脱が起こったとしてもその能力が全く失われることはない(乙第4号証)。

3に係る資料

(1) 遷延治癒状況であるか偽関節であるか、臨床上はっきりと区別することはしばしば困難なことがある。

しかし、明らかに一般骨折の治癒期間を過ぎて骨折部に異常可動性が認められ、レントゲン写真上仮骨形成状況が不良であり、骨折端の離開及び骨硬化像を認めそのままでは治療に至らない状態を一般的には偽関節形成といわれている。

本事案においては、平成○年○月○○日外来カルテに骨折部自発痛あり、レントゲン写真上仮骨形成ははっきりしない、骨折部硬化像、吸収像ありと記載されている。さらに、乙第26号証1の2のレントゲン写真上では骨折部より中枢の髓内釘周辺には異常な骨折部の動きが生じていたために形成された数ミリ幅の骨硬化像が全長にわたって認められる。また、骨

II 本案訴訟事件の処理

折端の離開も認められ、遅くとも術後約8か月がたっているこの時期には偽関節が発生していたと推定し得る。

(2) 偽関節の発生原因については原告側申請分の(2)の部分について記述してある。

非医療側(病院側ではない医師)によりその原因があると一概にいえないことは、既に記述してある当事案の偽関節の発生原因及び偽関節発生時期により判断し得ると思われる。なお、平成〇年〇月〇日〇〇医大での手術の経過についてはレントゲン写真等の資料はないが、平成〇年〇月〇日までのカルテ記載によれば経過は良好であり、平成〇年度においては偽関節が残存していたとは判断し得ない。

(3) 原告申請分の1及び2、被告申請分の3の(1)によれば、平成〇年〇月〇〇日に行ったりハビリが直接的原因とは推定できない。

以上、鑑定結果及びそれに至る資料を付し提出いたします。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇

医療法人〇〇〇整形外科医院

院長 ○ ○ ○ ○ ⊕

〔書式43〕 検証申出書(163ページ)

平成〇〇年(7)第〇〇号 〇〇〇〇〇請求事件

直送済

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

検証申出書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部合議係 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ⊕

○ ○ ○ ○ ⊕

○ ○ ○ ○ ⊕

1 証すべき事実

被告が主張する〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇〇原野〇〇, 〇〇〇平方メートルの土地(以下「本件土地」という。)の範囲及び隣接土地との境界

2 検証の目的

本件土地並びに隣接土地との境界及びその状況

3 検証によって明らかにしようとする事項

(1) 本件土地の範囲及び状況

(2) 本件土地と隣接する土地の所有者及び状況

(3) 本件土地と隣接する土地の境界

II 本案訴訟事件の処理

〔審式44〕 検証指示説明書（163ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇号 〇〇〇〇〇請求事件

原告 〇 〇 〇 〇

被告 国

指示説明書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部合議係 御中

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

被告は、〇〇県〇〇郡〇〇町（旧〇〇村）大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇〇原野〇〇〇、〇〇〇平方メートルの土地（以下「本件土地」という。）に関する買収処分が本件土地の全部を対象に行われ、買収した土地のすべてについて売渡し及び譲与処分を了したものであることについて、被告の準備書面(1)ないし(4)で主張してきたところであるが、本件土地の範囲、隣接土地との境界及びその状況を検証によって立証するに当たり、次のとおり指示説明する。

1 〇〇川・〇〇橋及び旧〇〇橋の橋台

(1) 左岸〇〇橋に北方に向かって立つと、本件土地（〇〇開拓地）の全景が見える（全景写真①）。手前が〇〇川河川敷（写真②）、北東方に植林された森林（写真③）、北方に山林（写真④）（この麓に火防線がある。）及び北西方に植林された森林（写真⑤）があり、これらに囲まれたおおむね平坦な土地が本件土地の範囲である。

(2) 旧〇〇橋の右岸下流橋台には、本件土地と〇〇川河川敷と林道との境界

第2節 口頭弁論及び立証活動

を示すコンクリートの境界杭（別紙図面1の点、写真⑥）があり、この杭の北方が本件土地の範囲である。

2 本件土地の西方で隣接する〇〇電力株式会社所有地との境界

(1) 〇〇〇〇番〇〇山林と譲与道路（〇〇〇〇番〇〇）との境界点には、〇〇電力株式会社が埋設したコンクリートの境界杭（別紙図面2の点、写真⑦）がある。

(2) この境界杭を起点として、南方へ約〇〇メートルの地点にコンクリート杭（別紙図面3の点、写真⑧）、更に南方へ約〇〇メートルの地点にコンクリート杭（別紙図面4の点、写真⑨）、更に南方約〇〇メートルの地点にコンクリート杭（別紙図面5の点、写真⑩）、更に南方約〇〇メートルの地点にコンクリート杭（別紙図面6の点、写真⑪）、更に南方へ約〇〇メートルの地点にコンクリート杭（別紙図面7の点、写真⑫）がそれぞれ埋設されている。これは、〇〇電力株式会社が水源涵養林造成地としてカラマツを植林している。〇〇〇〇番〇〇（〇〇電力株式会社所有地）と本件土地との境界として定めたものであることが確認できる。

(3) 本件土地内の〇〇〇〇番〇〇山林と〇〇電力株式会社所有地の〇〇〇〇番〇〇と〇〇川河川敷との境界として、土塁に、〇〇電力株式会社が埋設したコンクリート杭（別紙図面8の点、写真⑬）がある。

この杭が、周辺の状況を判断すると、本件土地の西南端の位置にあると推測される。

(4) したがって、上記の各境界杭の東側が本件土地であり、西側が〇〇電力所有地である。

3 本件土地の北方で隣接する〇〇郡〇〇町〇〇地区財産区（以下「財産区」という。）所有地との境界（いわゆる火防線）

(1) 本件土地の中央部の北端に位置する〇〇〇〇番〇〇〇と〇〇〇〇番〇〇〇〇畑と火防線との境界点には、プラスチック杭（別紙図面9の点、写真⑭）がある。

(2) また、本件土地の北東端に位置する〇〇〇〇番〇〇畑と〇〇〇〇番〇〇

II 本案訴訟事件の処理

山林（財産区所有地）との境界点には、赤ペンキが塗られた丸石（別紙図面10の点、写真⑮）があり、この境界に接して幅約〇ないし〇メートルの火防線が東西に延びている（写真⑯）。

(3) したがって、その境界杭（石）の南側が本件土地であり、北側が財産区の所有地である。

4 本件土地の東方で隣接する財産区所有地との境界

(1) 3の(2)の赤ペンキの丸石から南方へ、東側を植林地、西側をおおむね畑とした境界線が、直線に県道やつり堀「〇〇」の中央を経て、〇〇川へ至っている（全景写真⑰）。

(2) この直線上にある〇〇〇〇番〇〇〇畑と、建設省所管水路と、〇〇〇〇番〇〇山林との境界点には、「公山」と記された杭（別紙図面11の点、写真⑱）がある。また、〇〇〇〇番〇〇〇と建設省所管水路と〇〇川河川敷との境界点には、相当以前に赤ペンキが塗られた立木と杭があった（写真⑲）。

この立木と杭は、平成〇年〇月〇日に被告指定代理人3名が現認していたが、平成〇年〇月〇日再度確認のため現地を訪れたところ、当該立木は〇〇川護岸工事のため伐採され、その切り株（別紙図面12の点、写真⑳）があるほか、倒された立木が付近に残されていた。

(3) したがって、その杭を結ぶ直線の西側が本件土地であり、東側が財産区の所有地である。

<別紙図面省略>

<参考10> 検証調書（164ページ）

裁判官 認 印	㊟
------------	---

第6号様式（調書単独用）

検 証 調 書																															
事 件 の 表 示	平成 〇〇 年 (ワ) 第 〇〇〇 号																														
期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分																														
場 所	〇〇市字〇〇〇〇〇番〇及び同所同番〇先																														
裁 判 官	〇 〇 〇 〇																														
裁 判 所 書 記 官	〇 〇 〇 〇																														
出頭した当事者等	<table border="0"> <tr> <td>原 告</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>原告代理人</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>被告〇〇〇・代理人</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>被告国代理人</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">各出頭</p>	原 告	〇	〇	〇	〇	原告代理人	〇	〇	〇	〇	被告〇〇〇・代理人	〇	〇	〇	〇	被告国代理人	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇
原 告	〇	〇	〇	〇																											
原告代理人	〇	〇	〇	〇																											
被告〇〇〇・代理人	〇	〇	〇	〇																											
被告国代理人	〇	〇	〇	〇																											
同	〇	〇	〇	〇																											
同	〇	〇	〇	〇																											
手 続 の 要 領 等																															
第1 検証の目的	係争地について、原告と被告2名の主張を整理し、当事者の主張する境界等を正確に特定して事実関係を明確にする。																														
第2 検証の結果	<p>1 現場における当事者の主張</p> <p>原 告</p> <p>(1) 原告所有の〇〇市〇〇〇〇〇番〇土地と被告国所有の同所同番〇先土地（国有畦畔）との境界は別紙鑑定図表示のハ・ニ・ホ・ト・ヲ（以下符号をもって示すのは、いずれも別紙鑑定図）の各地点を順次連結した直線である。</p> <p>(2) ハ点は擁壁の北側角付近に埋設された境界石の中心である。ロ点はハ点か</p>																														

ら擁壁と地面の接線を南々東〇.〇〇メートルの地点である。二点は八点が
ら擁壁と地面の接線を西南西〇.〇〇メートルの地点である。ホ点は二点が
ら擁壁と地面の接線を西南西〇.〇〇メートルの地点である。ト点はホ点が
ら南々西〇.〇〇メートル付近にある境界石に刻まれた矢印の先端である。
フ点はト点から北々西〇.〇メートル付近にある境界石に刻まれた矢印の先
端である。
(3) 原告は被告国所有地(国有畦畔)の北側線は指示できない。
被告国
(1) 原告所有の〇〇市〇〇〇〇〇〇番〇土地と被告国所有の同所同番〇先土地
(国有畦畔)との境界はK4・K5・K6・K7の各地点を順次連結した直
線である。
(2) K3とK2の各地点を直線で結んだ線が被告国所有地(国有畦畔)と被告
〇〇が所有していた土地の境界線である。
(3) 被告国所有地(国有畦畔)と北側公道に接する線はK1とK8の各地点を
結んだ直線である。
(4) K1は道路と原告占有地に向かう通路との交点の東端地点。金属標がある。
K2は道路より、K1とK8の間の通路を南に(原告占有地に向かい)約〇
〇.〇〇メートルの通路の東側の地点。境界石がある。K3は北側の崖下の
東端より、崖沿いに南に約〇.〇〇メートルの赤色のペンキの地点。K4は
K3より、南に約〇.〇〇メートル、法面に添って上に向かい、約〇メー
トルで鉄がある地点。K5は道路より、K1とK8の間の通路を南に(原告占
有地に向かい)約〇〇メートルの通路の東側の、約〇メートル法面を下りた、
コンクリート擁壁の上で、K6より北東に約〇.〇〇メートルの地点。金属
標がある。K6は道路より、K1とK8の間の通路を南に(原告占有地に向
かい)約〇〇.〇〇メートルの通路の西側で、k2より、南側に約〇.〇〇
メートルの地点。境界石がある。K7は道路よりK1とK8の間の通路を南
に(原告占有地に向かい)約〇〇.〇〇メートルの通路の西側で、K6より、

通路の西側沿いに北に約〇.〇〇メートルの地点。境界石がある。K8は道
路と原告占有地に向かう通路との交点の西端の地点。金属標がある。
被告 〇 〇
被告〇〇の主張は被告国と同様である。
2 原告、被告〇〇、被告国の主張する境界線の測定の結果は別紙鑑定図のお
りである。
なお、
ハ点は、約〇〇センチメートルの深さに埋設された既設コンクリート杭の中
心ト点とK6点及びフ点とK7はそれぞれ同一点で既設コンクリート杭に刻ま
れた矢印の先端
K1、K5とK8は既設金属標に刻まれた矢印の先端、K2は既設コンクリ
ート杭に刻まれた矢印の先端
K3は赤色ペンキで塗られた既設コンクリート杭
K4は擁壁面上にある赤色ペンキで塗られた既設鉄錐
である。
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 ㊟

〈参考11〉 証拠保全申立書（164ページ）

証拠保全申立書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

申立人代理人弁護士	○	○	○	○	Ⓜ
同 弁護士	○	○	○	○	Ⓜ

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号所在の国立〇〇医療センターに臨み、相手方が保管する〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に係る平成〇年〇月〇日以降平成〇年〇月〇〇日ころまでの期間の診察に関する診察録、処置録、医師指示票、医師指示簿、X線写真、諸検査結果票、分娩監視装置記録、看護記録、保険診療報酬請求審控、その他同診察に関して作成された一切の書類等の提示命令及び検証を求める。

第2 申立ての理由

1 証すべき事実及び実情

(1) 当事者

相手方は、国立〇〇医療センター（所在地・申立ての趣旨記載のとおり。以下「本件医療センター」という。）の開設者である（甲1）。

申立人は、後記のとおり、本件医療センターを受診し診察を受けた患者である。

(2) 診察の経過と本件医療事故の発生

ア 申立人は、後記のとおり、平成〇年〇月末ないし〇月初めころ、〇〇病治療のため受診した本件医療センター内科で妊娠を疑われ、平成〇年〇月〇日、本件病院産科を受診した。

産科はこの日が初診であったが、この時の診察によれば、妊娠8週、胎児心音に異常なしとのことであった（甲5）。

イ 申立人は、その後、平成〇年〇月〇〇日から〇月〇日までの間、定期検診のため本件医療センターに通院したが、特に異常所見はなく、問題のない妊娠経過であった（甲5）。なお、分娩予定日は〇月〇〇日と診断されていた（甲2）。

ウ 平成〇年〇月〇日の検診では、申立人は異常所見はないといわれたものの、担当医（〇〇〇〇医師）は、申立人の体格に比して胎児が大きく育っていることから難産を恐れたらしく、子宮頸管熟化剤（マイリス）1アンプルを投与（静注）した。また、〇〇医師は申立人に対し、「よく動くように」と指示したが、その他特段の注意を与えることはなかった（甲5）。

エ マイリス投与後、胎児の胎動は極端に減少し、申立人は不安に駆られたが、医師から特に指示がなかったため、次の通常の検診日である3月17日に再度本件医療センターを受診した。

ところが、この日、分娩監視装置モニターには、通常ならあるはずの胎動が全く感知されなかった。看護婦が不審である旨を申立人に告げて再度体位を変えてモニターを装着したが、やはり変化はない、とのことであった。なお、この時、分娩監視装置の記録（波形）そのものは、申立人には見せられていない。

申立人は、その後〇〇医師の診察を受けた際、マイリス投与後胎動が極端に減っていたこと、モニターに胎動が出ないこと等に不安を感じて質問したが、同医師は「もうすぐ生まれるということだ。」などといい、エコーで胎児の心臓の動きを見せて「ほら、大丈夫」と説明

するのみであった。

そして、この日も、再度マイリスが静注された。

〇〇医師は、胎児の状態を心配する申立人に対して、「神経質すぎる」といわんばかりの態度を示し、特段何の注意も与えることなく帰宅させた(甲5)。

オ 申立人は、次の検診日である〇月〇〇日に再び本件医療センターを受診したが、この日、分娩監視装置モニターは、児心拍を全く拾うことができなかった。

その直後の診察により、子宮内胎児死亡と診断されたため、同日夜、娩出のための処置がとられ、翌〇〇日午前〇時〇〇分、児娩出(死産)となった(甲3, 5)。

(3) 責任原因

ア 本件妊娠の経過を見ると、少なくとも平成〇年〇月〇日(妊娠39週3日)までは異常所見もなく、全く問題のない経過であったにもかかわらず、同日に子宮頸管熟化剤マイリスを投与された後、胎動の急激な減少、母体の不具合等を見、その後胎児死亡に至っているものである。

マイリス(プラステロン硫酸ナトリウム)には、投与後に胎児に徐脈が現れたとの報告や、動物実験で胎仔致死作用が認められる等の報告がある(甲6)。

したがって、明確な他原因が証明されない以上、本件でも、マイリスの投与に起因した胎児の状態悪化が発生したにもかかわらず(なお、胎動の急速な減少は胎児仮死を疑うべき所見の一つである。甲7)、それに対する的確な対処がなされないまま、胎児死亡に至った可能性が疑われるところである。

イ ところで、〇月〇日の段階では、本件妊娠は既に〇〇週〇日であり、胎児の体重も〇キログラムを超えていたのであるから、児は体外でも十分に生育可能な程度に発育していたものである。

したがって、もし胎児の状態悪化が適時的確に把握されていれば、本件においては、胎児死亡に至る前に帝王切開を含む急速遂娩の方法をとることにより、胎児を救命できた可能性がある。

ウ ところが、実際には、〇月〇日にマイリスを投与した後、胎動の急激な減少等が発生したことを申立人が訴えていたにもかかわらず、〇月〇日の検診においても、担当医は、この訴えを軽視して、何か問題を感じた場合には直ちに医療センターを受診すること等の特段の注意を与えることもなく、かえって、更にマイリスを追加投与して帰宅させるなどして、胎児の状態に一層の悪化をもたらすとともに、必要な経過観察を尽くさず、胎児仮死(胎児死亡の前段階としての)の発生に適時的確に対処して急速遂娩を行って胎児を救命するチャンスをも逸したものである。

担当医のこのような対処は、産科専門医としての注意義務に違反するものである可能性が存する。

エ よって、相手方には、債務不履行(不完全履行)又は不法行為責任が存する可能性がある。

2 保全の事由

(1) 申立人としては、相手方を被告として、前記のとおり、診療契約上の債務不履行責任、あるいは不法行為責任に基づき、損害賠償請求訴訟を提起すべく準備中である。

(2) ところが、診療録等の法定保存期間は5年間であるところ(医師法24条2項)、本件での最終の医療行為は平成〇年〇月〇〇日であり(甲3)、平成〇〇年〇月〇〇日には法定保存期間が満了してしまう。

したがって、以後診療録等が廃棄されてしまう可能性があるため、証拠保全をしなければならない必要性は高い。

(3) また、本件医療センター医師らには、申立人に対して、明らかに責任回避的と受け取られる言動が見受けられる。

例えば、平成〇年〇月〇〇日、胎児の死亡が確認された後、本件医療

センター産科部長の△△医師は、「もっと早く来てくれたらよかったです。」と、胎児死亡をあたかも申立人の責任に転嫁しようとするかのとき発音をしている(甲5)。

また、○○医師も、胎児死亡の原因については「不明である」と繰り返すばかりで、明確な説明をしない(甲5)。

なお、○○医師は、その後申立人の求めに応じて、助産録及び剖検記録の写しを送ってきているが(甲3, 甲4)、それぞれの記録に添付の同医師の書簡によっても、ワイリヌ投与後胎動が激減したとの申立人の訴えに関しては一切触れられておらず、ただ原因が不明であることが強調されている。また、「胎児心拍モニターは正常パターン」との記載があるのみで、分娩監視装置記録については送られてきていない。

このような経緯に照らせば、申立人が訴訟を提起するに至った場合、診療録等の記載が改ざんされてしまう危険性は否定できないものといえるべきである。この点でも、証拠保全の必要性が存する。

(4) なお、このような改ざんのおそれが現実化した場合、証拠保全がなされなかった場合に申立人が被る不利益は極めて大きなものになるのに対し、他方、証拠保全がなされたとしても、そのことにより相手方には特段の不利益は生じないことにも留意されるべきである。

(5) 加えて、医療過誤訴訟においては、医療機関側のみ証拠が集中しており、このような証拠の内容の検討をした上で、はじめに訴訟提起の適否の判断が可能となるという特殊性が存在する。この意味でも、証拠保全をしなければならぬ必要性は高い。

疎明方法

甲第1号証 診察カード

<以下省略>

添付書類

- 1 甲号証の写し 各1通
- 2 訴訟委任状 2通

当事者目録

〒000-0000	当 事 者 目 録
○県○○市○○区○○丁目○番○-○○○号	申 立 人 ○ ○ ○ ○
〒000-0000	申 立 人 代 理 人
○県○○市○○区○○丁目○番○号 ○○ビル○階 ○○法律事務所	申 立 人 代 理 人
	弁 護 士 ○ ○ ○ ○
〒000-0000 (申立人送達場所)	申 立 人 代 理 人
○県○○市○○区○○丁目○番○号 ○○ビル○階 ○○法律事務所	(電 話 ○○○-○○○-○○○○)
	(FAX ○○○-○○○-○○○○)
	申 立 人 代 理 人
〒000-0000	弁 護 士 ○ ○ ○ ○
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	相 手 方 国
	代 表 者 法 務 大 臣 ○ ○ ○ ○
(相手方送達場所)	○ ○ ○ ○ 法 務 局
○市○○区○○町○丁目○番○号	

II 本案訴訟事件の処理

〈参考12〉 証拠保全決定 (165ページ)

証拠保全決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成〇〇年(モ)第〇〇〇号証拠保全申立事件について、当裁判所は、その申立てを理由のあるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号所在の国立〇〇医療センターに臨み、相手方保管に係る別紙検証物目録記載の書類等を検証する。
- 2 相手方は上記書類等を本件検証期日に現場において提示せよ。
- 3 上記検証期日を平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇〇分と指定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 ○ ○ ○ ○

当事者目録

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇-〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方国

同代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

(送達先)

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇法務局

検証物目録

〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)の診療(診療期間平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇〇日ころまで)に係る次の書類等

- 1 診療録
- 2 処置録
- 3 医師指示票
- 4 医師指示簿
- 5 X線写真
- 6 諸検査結果票
- 7 分娩監視装置記録
- 8 看護記録
- 9 保険診療報酬請求書控
- 10 その他同診療に関して作成された一切の資料

〔審式45〕 証拠保全決定に対する意見書（164ページ）



平成〇年（モ）第〇〇〇号 証拠保全申立事件

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 国

意見書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

相手方指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部

上席訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

申立人からされた本件証拠保全申立てに基づく証拠調べは、次に詳述するよう、当事者の立会権を定めた民事訴訟法240条に違反する違法なものであり、異議を述べる。したがって、仮に今後本件に関し訴訟が提起されても、その証拠調べの結果は、採証の基礎となし得ないものであり、申立人から本件証拠調べの結果が援用される場合には、改めて異議を述べることを留保する。

1 本件証拠保全決定等が送達された場所について

本件証拠保全決定は、申立人〇〇〇〇の平成〇年〇月〇日付け「証拠保全の申立書」に基づき、国を相手方として同月3日なされたものである。

本件証拠保全決定正本及び証拠調期日呼出状は、申立人代理人には同月3日送達されている。一方、同代理人から相手方国に対しての同決定正本の送達は、証拠調期日と同時の同月7日午後1時半に執行官送達により送達されたい旨の同月3日付けの上申書が貴裁判所あて提出され、しかして、証拠保全決定正本及び証拠調期日呼出状が送達されたのは、同月7日午後0時30分ころであった。しかも、これが送達は相手方国を代表する権限を有しない国立〇〇医療センターにされたため、やむなく同医療センターの医事課長がこれを受領した（このように、証拠調べに先立って送達を行っていることからすると、民事訴訟法240条ただし書の場合に該当しないことは明らかである。）。

その後、本件証拠保全は、同日午後1時30分から午後5時ころまで行われたもののようであり、いわゆる国側で立会いをしたのは、同医療センターの産科部長、事務部長ら同医療センター関係者のみであった。

2 本件証拠保全決定正本及び証拠調期日呼出状の各送達先の不適法について

証拠調べは、いうまでもなく当事者立会いの上で施行されるのが原則であるから、証拠保全の証拠調べの期日においても、相手方に立会いの機会を与えなければならず、これに要する期間を見込んだ上で申立人及び相手方を呼び出すことを要するものである。

また、法人に対する送達は、その代表者あてにしなければならない（民事訴訟法37条）のであり、本件のように、国を相手方とする証拠保全事件については法務大臣が国を代表することとされている（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律1条）のであるから、これら証拠保全決定正本及び証拠調期日呼出状その他の関係書類は、法務大臣（法務省のほか法務局、地方法務局を含む。）に送達すべきものである。そして、民事訴訟法103条1項は、送達場所を「送達を受けるべき者の……営業所又は事務所」と定めているから、国を相手方とする訴訟の場合には、法務省

II 本案訴訟事件の処理

又は訟務事務を行う管轄法務局若しくは地方法務局が送達場所になるものと解され、それ以外の国立医療センター等は単に証拠調べの場所にすぎず、民事訴訟法103条にいう送達場所に当たらないというべきである（広島地裁平成2年3月14日判決・訟務月報37巻7号1182ページ、その控訴審である広島高裁平成3年1月31日判決・訟務月報37巻7号1176ページ・判例タイムズ753号222ページ、その上告審である最高裁平成3年12月5日第一小法廷判決・訟務月報38巻6号1029ページ）。

3 以上のとおり、本件証拠保全手続については、法務大臣が国を代表するのであるから、関係書類は法務大臣（法務省のほか法務局・地方法務局を含む。）に送達すべきであるにもかかわらず、証拠保全決定正本及び期日呼出状の送達は、直接国立〇〇医療センターにされており、不適法のそしりを免れない。よって、相手方は、本意見の具申に及ぶ次第である。

附 属 書 類

指 定 書

1通

第2節 口頭弁論及び立証活動

<参考13> 民事事件記録簿閲覧・謄写票（173ページ）

民事事件記録簿閲覧・謄写票(原簿)		申請区分	閲覧・謄写・複製
受付年月日	平成 年 月 日	ちよう用印紙額	円
事件番号	平成 年() 第 号	事件記録等送達月日・事件担当書記官受領印	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 謄写 <input type="checkbox"/> 複製
申請人氏名		事件担当書記官受領印	
原簿番号	第 号	原簿受領印	(部 係)

(印 名)

原簿番号	第 号	担当部係	部 係
民事事件記録簿閲覧・謄写票		申請区分	閲覧・謄写・複製
申請年月日	平成 年 月 日	申請資格 当事者・代理人・利害関係人 その他()	住所 又は 弁護士会
事件番号	平成 年() 第 号		
当事者氏名	原告等 被告等	人 氏 名	印
閲覧等の目的	訴訟準備等・その他 ()	閲覧人氏名	印
所要見込時間	時間 分	提出書類	委任状・その他 ()
次回期日	月 日		
閲覧等の部分		許否及び特別指定条件	許可権者印
		許 否	
印 紙		交付月日	
		閲覧人・請求人記録等受領印	
		記録係記録等送達確認印	
備考	復審申請人複製物受領印		

- 注意 1 申請人は、本枠内に所要事項を記入し、「印紙」欄に所定額の印紙をちよう用（閉印しない。）の上、原簿から切り取らぬいで、この票を係員に提出してください。
- 2 「申請区分」欄、「申請人」欄の「資格」欄、「閲覧等の目的」欄及び「提出書類」欄は、法定文字を〇で読み、その他に該当する場合には、() 内に具体的に記入してください。
- 3 「閲覧・謄写人氏名」欄は、申請人以外の者に閲覧・謄写をさせる場合に記入してください。
- 4 事件記録中の原簿テープ等の複製を申請する場合には、複製用の原簿テープ等をこの票とともに係員に提出してください。

委 任 状

私は 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京高等裁判所内
 (財)司法協会 ○ ○ ○ ○ を代理人と定め
 下記の事項を委任します。

記

事件番号 平成 年 () 第 号

原告 (控訴人・債権者)

被告 (被控訴人・債務者)

被告人

事件名

事件についての事件記録複写に関する一切の件
 上記代理委任状に押印します。

平成 年 月 日

住 所

委任者 ㊟

第3節 弁論終結後の手続

(説明)

- 1 上訴の提起に関する求指示〔書式48〕は、事件が国等に不利益な裁判によって終了し、当該裁判が判決であるとき、又は当該裁判が決定若しくは命令であるときは重要なものに行うものとされています。
 訟務総括審議官又は監督法務局長から上訴の指示〔書式49〕があった場合は、直ちに上訴の手続を執らなければなりません。
- 2 仮執行宣言付敗訴判決が予想される場合には、口頭弁論終結後速やかに、訟務総括審議官に対して保証金を要する事件に関する報告（いわゆるあらかじめ報告）〔書式50〕をします。
- 3 仮執行宣言付敗訴判決が言い渡された場合、強制執行の停止又は執行処分取消しのための手続を執る必要があります。
 免脱宣言が付された場合に、執行免脱のため必要となる書面としては、①判決主文証明書〔書式51〕又は判決正本写し、②供託書、③供託のための代理権証明書〔書式52〕、④供託証明書〔書式53〕又は供託書正本写し、⑤仮執行免脱のための担保を供した旨の上申書〔書式54〕などがあります。ただし、実務的には、①及び④に関しては、裁判所から判決正本写し及び供託書正本写しの提出を求められる場合が多いため、これらを提出するのが通例です。
 免脱宣言が付されない場合に、執行停止のため必要となる書面としては、①控訴状及び指定書、②上訴申立てによる強制執行停止決定申請書〔書式55〕、③執行停止決定書正本、④供託書、⑤供託証明書又は供託書正本写し、⑥執行停止決定がされた旨の上申書などがあります。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式46〕 原告代理人弁護士あて連絡文書（190ページ）

※ この書式は、判決で仮執行宣言が付され、免脱宣言及び仮執行の開始時期の猶予がない場合に原告代理人弁護士に送付する連絡文書の書式です。

〇〇地方裁判所平成〇〇年（ ）第〇〇〇号

〇〇〇〇請求事件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原告代理人弁護士 様

御 連 絡

御承知のとおり、日本郵政公社法の施行により、平成15年4月1日に日本郵政公社が設立され、郵政事業に関する国の事務は、同公社に移行しました。

ところで、国に対して金員の支払を命ずる判決に仮執行宣言が付され、その仮執行がされるときは、従来、多くの場合、現金を保有する郵便局において行われていたところです。しかし、公社化後は、国に対する債務名義（仮執行宣言付判決）によって、日本郵政公社（郵便局）に対して執行することはできなくなりましたので、念のためお知らせいたします。

なお、所管庁が仮執行に対応するには、多少の時間を要するのが通常です。仮執行される場合には、事前に御連絡いただくなどして、混乱が生じないように御配慮いただきたく、お願いいたします。

※ この件に関するお問い合わせは、次の者が承ります。

◎◎法務局訟務部（門）

○ ○ ○ ○

電話 ****-****

Fax ****-****

第3節 弁論終結後の手続

〔書式47〕 判決確定証明申請書（178ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 国

確定証明申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ⊕

頭審事件につき、平成〇〇年〇月〇〇日判決の旨渡しがありましたが、同判決は、平成〇〇年〇月〇〇日の経過により確定したことを証明願います。

（注） 裁判所の証明文用に適宜余白を設けること。

II 本案訴訟事件の処理

〔審式48〕 上訴に関する求指示審（180, 181ページ）

訟 第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

法務省大臣官房訟務総括審議官 殿
（主管課 〇〇〇〇〇）

〇 〇 法 務 局 長

争訟事件に関する上訴について（求指示）

下記1の事件について、平成〇〇年〇月〇日判決があり、同日その送達を受けたので、上訴の要否につき御指示願います。

なお、上訴についての当局及び所管行政庁の意見は、下記2のとおりです。

記

1 事件の表示

当 事 者 原 告 〇 〇 〇 〇
被 告 国 ほか〇名

事件番号 〇〇地方裁判所〇〇支部 平成〇〇年（〇）第〇〇〇号

事 件 名 〇 〇 〇 〇 事件

2 上訴についての意見

当 局 意 見 上訴相当（理由は別紙のとおり）

行 政 庁 意 見 上訴相当（理由は別添のとおり）

3 上訴期限

平成〇〇年〇月〇〇日

第3節 弁論終結後の手続

別 紙

上訴の要否に関する意見

第1 結 論

上訴（控訴）相当

第2 理 由

1 事案の概要

本件は、国土交通省が河川改修工事のために農地を買収したところ、当該農地は、原告が相被告〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）の父である亡〇〇△△との間で締結した賃借権設定契約（設定につき、昭和〇〇年、農地法3条に基づく農業委員会の許可を得ている。）に基づき、賃借人として年1万1500円ないし1万5000円の賃料を〇〇に送金等して支払い、耕作をしてきたが、平成〇年〇月〇〇日、被告国が〇〇土木事務所長名で〇〇との間で本件土地を含む4筆の土地を河川改修工事のために、代金合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円で買収した際、国からも〇〇からも、原告に対し、いわゆる離作料が支払われなかったため、原告が、〇〇地裁〇〇支部において、まず、平成〇〇年〇月〇〇日、〇〇に対し、離作料等請求事件の訴えを提起し（平成〇〇年（ワ）第〇号事件）、その後、平成〇〇年〇月〇〇日、国に対し、主位的に、①「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定。以下「本件要綱」という。）に基づき賃借権に対する補償を求め、予備的に、②被告国は何らの対価なく本件土地を本件賃借権の負担のない土地として取得し、原告は何らの対価なく本件賃借権を失っているとして、補償金相当額の不当利得返還請求を、③又は、国は本件要綱に準拠しないで本件土地を買収して原告に損害を与えたとして不法行為に基づく損害賠償として本件訴えを提起し（平成〇〇年（ワ）第〇〇号事件）、両訴訟は併合された。

2 裁判所の判断

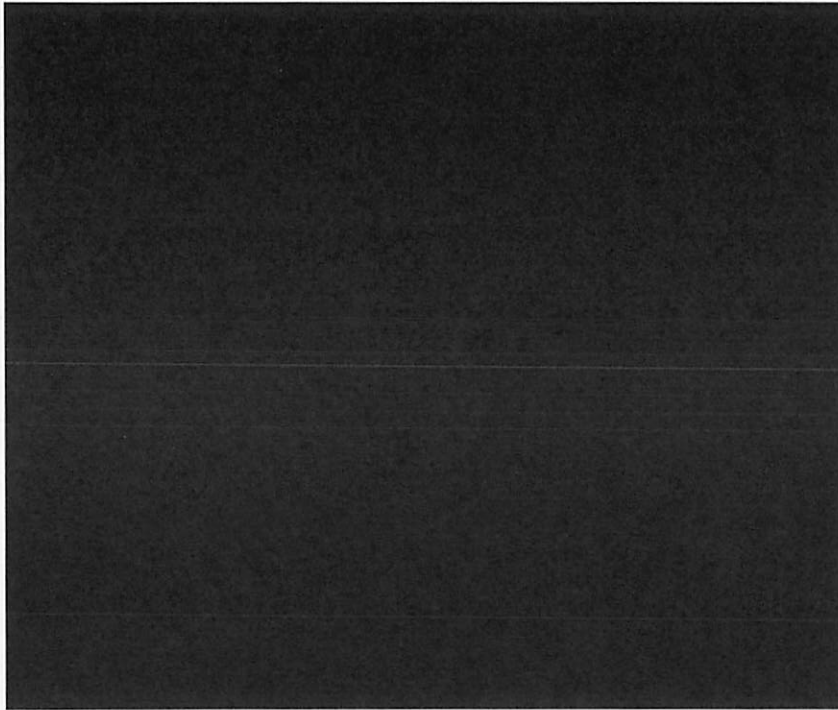
原告の主位的請求を認容し、その理由につき、次のとおり判示した。

(1) 公共用地の取得に当たり、当該土地に賃借権等がある場合、起業者と

II 本案訴訟事件の処理

所有者との間で賃借権等に対する補償金を相当する金額を含めて所有者に支払い、所有者が該当金額を賃借権者等に支払うという契約、つまり代位方式による契約を締結しても、権利者である賃借権者は、契約関係者ではないから、起業者は、そのままでは権利者である賃借権者等に対し、対抗できない。

- (2) 公共用地の取得に関しては、個別払いが原則であるから、所有者と起業者が上記代位方式を選択して、所有者と賃借権等の補償金額を含めた代金で売買契約を締結し、その代金を所有者に支払ったとしても、賃借権者等は、原則に従って個別補償を求めることができる。
- (3) 売買契約に当たり、賃借権者等を含めた三者で合意した場合、あるいは起業者と賃借権者等との間で代位方式によることで合意した場合には、賃借権者等は所有者から補償金相当額を受け取れるだけで、起業者から補償金を受け取れない。
- (4) 本件売買契約の当事者は〇〇と被告国であるから、原告は代位方式を前提とする本件売買契約の当事者ではない。また、原告が国との間で代位方式によることを合意したと認めるに足りる証拠はない。
- (5) 以上から、原告は、被告国に対し、個別払いの原則により、本件賃借権の補償金の支払いを求められるものと解するのが相当である。



別添 <省略>

〔書式49〕 上訴に関する指示（181ページ）

法務省訟○第○○○号
平成○○年○月○○日

○○法務局長 殿

法務省大臣官房訟務総括審議官

上訴の提起について（指示）

下記事件については、上訴提起願います。

（下記事件については、上訴を提起する必要はありません。）

記

当事者 原告 ○○○○ 被告 国

事件番号 ○○地方裁判所 平成○○年（ワ）第○○○号

事件名 ○○○○事件

裁判の年月日 平成○○年○月○日判決

〔書式50〕 保証金を要する事件に関する報告（184ページ）

訟 第○○○○号
平成○○年○月○日

法務省大臣官房訟務総括審議官 殿

○○法務局長

保証金を要する事件について（報告）

標記の件について、別紙のとおり事件の概要を報告します。

（注・昭和58.12.26法務省訟総第652号訟務局総務課長依命通知・通達集（11）
550ページ参照）

事件の概要

事件名	当事者名	行政庁名	訴訟の目的物の価額	保証金見込額	判決日
〇〇高等裁判所平成〇〇年(木)第〇〇〇号損害賠償請求控訴事件	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 国	〇〇刑務所	〇〇〇〇円	〇〇〇円	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時〇分 (勝訴率〇〇%)
<p>(事案の概要)</p> <p>〇〇刑務所に在監中の控訴人は、刑務作業中に腰及び膝を痛め同所の担当医師に治療を受けたが、同医師はレントゲン写真により第5腰椎の分離症を発見すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、それを見落とし、その治療を開始すべきであるのに、逆に控訴人に対して働いてよいと告げ、控訴人の同疾患治療を受ける機会を失わせ後遺症を負わせたと主張して損害賠償を求めているもの</p>					
<p>(担保を供することを必要とする理由)</p> <p>仮執行免脱の担保のため (仮執行の申立て有り)</p>					

(保証金送金先) 〇〇(地方) 法務局 指定代理人 〇〇〇〇 (管区担当者) (本省主管課) 民事訟務課
 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 (FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔審式51〕 判決主文証明申請書 (185ページ)

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 〇 〇 〇 〇

被告 国

主文証明申請書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 印

頭書事件につき、平成〇〇年〇月〇日判決の言渡しがありましたが、同判決の主文は下記(又は別紙)のとおりであることを証明願います。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、〇〇〇万〇〇〇〇円及び平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。
 ただし、被告が〇〇〇万円の担保を供するときは、上記執行を免れることができる。

上記のとおり証明する。

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印

[書式52] 供託のための代理権証明書 (185ページ)

証 明 書

所属庁及びその所在

官職 氏名

上記の者は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、下記事件について 被告国 のため、裁判上の行為を行う職員に指定された者であることを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 (地方) 法務局長

印

記

原告 〇〇〇〇 被告 国

〇〇 地方裁判所

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号

〇〇〇〇 事件

(注) 昭和53.3.1法務省訟総第148号訟務局長通達参照

[書式53] 供託証明申請書 (185ページ)

証 明 申 請 書

証明申請の目的
(利害関係)

裁判所へ提出のため

証明を申請する事項

供託年月日

平成〇〇年〇月〇日

供託番号

平成〇〇年金第〇〇号

供託金額

金〇〇〇〇〇円

供託の種類

裁判上の保証供託

供託者

国

代表者 法務大臣 〇 〇 〇 〇

指定代理人

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部

上席訟務官 〇 〇 〇 〇

被供託者

〇〇県〇〇郡〇〇町〇丁目〇番地

〇 〇 〇 〇

法令条項

民事訴訟法259条3項

裁判所の名称及び件名等

〇〇地方裁判所 平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号

損害賠償請求事件

原告 〇 〇 〇 〇 被告 国

供託の原因たる事実

仮執行を免れるための担保

上記のとおり証明を申請する。

平成〇〇年〇月〇日

申請人(供託者)

国

代表者 法務大臣 〇 〇 〇 〇

指定代理人

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

第〇法務合同庁舎

〇〇法務局訟務部

上席訟務官 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇〇法務局 御 中

上記のとおり証明する。

平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 法 務 局

供 託 官 〇 〇 〇 〇 印

II 本案訴訟事件の処理

〔書式54〕 仮執行免脱のための担保を供した旨の上申書（186ページ）

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 ○ ○ ○ ○

被告 国

上 申 書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 執行官 殿

被告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

上記当事者間の〇〇地方裁判所平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号損害賠償請求事件につき、平成〇〇年〇月〇日判決の旨渡しがあり、原告勝訴部分について仮執行の宣言が付されましたが、被告は、既に別紙供託書正本写し（又は証明書）のとおり担保を供し、仮執行を免れておりますので、仮執行を差し控えられたく上申いたします。

添付書類 供託書正本写し（又は供託証明書） 1通

〔判決正本写し（又は判決主文証明書）1通…必要であれば添付〕

第3節 弁論終結後の手続

〔書式55〕 上訴の提起に伴う強制執行停止決定申立書（186、191ページ）

強制執行停止決定申立書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ ○ ○ ㊟

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

上記当事者間の〇〇地方裁判所平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号損害賠償請求事件の仮執行宣言付判決に基づく強制執行は、これを停止する。

第2 申立ての理由

上記当事者間の申立ての趣旨記載の事件につき、平成〇〇年〇月〇〇日、〇〇地方裁判所は、別添判決正本写しのとおり申立人一部敗訴の仮執行宣言付判決をした。

申立人は、上記原判決に対し、平成〇〇年〇月〇〇日控訴を提起したので、民事訴訟法398条1項3号に基づき本申立てに及ぶ次第である。

添 付 書 類

1 判決正本写し 1通

2 疎明書 1通（編注・後掲）

3 指定書 1通

○ ○ ○ ○ ㊟

当 事 者 目 録

申 立 人 国				
代表者法務大臣	○	○	○	○
指 定 代 理 人				
〒○○○-○○○○ ○○市○○区○○町○丁目○番○号				
○○法務局訟務部 (送達場所)				
(電 話 ○○○-○○○-○○○○)				
(FAX ○○○-○○○-○○○○)				
副 部 長	○	○	○	○
部 付	○	○	○	○
訟 務 官	○	○	○	○
〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○番地の○				
相 手 方	○	○	○	○

疎 明 書

平成○○年○月○○日

○○地方裁判所民事部 御中

申立人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

原判決に対しては本日控訴し、同時に強制執行停止決定の申立てをしたが、「原判決の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」(民事訴訟法398条1項3号)について、以下のとおり疎明する。

第1 原判決の国家賠償法1条1項の判断について

原判決は、①○○警部が、「○○警視から渡されたメモ及び個人的な見解として聞いたことを基に、原告の所属する事務所が○○党系であり、原告も○○協会所属でかつ○○党員として把握されている旨の本件記載事項を含んだ本件捜査報告書を作成し、○○検事に対し、これを一件記録とともに提出した」(同84ページ1ないし5行目)行為、②○○検事が「本件記載事項のようなプライバシーの侵害になるような事項があれば、これを削除あるいは書換えのような指導をなすべき義務」(同95ページ4及び5行目)に違反したこと、及び、③○○区検察庁の副検事である訴外○○○○(以下「○○副検事」という。)が「平成○年○月○○日、○○簡易裁判所に対し、本件傷害事件について、○○の略式命令の請求を行うに際し、本件記載事項を含む本件捜査報告書を証拠として提出した」(同95ページ9ないし11行目)行為について、これらをいずれも違法であるとして(原判決第4の2(3)ロ、(5)及び(6))、国家賠償法1条1項に基づき、被告国に対し、上記各違法行為により原告が被ったとする損害の賠償を命じたが、以下に述べるとおり、原判決は、国家賠償法1条1項の「違法」に関する法令の解釈及びその適用を誤ったものであることは明らかである。

1 ○○警部の行為について

(1) 原判決の判断

原判決は、原告のプライバシーの侵害があったか否かを検討した上(原判決第4の2(3)アないしオ)、「本件記載事項に摘示された事実は、法的に保護された利益としてのプライバシーに属するということがで

き、〇〇警部の行為は、原告のプライバシーを侵害したというべきである」と判示しただけで、すなわち、当該権利侵害の事実を認定しただけで、原告が所属する法律事務所が〇〇党系であり、原告も〇〇協会所属でかつ〇〇党員として把握されている旨の記載（以下「本件記載事項」という。）を含んだ捜査報告書（以下「本件捜査報告書」という。）を作成し、これを〇〇検事に対して提出した〇〇警部の行為が職務上の法的義務に違反しているか否かを全く判断しないまま、原告が被ったとする損害に対する被告国の賠償責任を肯定した（原判決第4の3(1)ア）。

(2) 国家賠償法1条1項の「違法」の意義

しかしながら、そもそも国家賠償法1条1項の「違法」については、単に権利侵害があったか否かという一事により判断されるべきものではなく、当該公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に初めて国家賠償法1条1項の「違法」との評価を受けるものと解すべきであって（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ等参照）、この判例法理は、幾多の最高裁判所の判例の積み重ねによって、既に判例上確立したものである。

そして、この判例法理は、公権力の行使が、もともと国民の権利侵害を内包しており、法が定める一定の要件と手続の下において、国民の権利を侵害することが許容されているという公権力の行使の性質から当然に導かれるものであり、このような公権力の行使が本来有する性質と国民の権利保護との調和を図るものとして、もとより正当なものであることは論を待たないところである。

(3) 取り分け、捜査においては、「個人の意志を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」（最高裁昭和51年3月16日第三小法廷決定・刑集30巻2号187ページ）、すなわち、法律の根拠規定がある場合に限り許容されるいわゆる強制捜査に限ら

ず、その余の任意捜査においても、被疑者を含めた個人のプライバシーの侵害が不可避免的に生ずるのであって、それにもかかわらず、刑事訴訟法は、捜査機関に対し、その広範な裁量的判断に基づき、出頭の要求（同法198条以下）、被疑者の取調べ（同法198条）、被疑者以外の者の取調べ（同法223条）、領置（同法221条）、実況見分、鑑定囑託（同法223条）、通訳翻訳の囑託（同法223条）、公務所又は公私の団体に対する照会（同法197条2項）等を初めとして、内偵、聞き込み、尾行、張り込み、写真撮影など様々な任意捜査に当たる権限を付与しているものであり（同法197条1項ただし書参照）、このような捜査方法を駆使して実体的真実を究明することは、捜査機関に与えられた責務ともいうべき面を有することを看過してはならないのである。

(4) したがって、捜査においては、その手続について厳重な制約があるものの、その制約の範囲内においては、捜査機関において、むしろ広範な事項について捜査を尽くすべきことが要請されているというべきであり、〇〇警部の行為が国家賠償法1条1項の「違法」であるか否かを判断するに当たっては、まずもって、〇〇警部の行為が捜査機関に対して捜査権限を付与した法の趣旨、目的にかんがみ、その与えられた裁量を逸脱したか否か、すなわち、〇〇警部がその捜査の職務を遂行するに際して有する職務上の法的義務に違反したか否かが判断されなければならない。

(5) 以上によれば、上記のような判断をすることなく、漫然とプライバシーの侵害があったことのみを理由として国家賠償法1条1項の「違法」があったとする原判決の判断が、国家賠償法1条1項の「違法」の解釈及びその適用を誤ったことは明らかであるといわなければならない。

なお、原判決は、一方で、〇〇地方検察庁の保管検察官が本件捜査報告書を刑事確定記録の一部として保管した行為及び同検察官が別件民事訴訟事件の係属裁判所の送付囑託に応じた行為については、記録を取捨選択して保管し、又は送付囑託に必ずべき旨を定めた規定がない等とし

て、当該各行為を違法とする余地がないなどと判示するが（原判決第4の2(7)）、これは結局、当該各行為に職務上の法的義務違反がないことを理由としているものにほかならない。

2 ○○検事の行為について

原判決は、「○○検事は、○○警部の指導担当官として、被研修者の提出した書面に目を通し、本件記載事項のようなプライバシーの侵害になるような事項があれば、これを削除あるいは替換えのような適切な指導をすべき義務があった」（原判決95ページ3ないし6行目）とし、これに違反した「○○検事には、過失があり、その行為は違法な行為というべきである」と判示した（原判決95ページ6及び7行目）。

しかしながら、原判決のいう「義務」がいかなる法令の根拠に基づくものが不明である上、このような判断が国家賠償法1条1項の「違法」の解釈及びその運用を誤ったものであることは、上記1の(2)ないし(5)で述べたとおりである。

さらに、○○警部の研修を指導しているにすぎない○○検事について、○○警部が自らその作成の責任を負うべき捜査報告書の作成につき、これを削除あるいは替換えを指導すべき職務上の法的義務は存在しないのである（このことは、仮に上記指導を受けたからといって、○○警部がこれを書き換えるような義務を負うことがないからも明らかである。）、かかる考慮を全くしないまま、○○検事に一定の指導義務を措定し、当該義務に違反したなどと結論付けることは失当というほかない。

3 ○○副検事の行為について

(1) 原判決の判断

原判決は、○○副検事が本件捜査報告書を証拠として提出した行為について、「本件捜査報告書を証拠として提出することにより、これが訴訟記録の一部となり、訴訟終結後は、原則として何人も閲覧できることになるものであり、また、右略式命令の請求において本件捜査報告書を証拠として提出すべき必要性もうかがえなかったから、○○副検事は、

本件捜査報告書を証拠として提出すべきではなかった」（同95ページ末行ないし96ページ4行目）から、「○○副検事には、過失があり、その行為は違法な行為というべきである」と判示した（同96ページ4及び5行目）。

(2) しかしながら、上記判示は、正に国家賠償法1条1項の「違法」の法令の解釈を誤った結果、当該行為が有する特質を一切考慮しないままに判断されたものであることは明らかである。

すなわち、略式命令の際に証拠を提出することは、裁判所の適正な認定判断及び刑の量定に資することを目的として検察官に与えられた訴訟上の権利であり、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現すべき刑事訴訟手続においては、上記目的を達成するためには、その取捨選択について、当該検察官に自由な判断（裁量）が与えられなければならないと解される。

この点、最高裁判所昭和60年5月17日第二小法廷判決（民集39巻4号919ページ）も、検察官の立証活動を総括する論告について、以上のような観点を強調した上で、「その陳述がもっぱら誹謗を目的としたり、事件と全く関係がなかったり、……など、当該陳述が訴訟上の権利の濫用にあたる特段の事情のない限り、右陳述は正当な職務行為として違法性を阻却され、公権力の違法な行使ということとはできない」と解しているところである。

したがって、○○副検事が本件捜査報告書を提出した行為が国家賠償法1条1項の「違法」であるか否かを判断するに当たっては、まずもって、検察官が有する証拠提出行為という訴訟上の権利の性質が判断されなければならないことは明らかである。

(3) 以上によれば、上記のような判断をすることなく、「原告のプライバシーを侵害する」記載のある本件捜査報告書を提出した「○○副検事には、過失があ」とし（原判決96ページ4及び5行目）、その行為は

II 本案訴訟事件の処理

違法であるとした原判決の判断が、国家賠償法1条1項の「違法」の解釈及びその適用を誤ったことは明らかであるといわなければならない。

第2 原判決のプライバシーの侵害に対する判断について

1 原判決の判断

原判決は、プライバシーについて、「他人に知られたくない私的事柄をみだりに公表されないという利益」である（同85ページ7及び8行目）と判示した上、原告の所属政党や所属団体等に関する事実について、「私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれのある事柄」（原判決第4の2(3)イ）、「一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄」（原判決第4の2(3)ロ）及び「一般の人に未だ知られていない事柄」（原判決第4の2(3)ウ）とし、「プライバシーに属するということができる」（原判決第4の2(3)エ）と判示したのみで、直ちに〇〇警部の行為が「原告のプライバシーを侵害した」と判断した（原判決第4の2(3)エ）。

2 しかしながら、プライバシーの侵害については、公表された行為が単にプライバシーに属するからというだけで当該私人のプライバシーの「侵害」があったと評価すべきものではなく、原判決がプライバシーの定義としていみじくも判示しているように、これが「みだりに」公表された場合に初めて私人のプライバシーを侵害したと評価されるべきである。

したがって、プライバシーの侵害があったか否かを判断するためには、その具体的行為の必要性、合理性、手段としての相当性等諸般の事情が総合的に勘案されなければならないのであって、本件のような事案においては、①当該私的事項が公表によりどれだけ多数の者の目に触れ又は触れる可能性があったか、②捜査遂行上の意義ないし必要性が認められたか、③当該記載に合理性が認められ、その記載方法が相当性を有するか、④他の民事事件等の処理に資する等の公益性が認められるか等の諸般の事情が総合的に勘案されなければならないのである。

3 以上によれば、本件捜査報告書に記載された原告の所属政党や所属団体

第3節 弁論終結後の手続

等に関する事実の記載が原告のプライバシーに属するというのみから、プライバシーの侵害を認めた原判決が、プライバシーの侵害に関する解釈とその適用を誤ったことは明らかである。

第3 結語

原判決には、以上述べたような法令解釈・適用の誤りがあり、したがって、取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないことから、今般控訴に伴う強制執行停止決定の申立てをした次第である。

第4節 上訴事件の処理

(説明)

- 1 控訴の提起は、控訴状〔書式56,57〕を第一審裁判所に提出することによってします。なお、相手方が、原判決の仮執行直旨に基づき仮執行をした事件について上訴することとなった場合には、併せて民訴法260条2項の規定に基づく原状回復の申立て〔書式59〕をします。
控訴状に控訴の理由を具体的に記載していない場合には、控訴提起後50日以内に控訴理由書〔書式62,63〕を提出しなければなりません。
- 2 控訴状に対する答弁書〔書式60,61〕には、控訴の趣旨及び理由に対する答弁を記載します。
- 3 附帯控訴は、主たる控訴によって開始された控訴審手続において被控訴人が第一審判決よりも更に自己に有利な判決を求めるための申立てです〔書式58〕。
- 4 上告の提起は、上告状〔書式64〕を原裁判所に提出することによってします。最高裁判所に対する上告については、その理由が憲法違反又は重大な手続法違反に限られています。上告状に「上告の理由」を具体的に記載していないときは、上告人が原裁判所から上告提起通知書〈参考14〉の送達を受けた日から50日以内に上告理由書〔書式66〕を提出しなければなりません。
- 5 上告受理の申立ては、上告受理申立書〔書式67〕を原裁判所に提出することによってします。上告受理申立書に「上告受理申立ての理由」を具体的に記載していないときは、上告受理申立人が原裁判所から上告受理申立て通知書〈参考16〉の送達を受けた日から50日以内に上告受理申立て理由書〔書式68〕を提出しなければなりません。上告受理の申立てに対し、最高裁判所の受理決定があったときは、上告があったものとみなされ、上告受理申立ての理由が上告の理由とみなされます。

〔書式56〕 控訴状① (193, 194, 196ページ)

控 訴 状

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦

控 訴 人 国
 代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
 処 分 行 政 庁 ○○労働基準監督署長
 指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部 (変更後の送達場所)
 (電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
 (FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部 付	○	○	○	○
上 席 訟 務 官	○	○	○	○

II 本案訴訟事件の処理

訟務官 ○ ○ ○ ○
 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○○番地
 ○○地方法務局訟務部門
 上席訟務官 ○ ○ ○ ○
 訟務官 ○ ○ ○ ○
 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号
 ○○労働局労働基準部
 労災補償課長 ○ ○ ○ ○
 労災補償訟務官 ○ ○ ○ ○
 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○○番地
 ○○労働基準監督署
 労災課長 ○ ○ ○ ○
 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地
 被控訴人 ○ ○ ○ ○

遺族補償年金等不支給処分取消請求控訴事件

訴訟物の価額 ○○万円
 貼用印紙額 ○万○○○○円

上記当事者間の○○地方裁判所平成○○年（行ウ）第○○号遺族補償年金等不支給処分取消請求事件につき、平成○○年○月○○日判決の旨渡しがあり、控訴人は、同日判決正本の送達を受けたが、同判決は、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 労働基準監督署長が原告に対し平成○年○月○○日付けでした労働者災害補償保険法による遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の各処分をいずれも取り消す。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

第4節 上訴事件の処理

第2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

おって、準備書面をもって明らかにする。

附 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 指 定 書 | 3通 |

II 本案訴訟事件の処理

[書式57] 控訴状② (193, 194ページ)

控 訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟
 ○ ○ ○ ○ ㊟

控訴人 (第一審被告) 国
 代表者 法務大臣 ○ ○ ○ ○
 控訴人指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇合同庁舎第〇号館
 〇〇法務局訟務部 (送達場所)
 (電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (直通))
 (FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇まで)
 部 付 ○ ○ ○ ○
 訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇〇号
 〇〇地方整備局〇〇部〇〇課
 課 長 補 佐 ○ ○ ○ ○
 郵 政 事 務 官 ○ ○ ○ ○

第4節 上訴事件の処理

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
 被控訴人 (第一審原告) ○ ○ ○ ○
 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 被控訴人 (第一審原告) ○ ○ ○ ○

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 〇〇万〇〇〇〇円
 貼用印紙額 〇〇〇〇円

上記当事者間の〇〇地方裁判所平成〇年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件について、平成〇〇年〇月〇〇日に言い渡された判決のうち、控訴人敗訴部分についてはすべて不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 被告は、原告〇〇〇〇に対し、〇万〇〇〇〇円及び内金〇〇〇〇円に対する平成〇年〇〇月〇〇日から、内金〇万円に対する同月〇〇日から、内金〇万〇〇〇〇円に対する同月〇〇日から、内金〇万〇〇〇〇円に対する本判決確定の日の翌日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 被告は、原告〇〇〇〇に対し、〇万〇〇〇〇円及び内金〇〇〇〇円に対する平成〇年〇〇月〇〇日から、内金〇万円に対する同月〇〇日から、内金〇万〇〇〇〇円に対する同月〇〇日から、内金〇万〇〇〇〇円に対する本判決確定の日の翌日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 原告〇〇〇〇及び原告〇〇〇〇のその余の請求並びに原告〇〇〇〇及び原告〇〇〇〇の各請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用中、原告〇〇〇〇及び原告〇〇〇〇と被告との間に生じたものは被告の負担とし、原告〇〇〇〇、原告〇〇〇〇及び原告〇〇〇〇と被告との間に生じたものは同原告らの負担とする。

II 本案訴訟事件の処理

所有権確認等境界確定請求控訴事件

訴訟物の価額 〇〇〇〇円

貼用印紙額 〇〇〇円

上記当事者間の〇〇高等裁判所平成〇〇年（ネ）第〇〇号所有権確認等境界確定請求控訴事件につき、被控訴人（附帯控訴人）〇〇市は、同事件の控訴に附帯して、同事件の第一審〇〇地方裁判所〇〇支部平成〇〇年（ワ）第〇〇号所有権確認等請求事件、平成〇〇年（ワ）第〇〇号境界確定請求事件について同裁判所が平成〇〇年〇月〇〇日に言い渡した判決に対し控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 原告と被告〇〇市との間において、別紙物件目録記載1の土地とその南西側に接する水路敷との境界線は、別紙図面1記載ヌ、M、N、Oの各点を順次直線で結んだ線であることを確定する。
- 2 原告と被告〇〇市との間において、原告が別紙物件目録記載5の土地の所有権を有することを確認する。
- 3 被告〇〇市は、原告に対し、別紙図面1記載A、D、M、ヌ、Aの各点を順次直線で結んで囲んだ土地につき、昭和〇〇年〇月〇日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 4 原告の被告〇〇市に対するその余の請求及び被告〇〇に対する請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用中、原告に生じた費用の2分の1と被告〇〇市に生じた費用は被告〇〇市の負担とし、原告に生じたその余の費用と被告〇〇に生じた費用は原告の負担とする。

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中、被控訴人〇〇市（附帯控訴人）敗訴部分を取り消す。
- 2 控訴人（附帯被控訴人）と被控訴人〇〇市（附帯控訴人）との間において、別紙物件目録記載1の土地とその南西側に隣接する水路敷との境界は、別紙図面1記載ホ、ヘ、ト、チの各点を順次直線で結んだ線であるこ

第4節 上訴事件の処理

とを確定する。

- 3 控訴人（附帯被控訴人）の被控訴人〇〇市（附帯控訴人）に対する所有権確認請求及び所有権移転登記手続請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人（附帯被控訴人）の負担とする。

第3 附帯控訴の理由

- 1 被控訴人〇〇市（附帯控訴人）の主張・立証は、原審における主張・立証と同じであるが、原判決には次の誤りがある。
- 2 別紙物件目録記載1の土地とその南西側に隣接する水路敷（以下「本件水路敷」という。）との境界線（以下「本件境界線」という。）について
被控訴人〇〇の昭和〇〇年〇月〇日付けの本件水路敷の本件境界線の対側地との境界（以下「本件対側地境界線」という。）の明示申請に基づき、被控訴人〇〇、控訴人（附帯被控訴人）、水利組合代表者、訴外〇〇県が現地調査し、協議した結果、①本件水路敷の幅員が1.52メートルであること、②本件対側地境界線は乙〇号証の〇のとおりであることが確認されたのであるから、本件対側地境界線明示線（乙〇号証の〇ないし〇）を重要な証拠として本件境界線を判断すべきであるにもかかわらず、原判決は、本件対側地境界線明示に至る経緯、すなわち、被控訴人〇〇が本件水路敷付近で住宅を建築しようとした際に、控訴人（附帯被控訴人）から異議を申し立てられ、上記明示申請をするに至ったこと、本件対側地境界線明示図には〇〇水利組合代表者の異議ない旨の承諾文が付与されていることなどを考慮しないまま、上記証拠を軽視し、しかも、さしたる根拠もないのに本件水路敷の従来の（上記明示当時ではない）水路中心線を認定した上、本件境界線を誤って判断している。
- 3 別紙図面1記載A、D、M、ヌ、Aの各点を順次直線で結んで囲んだ土地（以下「本件時効取得地」という。）について
原判決は、昭和〇〇年当時本件時効取得地は農道であったが、控訴人（附帯被控訴人）は遅くとも昭和〇〇年以後、同土地を野菜の保管場所や畑作地として自主占有してきたことを認定した上、控訴人（附帯被控訴

II 本案訴訟事件の処理

人)に昭和〇〇年〇月〇日を起算日とする20年間の取得時効の成立を認めている。

しかし、原判決は、取得時効の起算日については控訴人(附帯被控訴人)の主張(昭和〇〇年又は昭和〇〇年)によらず独自の認定を行っている点に弁論主義違背の疑いがあるばかりか、本件水路敷の本件時効取得地部分の公用廃止の時期を明確に認定していない。

また、原判決は、控訴人(附帯被控訴人)の占有の事実や所有の意思など取得時効の成立要件についても慎重な検討を行っていない。すなわち、控訴人(附帯被控訴人)は、本件時効取得地が農道であったことを自認し、通路として使用したにすぎなかったものであるところ、同人の占有の形態や所有の意思は明らかでない。むしろ、甲〇、〇号証によれば、昭和〇〇年当時、控訴人(附帯被控訴人)は、本件時効取得地を道路として認識していたことが認められるから、同土地について控訴人(附帯被控訴人)の取得時効を認めた原判決は不当である。

第4節 上訴事件の処理

[書式59] 仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立書(189, 194ページ)

平成〇〇年(ネ)第〇〇〇号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 国

被控訴人 〇 〇 〇 〇

仮執行の原状回復及び損害賠償を命ずる裁判の申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所第〇〇民事部 御中

控訴人指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇 〇 〇 〇 ㊟

第1 申立ての趣旨

被控訴人は、控訴人に対し、〇〇〇万〇〇〇〇円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 申立ての理由

1 被控訴人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、仮執行宣言の付された原審本案判決に基づき〇〇地方裁判所執行官に対し動産執行の申立てをし、同日、仮執行として、控訴人所有の現金〇〇〇万〇〇〇〇円(執行費用〇万〇〇〇〇円を含む。)の交付を受けた。

2 よって、控訴人は、当審で原審本案判決が変更される場合において、上記仮執行の原状回復及び損害の賠償を受けるため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

添 付 書 類

1 差押調書

1 通

II 本案訴訟事件の処理

〔書式60〕 答 弁 書 ① (197ページ)

平成〇〇年(ネ)第〇〇〇号 損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人 ○ ○ ○ ○ ほか〇〇名

被控訴人 国

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所第〇〇民事部 御中

被控訴人指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎

〇〇法務局訟務部民事訟務部門(送達場所)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部 付 ○ ○ ○ ○ ㊟

訟 務 官 ○ ○ ○ ○ ㊟

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 被控訴人の主張

被控訴人は、本件争点について、以下のとおり主張する(なお、略語等は、本文中特に記載のある場合を除き、原判決書の例による。)

1 裁判所書記官の行為の違法性について

- (1) まず、債権届出の催告をしなかった不作為については、原審における被告第1準備書面第2, 2記載のとおり、国家賠償法上の違法性は否定

第4節 上訴事件の処理

されるべきであり、原判決も正当に判示している(原判決書8ページ13行目ないし10ページ2行目)。

- (2) 次に、入札期間等の通知をしなかった不作為についても、原審における被告第1準備書面第2, 3記載のとおり、国家賠償法上の違法性は否定されるべきであるが、原判決はその違法性を肯定する。

すなわち、原判決は、民事執行規則173条、49条、37条の趣旨は、主として、配当を受け得る債権者としては、目的不動産が高額で売却されることがその利益に合致するので、これらの者に自ら買い受ける機会を与えるとともに、これらの者を通じて広く買受けの申出の希望者を募ることができることにあり、同通知の対象者の利益を保護する趣旨が含まれているところ、本件において、原告が入札期間等の通知を受けなかったことにより少なくとも原告が入札に参加する機会に影響を及ぼした可能性は否定できないので、同規定に違反して入札期間等の通知を欠いたことは、国家賠償法上、違法であるとみる余地があるといわなければならない旨説示するのである(原判決書10ページ9行目ないし11ページ4行目)。

しかし、上記説示は、次のとおり誤りである。

- ア すなわち、裁判所書記官は、民事執行規則173条、49条、37条に基づき入札期間等の通知が義務づけられているが、同通知の相手方の利益は通知以外の公告という方法で保護されているから、期間入札等の公告が適法にされている限り、同通知をしなかった不作為は、軽微な瑕疵として民事執行法71条7号所定の売却不許可事由にも該当しないとされているのである(原審における被告第1準備書面第2, 3, (2), 東京高裁昭和59年12月27日決定・判例タイムズ553号165ページ, 東京高裁昭和62年10月29日決定・金融法務事情1197号25ページ等)。

また、民事執行規則3条は、相手方の所在が明らかでないとき又はその者が外国にあるときは、催告については公告してすることができる

る旨規定する（同条3項）のに対し、通知についてはすることさえ要しない旨規定する（同条5項）ことからすると、民事執行規則は、通知の意義についてかなり軽いものであると観念しているのであって、たとえ、通知の欠缺があっても、入札期間等の公告が適法にされているときは、これにより瑕疵は治癒され、民事執行規則71条7号所定の売却不許可事由には該当しないのである（原審における被告第1準備書面第2, 3, (3)）。

イ なお、東京地方裁判所平成2年2月27日判決（判例タイムズ736号131ページ）は、不動産競売の入札期日等の通知をしなかった不作為が、国家賠償法上違法と評価されるかについて、不動産競売事件においては、入札期日等は公告がされるものであり、同通知を欠いたとしても、それは軽微な瑕疵として売却不許可事由とはならないものであること等から、当該不作為は、国家賠償法1条の適用上違法と評価できないとした。

ウ 以上より、裁判所書記官の入札期間等の通知をしなかった不作為は、民事執行規則173条、49条、37条の義務に違反するものであるが、同義務違反は、入札期間等の公告が適法にされているときは、国家賠償法上違法と評価されることはないと解すべきである。

本件で、控訴人は、民事執行規則73条3号に掲げる者として入札期間等の通知を受ける立場にあるが、裁判所書記官は、民事執行法188条、64条4項、民事執行規則173条、49条、36条に基づき適法に入札期間等の公告をしているから、たとえ、控訴人が裁判所書記官の不作為により同通知を受けられなかったとしても、当該不作為は国家賠償法上違法とはいえない（原審における被告第1準備書面第2, 3, (4)）。

2 精神的損害の発生（相当因果関係の有無を含む。）について

(1) まず、原告の精神的損害の発生については、原審における被告第1準備書面第3及び被告第3準備書面記載のとおり、これを否定すべきであ

る。

(2) 次に、相当因果関係の有無についても、原審における被告第1準備書面第4記載のとおり、これを否定すべきであり、原判決も正当に判示している（原判決書11ページ6行目ないし12ページ12行目）。

これに対し、控訴人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け準備書面2及び3において、原判決の相当因果関係を否定した判断が誤りであるかのように主張するが、同主張は、何ら説得力のある理由が伴っておらず失当である。

第3 まとめ

以上のとおり、原判決の本件請求に理由がないとする判断は、結論として正当であり、本件控訴は、何ら理由がないから速やかに棄却されるべきである。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式61〕 答弁書②(197ページ)

平成〇〇年(行コ)第〇〇〇号 〇〇〇〇〇請求控訴事件

直送済

控訴人 〇 〇 〇 〇 ほか〇〇名

被控訴人 国(処分行政庁 〇〇〇〇〇〇)

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所第〇〇民事部 御中

被控訴人指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎

〇〇法務局訟務部行政訟務部門 〇〇あて

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 被控訴人の事実上の主張及び法律上の主張は、原判決事実摘示のとおりであり、原判決は正当であって、本件控訴は理由がない。

なお、控訴人らの平成〇〇年〇月〇日付け準備書面に対しては、追って反論する。

第4節 上訴事件の処理

〔書式62〕 控訴理由書①(第一審判決の取消事由等を記載した書面)(199ページ)

平成〇〇年(行コ)第〇〇〇号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

控訴人 国(処分行政庁 〇〇税務署長)

被控訴人 〇〇株式会社

控 訴 理 由 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所第〇民事部 御中

控訴人指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟

原判決は、以下に述べるとおり、事実誤認又は法令解釈の違法があり、取消しを免れないものである。

なお、略語の使用については、特に断らない限り、原審被告準備書面のとおりである。

第1 本件物件の評価方法について

1 控訴人(一審被告)は、原審において、被控訴人(一審原告)の、〇〇に本件物件を〇〇〇〇万円(本件土地〇〇〇〇万円、本件建物〇〇〇〇万円)と見積もって譲渡したのは適正であって、不動産鑑定士の鑑定評価額に照らしても、特に低額な譲渡価額ではない旨(訴状請求の原因4(4)、7ページ7行目ないし9行目)の主張に対し、①被控訴人の主張した評価方法は、借家権割合等をも考慮して控除するなど本件物件の実情に則した評価であり、その方法には一応の合理性があること、②被控訴人が十分に

収益を上げている本件物件を、明らかに損失が生じる価額で合理的な理由なく〇〇に譲渡し、また、本件譲渡は、被控訴人の経営を健全化するために行われたとはとても認められず、さらに、本件譲渡の経緯や背景事情から、事後的に収益還元法を重視した鑑定評価によっては本件譲渡の適正価額は反映されないこと等の事実を照らせば、あえて帳簿価額を下回る価額で決定されたものであり、本件譲渡価額〇〇〇〇万円が不当であることは明らかであることを主張立証した（原審被告準備書面(1)第1の5、同(2)第4）。

これに対し、原判決は、本件物件の評価方法について、「賃貸不動産としての価値を把握するためには、対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純利益の現価を求める手法である収益還元法を用いることも必要であるというべきところ、〇〇鑑定士及び〇〇鑑定士の評価方法は、いずれも評価額の検討にあたって、原価法及び取引事例比較法に加え、収益還元法による検討も行っており、評価手法自体の問題として、合理性を有しているものといえるが、被告の主張する評価方法は、収益還元法による検討を全く欠くものであって、その評価手法自体の問題として、合理性を有しているとはいえない。」（原判決59ページ3行目ないし10行目）と判示し、収益還元法による収益価格を重視すべきであるとして収益価格に8割のウェイト（その他積算価格2割）を置いた評価を行っている〇〇鑑定士の鑑定書（以下「〇〇鑑定書」という。）を採用した。

2 しかしながら、原判決の上記判示は、以下に述べる理由から、破棄されるべきである。

(1) 原判決の上記判示は、控訴人が主張した評価方法について、単に収益還元法の検討を欠いていることのみから不合理とし、具体的に不合理な点を何ら説示していないから、審理を尽くしているとはいえないというべきである。

すなわち、取引価額の鑑定手法の中に収益還元法があること自体は控訴人も否定するものでないことは当然であるが、当該事案において、い

かなる取引価額が妥当であるかについては、その取引についての背景事情等を無視してはあり得ないのである。

したがって、控訴人が主張立証した上記1の点に対する合理的な説明がなされない限り、単に収益還元法を重視して8割の比重を置くという理由のみでは、全く不十分である。

(2) また、〇〇証人は、鑑定評価基準において貸家及びその敷地は収益還元法による収益価格による評価が重視されるべきである旨証言する（〇〇調書147項ないし149項）。

しかしながら、土地白書（乙第〇号証）によれば、「収益価格は収益還元法により求められるものであり、必ずしも市場における正常な価格を示すものではない」とされていることから、時価の算定として収益還元法を採用する場合には、上記観点の考慮を忘れてはならないのである。

(3) 要するに、①本件譲渡が、本件事業年度における〇〇土地のように第三者に譲渡したのではなく、被控訴人の同族関係者である〇〇に譲渡したものであること、②被控訴人の健全化のためとする目的で〇〇〇〇万円余りもの損失を出す取引は明らかに被控訴人の健全化に逆行するものであること、③〇〇県発行の「平成〇〇年度地価調査基準地価格調書」（乙〇号証）に記載されている、平成〇〇年（本件土地を購入した年）から同〇〇年（本件土地を譲渡した年）にかけての基準地価格の対前年変動率の推移から見ても、同期間における基準地価格が上昇していることは明らかであり、具体的に示せば、〇〇県全体の平均基準地価格は、本書面添付の別表のとおり、平成〇〇年時点を100とした場合、同〇〇年時点では〇〇〇.〇、〇〇市の住宅地の平均基準地価格では、同様に平成〇〇年時点では〇〇〇.〇となっており、いずれも当該期間において基準地価格が上昇していること、④当時の不動産市場の状況（乙第〇号証）において平成〇〇年に購入した本件物件の取得価額を下回ること自体不自然であるなどの本件譲渡における経緯や背景を考え併

II 本案訴訟事件の処理

せると、〇〇鑑定士の評価方法は合理的なものとはいえないというべきである。

- (4) そして、本件の鑑定については、以下のとおりの意見も存するのである。

不動産鑑定士△△△△（以下「△△鑑定士」という。）の鑑定意見書の記載によれば、〇〇鑑定書は、①収益価格の算定の基礎となる収益・費用や利回りに客観的なよりどころを求めることが困難な将来の不確定要素が含まれていること、②本件物件は二階建てであり、建ぺい率及び容積率が低く、必ずしも有効に利用されていないにもかかわらず、その賃料収入を基礎として収益還元法を用いていること、③収益価格に8割のウェイト付けを行っている具体的な根拠が明らかでないことらみても合理的でない旨述べているのである。

- 3 以上のとおり、本件物件の評価方法について、〇〇鑑定書を採用することに合理的な理由があるとは到底認められないというべきである。

控訴人の上記主張を立証するため、追って、△△意見書、△△鑑定士の鑑定評価書を提出する。

第2 本件納税告知処分等に係る不服申立前置がないことに関する正当な理由について

控訴人は、原審の本案前の申立てにおいて、被控訴人の本件納税告知処分等取消請求に係る訴え（訴状請求の趣旨1(2)）は国税通則法（以下「通則法」という。）115条1項による不服申立前置の要件を欠く不適法なものとして却下されるべきである旨主張した（原審被告答弁書）。

これに対し、原判決は、「法人税算定の基礎となる所得金額の一部を構成する役員報酬、賞与及び給与に関する部分は、同時に源泉所得税算定の基礎となる支払額の一部を構成するものであって、相互に密接に関連するものであること、法人税の算定における場合と源泉所得税の算定における場合とで共通する報酬等についてその額が異なるものとして扱うことは、画一的な課税の見地からすると相当でないこと、右報酬等が減額した場合

においてその減額を無視して源泉所得税を賦課して徴収することは、課税の基礎がないのに課税する結果となるから、それによって過剰に徴収した税金をそのまま国に帰属させておくことは、課税の謙抑性や公正、公平の見地からすると相当ではないこと、本件においては、法人税に関する本件各処分については異議申立て、審査請求及び本訴においてその適法性が争われてきており、各手続において、源泉所得税額の算出の基礎ともなっている役員報酬等の支払額についても審理がなされてきたのであるから、現時点でこれについて実体的な判断をしても、法的な安定性を害する危険性は少ないといえること」（原判決65ページ10行目ないし67ページ2行目）とした上で、不服申立前置を経ていないことにつき、「本件に関する限りにおいては、異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ていないことに関して国税通則法115条1項3号にいう正当な理由があったものというべきであるから、源泉所得税に関する本件各処分の取消しを求める本件訴えは適法である。」（原判決67ページ3行目ないし6行目）と判示した。

しかしながら、以下に述べるとおり、原判決には違法があるから、本件納税告知処分に係る被控訴人の訴えは却下されるべきである。

1 処分の同一性

- (1) 行政処分の取消訴訟提起に係る不服申立前置は、司法審査に先立ち行政庁、第三者機関に行政処分につき反省、見直しの機会を与えることにより紛争の自主的解決の意味で行政庁の地位の尊重と、行政手続の専門性、技術性を生かした迅速、的確な紛争解決を期することにあり、特に国税関係処分が大量かつ回帰的で課税標準等の認定が専門技術的な性質をもつことから、不服審査によりまず事案を熟知している処分行政庁の知識と経験を活用して、税務行政の統一的な運用に資することに制度の存在意義があるから、二つ以上の処分のうち、一つの処分にのみ不服申立てをし、他は不服申立てをしないことが正当理由（通則法115条1項3号）に当たるとして許容されるためには、司法審査に先立ち不服申

立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合、すなわち、①各処分が実質的に同一であるとか、②一つの処分に不服申立てをしてもはや行政庁の対応が変わる余地がなく紛争の自主的解決を期待し得ないような場合、具体的には、各処分について処分の理由を共通にし、不服申立てにおいて攻撃する点も共通の処分理由に対するものであり、かつ、それに対する行政庁の基本的な判断が一つの処分に対する不服申立てで既に示されていて、変更の余地がないような場合であることが必要であると解されている（大阪地裁平成元年3月28日判決・訟務月報35巻10号1964ページ、その控訴審である大阪高裁平成2年12月19日判決・訟務月報37巻8号1482ページ）。

上記判決の事案は、繰越欠損金の繰越し及び控除を否認する更正処分及びこれを前提とする次事業年度以降の更正処分のうち、先行する事業年度の更正処分についての不服申立手続において既に国税不服審判所の判断が示され、かつ、同判断が変更される見通しがほとんどない以上、後続する事業年度の更正処分の取消しを求める訴えには、通則法115条1項3号の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとされたものである。

また、本税と加算税に係る処分とは、いずれも当該年度の納税義務及び税額を確定する課税処分として同一の目的を有し、加算税額は本税額に連動し、本税が有効に確定していることを成立根拠とするものであり、不服審査の内容もほぼ同一内容に帰し、両者は密接な関連性を有している（今村隆ほか「課税訴訟の理論と実務」377、378ページ）。したがって、本税に係る処分が不服申立てにおいて見直されれば、当然に加算税に係る処分の見直しも期待できるから、このような場合にも通則法115条1項3号にいう「正当な理由」が認められると解すべきである。

(2) これを、法人税更正処分と納税告知処分との関係についてみると、以下に述べるとおりである。

ア 通則法36条1項2号に基づく納税の告知は、源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）に関するもので所得税法を根拠法とするものであるところ、源泉所得税は、法人税や一般の所得税とは異なって、その納税義務は、支払者が源泉徴収の対象となる所得を受給者に支払った時に成立し、その成立と同時に納付すべき税額が当然に確定するもので、支払者は、これにより確定した税額を受給者に対する支払額から徴収してこれを国に納付すべきこととなるのであって、それが法定納期限までに納付されないときに、税務署長は、支払者に対し、当該所得の支払と同時に確定した税額を示して納税の告知を行うものであるから、上記納税の告知は、国税徴収手続の第一段階として当該所得の支払と同時に確定した税額の納付を支払者に請求する徴収処分としての性質を有するものである（最高裁昭和45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2243ページ、広島地裁昭和53年3月31日判決・訟務月報24巻10号2126ページ、東京高裁昭和56年6月19日判決・訟務月報27巻10号1949ページ参照）。そして、当該徴収処分は、先行する更正処分を前提として初めてできるものというものではないし、しかも、これを法人税法上の更正処分との関係でみると、当該徴収処分の根拠となる法律は所得税法であるのに対し、更正の根拠となるのは法人税法であって、両者は根拠となる税法を異にする上に、源泉所得税を実質的に負担するのは受給者（本件でいえば〇〇）であるのに対し、更正における法人税の納税義務者は支払者（本件でいえば被控訴人）であり、両者は実質的にみると納税の主体を全く異にしているのである（最高裁昭和48年12月14日第二小法廷判決・訟務月報20巻6号146ページ）。

イ 上記アのとおり、法人税更正処分と納税告知処分とは、それぞれ目的、要件及び効果を全く異にする別個の処分であり、その手続も截然と区別されたものであるから、通則法104条2項に規定するあわせ

II 本案訴訟事件の処理

審理の対象となるべき性質のものでもなく、一方の処分が他の処分の効力又は法律要件を当然に前提とするものではない（常に税額が連動するものでもない）ことは明らかである。

また、法人税更正処分と同時に又はこれに引き続いて納税告知処分がされた場合に、たまたまこの二つの処分の基礎とされた事実関係が共通であって、これに対する納税者の不服の事由も同一であるとみられるようなときでも、一方の処分（法人税更正処分）に対し適法に不服申立てを経たからといって、それだけで当然に、他方の処分（納税告知処分）に対する不服申立てを経たと同視し得るものとして納税告知処分に対する不服申立ての前置を不要と解することはできないといふべきである（最高裁昭和48年12月14日第二小法廷判決・訟務月報20巻6号146ページ参照）。

ウ さらに、被控訴人が本件に関与した税理士に対して債務不履行に基づく損害を請求した、〇〇地方裁判所平成〇年(ワ)第〇〇号損害賠償請求事件（原告〇〇〇株式会社、被告〇〇〇〇）において、同裁判所は、「源泉所得税に関する処分について……税務の専門家としては、……不服申立てをしておくべきであるといえるところ、本件においては、不服申立てを必要としないことが明らかであるとは到底いえず、これを不要と判断して不服申立てをしなかったことは、専門家としての右義務に違反する債務不履行に該当するものといわざるを得ない」と判示（乙第61号証26ページ9行目ないし27ページ8行目）し、被控訴人が異議申立てをしなかったことにつき、税理士の債務不履行であるとしておきながら、本件（原判決）においてその申立てをしなかったことにつき正当な理由があると判示しているのは、矛盾しているといふべきであり、到底許されるものではない。

エ そうすると、本件納税告知処分等は、通則法75条1項1号所定の処分に該当し、その取消しを求める訴えを提起するためには、異議申立てに関する決定及び審査請求に関する裁決を経る必要があること、

第4節 上訴事件の処理

これを経ないで提起された本件訴えは、不適法なものとして却下すべきこととなることは明らかであるから、原判決の上記判示は、法人税の更正処分と源泉所得税の納税告知処分等とは別個の処分であることを全く無視したものであり、判断に違法がある。

2 出訴期間

本件における納税告知処分の取消請求は、本件納税告知処分（平成〇年〇〇月〇〇日）又は審査裁決（平成〇年〇〇月〇〇日）から6か月を経過した後に提起されており、既に行政事件訴訟法14条に定める出訴期間を徒過していることは明らかである。

原判決を維持するならば、不服申立てを経なかったことにつき何ら正当な理由がないことが明らかであるにもかかわらず、出訴期間の緩和を許す結果にもなって到底認められるものではない。

この観点からしても、本件訴えは、却下されるべきである。

3 法的安定性

以上のとおり、法人税更正処分と納税告知処分とは、それぞれ目的、要件及び効果を異にする別個の処分であり、その手続も截然と区別されたものであるから、一方の処分が他の処分の効力又は法律要件を当然に前提とするものではない（常に税額が連動するものでもない）。したがって、現段階で、源泉所得税関係の処分を取り消すことは法的安定性を害するばかりでなく、他の納税者との公平を害するおそれがあるといふべきであるから、上記判示は失当である。

第3 結語

以上の理由により、原判決中、控訴人敗訴部分は取り消されるべきである。

II 本案訴訟事件の処理

〔書式63〕 控訴理由書②（第一審判決の取消事由等を記載した書面）（19

9ページ）

平成〇〇年（行コ）第〇〇号 行政文書不開示処分取消各請求控訴事件

控訴人（一審被告） 国（処分行政庁 外務大臣）

被控訴人（一審原告） 〇 〇 〇 〇

控 訴 理 由 書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇高等裁判所第〇民事部 御中

控訴人指定代理人	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦
	〇	〇	〇	〇	㊦

控訴人兼被控訴人（1審被告）は、以下のとおり、控訴申立ての理由を明らかにする。

第1 事案の概要及び控訴理由の骨子

1 事案の概要

被控訴人兼控訴人（1審原告。以下「1審原告」という。）は、経済産業大臣（以下「経産大臣」という。）に対し、「〇〇〇〇年日本国際博覧会の一般規則第6章の規定に係るメモ・書類・議論の経過が分かるもの」とする行政文書の開示請求をした。

これに対し、経産大臣は、当該請求に係る行政文書を特定し、そのう

第4節 上訴事件の処理

ち、外務省作成に係る事案を外務大臣へ移送した。

外務大臣は、経産大臣から移送を受けた上記各文書について、いずれも法5条3号に規定する不開示情報に該当するとして、不開示の決定（以下「本件処分」という。）をした。

1審原告は、これらを不服として、本件処分の取消しを求める訴えを提起した。

2 原判決の要旨

原判決は、本件処分のうち、文書目録番号〇の文書（以下「文書〇」という。）中の開催予定の会合名、開催予定日時場所、あて先、送り主に関する部分を取り消し、その余の請求をいずれも棄却した。その理由の要旨は、次のとおりである。

文書〇は、「BIE（次回執行委員会の開催通知）」であり、そこには、①会合名、②あて先、③送り主、④執行委員会の開催予定日時場所、⑤審議予定事項、その具体的内容及び資料が記載されていると特定ないし推認できる。開催通知に伴うある情報と他の情報とは位置的に区分特定し得るものであり、BIE執行委員会の開催という情報は、その審議の内容及び資料を欠くとしても法6条1項ただし書にいう「有意」でないとはいえない。外務大臣は、文書〇から、①ないし④を他の情報が記載された部分と区別して部分開示をすべきである（原判決53ないし55ページ）。

3 控訴理由の骨子

しかしながら、原判決のうち1審被告ら敗訴部分は、以下のとおり、法の解釈を誤り、事実誤認を犯すものである。

本件処分のうち文書〇に関する原判決の判断は、あて先、送り主、開催予定日時場所及び会合名とその余とを別個の「情報」と解し、部分開示をすべきであった点で、法にいう「情報」の単位を誤り、ひいては法6条1項の解釈適用を誤るものである。

第2 本件処分に関する原判決の誤り

1 文書〇に関する原判決の判示

(1) 原判決は、文書○は、「BIE（次回執行委員会の開催通知）」であり、そこには、①会合名、②あて先、③送り主、④執行委員会の開催予定日時場所、⑤審議予定事項、その具体的内容及び資料が記載されていると特定ないし推認できるした上、開催通知に伴うある情報と他の情報とは位置的に区分特定し得るものであり、BIE執行委員会の開催という情報は、その審議の内容や資料を欠くとしても法6条1項ただし書にいう「有意」でないとはいえないとして、外務大臣が、文書○から、上記①ないし④を他の情報が記載された部分と区別して部分開示をすべきであると判示した。

(2) 原判決が、法6条1項等で規定する「情報」の意義について、どのように解しているのかは判然としないが、1審被告に対して、文書○のうち、上記①ないし④を、他の情報が記載された部分から区別して部分開示すべきとしたことからすると、原判決は少なくとも、文書○には複数の情報が記載されており、上記①ないし④と、上記⑤とを別個の情報と認めていることは明らかである。

2 原判決の「情報」の単位及び法6条1項の解釈適用の誤り

しかしながら、原判決の上記判示は、法にいう「情報」の単位を誤り、部分開示を規定する法6条1項の解釈適用を誤ったものであり、かつ、最高裁判所の判例に相反しているというほかない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法における「情報」の意義及び判断構造

ア 不開示情報の判断構造

(ア) 法は、「情報」の意義について特に定義規定を置いていないが、一般に、「情報」という言葉は、「ある事柄についての知らせ」というように解されている（新村出編・広辞苑第五版1331ページ）。

そこで、法を概観すると、法5条各号において「情報」の概念を用いており、法はまず、法5条各号該当性の判断対象として「情報」を規定している。すなわち、法5条各号該当性の判断は、行政

文書に記録された「情報」を対象として行うものであり、そうであれば、該当性の判断の前提として、判断対象たる「情報」を把握する必要があると解される（不開示情報の判断構造）。また、法は、不開示事由の存否とは直接関係しない規定（6条、13条）においても「情報」の概念を用いている（不開示事由を離れた「情報」の用語法）。そして、「情報」というような法適用上の基礎的な概念についてその意味内容を各個の条文に応じ相対的に解釈すべきことを示唆する規定上の根拠も見あたらないことから、これを統一的に解すべきと解される。

したがって、法の解釈としては、「情報」の同一性、範囲は、不開示事由の判断とは別に、これに先行して判定すべきものであると理解するのが正当である。

(イ) 最高裁判所も、地方公共団体の情報公開条例の非公開事由の判断と情報の単位の判定との関係について、同様の判断手法を採用している。

すなわち、大阪府知事交際費訴訟差戻前上告審判決（最高裁平成6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53ページ）や大阪府水道部懇談会会議費訴訟判決（最高裁平成6年2月8日第一小法廷判決・民集48巻2号255ページ）において、まず「情報」ととらえた上で、当該情報に非公開事由があるか否かを論ずるという論理構成を示していた。大阪府知事交際費訴訟差戻後上告審判決（最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530ページ）も、「情報」を非公開事由の存否の判断とは別個に、これに先行して「情報」が決定されるものであることを前提としている。このほか、京都府知事交際費訴訟判決（最高裁平成13年5月29日第三小法廷判決・判例時報1754号63ページ）、名古屋市長交際費訴訟判決（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・判例時報1782号9ページ）、愛知県知事交際費訴訟判決（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判

決・民集56巻2号467ページ・判例時報1782号3ページ)も、その判示内容からみて、前掲最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決と同様の理論を踏襲していることは明らかである。

イ 情報の単位のとらえ方

(ア) 情報の単位の判定

情報とは、「ある事柄についての知らせ」であるから、それが完成された段階では、その内容を成す事象、事柄を知らせる機能(伝達機能)を果たし得べきものでなければならない。通常、情報とは、多数の文字、符号その他の構成要素によって成立しているが、それぞれの構成要素は、それだけを孤立させて取り出せば通常多義的であり、少なくとも社会生活上の特定の意味を持たない。事象、事柄についての一まとまりの知らせ、伝達として統合されることにより、その事象、事柄についての知らせ、すなわち、情報としての意味を獲得するに至るのである。このように、事象、事柄の一まとまりの知らせ、伝達という現実的な機能の面から情報をとらえ、その範囲を判定することは、情報公開法の立法目的(法1条)にもかなうと考えられるから、同法上の「情報」の概念の解釈も、この見地を基本とするのが相当である。

また、法5条各号は、「情報」に着目し、「情報」の属性として不開示事由を規定しているから、「情報」は、それが法5条各号の定める不開示情報に当たるかどうかを決定することが可能な程度の内容ないし実質を備えたものであることが必要である。さらに、法の目的を定める法1条の規定等に照らして考えると、法における「情報」は、これを公開することにより、社会生活上の特定の意味の一まとまりのある内容が伝達され、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることに客観的に資するといえるような、それ相応の一まとまりをもったものであることが想定されているといえる。

以上の諸点を考慮すれば、各個の行政文書に記録された一つの「情報」とは、前記のような情報の伝達機能を基本に据えた上で、情報内容の観点を中心に、文書の体裁等の外形的な事情をも併せ考慮し、社会通念によって判断することになる。当該記述等を、ほかの記述等から切り離して眺めても、依然それが事象、事柄の知らせとして社会通念上、切り離す依然と同様の意味を持つのであれば、情報として別個独立したものと考え得るが、そうではなく、その知らせとしての意味が異なってくるか、あるいは知らせとしての意味が消え失せるような場合は、それは、一体的な情報の構成要素にすぎず、それ自体が1個の情報を構成するものとはいえないのである。

以上を踏まえ、情報の範囲を一般的に述べるとすれば、「情報」とは、「個々の構成要素(語、文字、記号等)が、ある事象、事柄の伝達のために、人為によって統合され、構成され、一体的で、他と独立した知らせとなっているもの」をいうと解される。そして、当該情報が独立した一体の情報であるか否かは、社会通念によって判断すべきものである。

(イ) 最高裁判所の立場

以上の解釈は、最高裁判所が、地方自治体の情報公開条例における「情報」の意義について、以下のとおり判示しているところと同じである。

① 前掲大阪府知事交際費訴訟差戻後上告審判決は、「歳出額現金出納簿については、各交際費の支出ごとにその年月日、摘要、金員の受払等の関係記載部分が当該交際費に係る知事の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきである」、「支出明細書については、各交際費の支出ごとにこれに対応する支出証明書に記載された情報が全体として当該交際費に係る知事の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきである」、「領収書及び請求書兼領収書については、各交際費の支出ごとにこれ

に対応する領収書又は請求書兼領収書に記載された情報が府の担当者によるメモ書き部分をも含めて全体として当該交際費に係る知事の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきである」と判示し、「これらを更に細分化してその一部のみを非公開としその余の部分を開示しなければならないとすることはできない」と結論づけている。

これらの文書は、いずれも知事の交際という事柄についての情報を記録したものであり、この判決は、このことを前提とした上で、知事の特定の交際活動という事象についての知らせとして、年月日、金員の額、使途、支出先等の記述を合わせたものがまとまって、他の情報から独立した一体的な情報（一つのまとまりのある情報）を構成していると判示したものと解される（前掲大阪府知事交際費訴訟差戻後上告審判決の判例解説である法曹時報55巻4号1214ないし1217ページ参照）。

- ② 前掲京都府知事交際費訴訟判決は、資金前渡金受払表につき、その摘要欄中の支出の相手方記載部分は、独立した一体的な情報の一部分にすぎないとする趣旨の判断を示している。

これは、一件ごとの交際費の支出の年月日、摘要、支払額の記載を合わせたものが独立した一体的な情報（1個の情報）を構成するものと解したものである。

- ③ 前掲名古屋市長交際費訴訟判決は、前渡金出納簿及び支払証明書については、「各交際費の支出ごとにその年月日、金額、摘要ないし内容などの関係記載部分が当該交際費に係る市長の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきであり」、領収書については、「各交際費の支出ごとにこれに対応する本件領収書に記載された情報が全体として当該交際費に係る市長の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきである」と判示している。

- ④ 同じく、前掲愛知県知事交際費訴訟判決も、領収書及び支払明細書につき、上記と同旨を判示し、現金出納簿については「各交際費の支出ごとにその年月日、金額、摘要、金員の受払等の関係記載部分が当該交際費に係る知事の交際に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきである」と判示している。

以上の各判決は、いずれも、各情報公開条例における「情報」を独立した一体の情報と解した上で、知事の交際等のある事象、事柄に関する知らせという観点から、個々の記述が人為的に統合、構成され、社会通念上「独立した一体的な情報を成すもの」と判示したものであり、このような解釈は、最高裁判所の確立した判例理論となっている。

もとより、上記各判決は、いずれも情報公開条例に係る判決であるが、条例にいう「情報」と、情報公開法における「情報」とは、何ら異なるところはない。したがって、上記判例の論旨は、情報公開法における「情報」についても同様に妥当するというべきである。

(2) 文書○に記録された「情報」の範囲

以上の観点から、文書○に記録された「情報」の範囲について検討する。

ア 文書○は、平成〇〇年〇月に、B I E事務局長から関係各国に配布された次回執行委員会の開催通知であり、〇〇〇〇B I E事務局長の署名が入った加盟国代表あての書簡であって、内部連絡用文書である。当該文書には、会合名、あて先、送り主、当該委員会の開催予定日時場所とともに、当該委員会で審議が予定されている事項やその内容も記録されている。

この開催通知は、単に、次回開催の日時や場所などの形式的な事項を加盟国代表に知らせるだけにとどまらず、これに加えて加盟国が意見を表明する前提となる審議予定事項やその内容を知らせることをも目的として、加盟国代表に発出される文書であって、全体としてある

II 本案訴訟事件の処理

一回の執行委員会の開催に関して作成されたものである。このことは、委員会に関する規則7条が、「会議開催通知は、議事日程と必要な討議資料を添えて少なくとも開催1か月前までに、委員に送付されなければならない。各国の代表は、遅くとも執行委員会の会議開催の日の5日前までに、自国政府の意見を表明しなければならない。」と定めていることから明らかである。

そうすると、文書○に記載された内容は、ある一回の執行委員会の開催に関するものであって、会合名、あて先、送り主、開催予定日時場所のみならず、審議予定事項及びその内容をも含めて、ある執行委員の開催に関し、その開催予定の概要を知らせるため、及び審議予定事項に対して加盟国に意見表明を求めるための連絡として社会通念上意味のあるものになるものであり、文書○の記載内容全体が、一体として独立した1個の情報であると解すべきである。

イ 原判決は、上記第3の1(1)の①ないし④の記述と⑤の記述とを別個の情報とみると判示する。しかし、⑤の審議予定事項及びその内容に関する記述は、それ自体では意味がなく、①ないし④の記述と結びつけ、ある特定の執行委員会に関するものとして理解する限りにおいて、情報として意味があることは明らかであり、⑤の記述と①ないし④の記述とを別個の情報とみるのは相当ではない。

(3) 法6条1項にいう部分開示義務の不存在

以上のとおり、文書○に記載された情報は全部で1個の独立した情報であるから、文書○について、法6条1項の適用の余地はなく、1審被告が、文書○につき、更にこれを細分化して部分開示をする義務を負うことはない。

すなわち、法6条1項の「不開示情報が記録されている場合」とは、1個の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、情報公開法5条各号に規定する不開示情報がある場合を意味する（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」84ページ）。したがって、法6条1

第4節 上訴事件の処理

項は、1個の行政文書に記載された複数の情報のうちに不開示事由に該当するものがあるときは、当該不開示事由に該当する情報の部分を除いたその余の情報の部分についてのみこれを開示することを行政機関に義務づけているということができる。

また、法6条2項は、1個の情報に法5条1号に該当するいわゆる個人識別情報が記録されている場合には、行政機関の長において、個人を識別し得る部分を除いて開示する義務を規定しているが、これは、法が、個人識別情報に限って、例外的に、独立した一体的な情報を更に細分化し個人識別部分のみを不開示とする態様の部分開示を行政機関の長に義務づけているものと解される（前掲大阪府知事交際費訴訟差戻後上告審判決の元原裁判官の補足意見及び同判例解説である法曹時報55巻4号1220ページ参照）。したがって、行政機関の長は、法5条1号以外の不開示事由に該当する情報についてまで、1個の情報を更に細分化して部分開示する義務を負うことはない。

(4) 小括

以上のとおり、原判決が、あて先、送り主、開催予定日時場所及び会合名とその余とを別個の「情報」と解し、部分開示をすべきであるとした点は、法にいう「情報」の単位を誤り、その結果、文書○に法6条1項を誤って解釈適用したものである。

第4 結語

以上のとおり、原判決のうち1審被告ら敗訴部分は、事実認定及び法の解釈適用に重大な誤りがあるから、速やかに取り消されるべきである。

【書式64】 上告状 (203ページ)

上告状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所 御中

上告人指定代理人	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟

上告人 国
 代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
 指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 合同庁舎第〇号館
 〇〇法務局訟務部 (送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部長 ○ ○ ○ ○

部付 ○ ○ ○ ○

上席訟務官 ○ ○ ○ ○

訟務官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

被上告人 ○ ○ ○ ○

損害賠償請求上告事件

訴訟物の価額 〇〇万〇〇〇〇円

貼用印紙額 〇〇〇〇円

上記当事者間の〇〇高等裁判所平成〇〇年(ネ)第〇〇号損害賠償請求控訴事件について、平成〇〇年〇月〇〇日言い渡された(同日送達)下記の原判決は、全部不服であるから上告する。

第1 原判決の表示

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告の理由

おって、上告理由書をもって明らかにする。

添付書類

- | | |
|-------|----|
| 1 指定書 | 1通 |
|-------|----|

II 本案訴訟事件の処理

〔審式65〕 上告状兼上告受理申立書（205ページ）

上告状兼上告受理申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

最 高 裁 判 所 御 中

上告人兼上告受理申立人指定代理人

○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

上告人兼上告受理申立人 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門（送達場所）

（電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

（FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

部 長 ○ ○ ○ ○

部 付 ○ ○ ○ ○

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

被 上 告 人 兼 相 手 方 ○ ○ ○ ○

第4節 上訴事件の処理

損害賠償請求上告、同上告受理申立て事件

訴訟物の価額 ○〇万円

貼用印紙額 ○〇〇〇円

上記当事者間の〇〇高等裁判所平成〇〇年（ネ）第〇〇〇〇号損害賠償請求控訴事件について、平成〇〇年〇月〇日言い渡された（同日送達）下記の原判決中、上告人兼上告受理申立人敗訴部分は不服であるから、上告の提起及び上告受理申立てをする。

第1 原判決の表示

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は控訴人に対し〇〇万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日以降完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第一、二審を通じこれを10分して、その1を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする。
- 5 この判決は第2項に限り仮に執行することができる。

第2 上告及び上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決中、上告人兼上告受理申立人敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告及び上告受理申立ての理由

おって、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

添 付 書 類

- 1 指 定 書 1 通

（注） 上告理由書と上告受理申立て理由書は、別々に作成する。

II 本案訴訟事件の処理

〔審式66〕 上告理由書（204ページ）

上告提起事件番号 ○○高等裁判所平成○○年（ネオ）第○○○号

上告人 国

被上告人 ○ ○ ○ ○

上告理由書

平成○○年○○月○○日

最高裁判所 御中

上告人指定代理人	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟

第1 本件事案及び原判決の判示

1 事案の概要

本件は、不動産競売事件において、競売物件につき根抵当権等を有していた被上告人が、裁判所書記官の過誤によって債権届出の催告及び入札期間等の通知を受領できず、競売物件を買い受ける機会を奪われたとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償（慰謝料及び弁護士費用）を求むる事案である。

2 原判決の判示

原判決は、民事執行規則173条、37条、49条に基づく入札期間等の通知は、配当を受け得る債権者に自ら買い受ける機会を与えるとともに、これらの者を通じて広く買受けの申出の希望者を募るためのものであ

第4節 上訴事件の処理

り、同通知の対象者の利益を保護する趣旨が含まれているところ、本件では、入札期間等の通知を受けなかったことにより、被上告人が入札に参加する機会に影響を及ぼした可能性は否定できないから、入札期間等の通知をしなかったことは、国家賠償法上も違法であるとして、同通知がされなかったことに基づく精神的損害に対する慰謝料○○万円及び弁護士費用○万円について上告人に支払を命じた。

第2 上告理由

しかし、原判決には、以下のとおり判決に理由を付さない違法（民事訴訟法312条2項6号）がある。

1 保護法益の侵害についての理由不備

(1) 国家賠償責任が成立するためには、少なくとも、一般的な不法行為の場合と同じ成立要件が満たされていることが必要であり、民法709条の「他人ノ権利ヲ侵害シタル」ことが要件となる。そこにいう「権利」は厳密な意味での法的権利であることは要しないが、これに準ずる程度に法律上の保護に値する利益でなければならない（大審院大正14年11月28日判決・民集4巻670ページ）。

そして、この法律上の保護に値する利益は、損害とは別個独立の要件として区別されるべきである。民法710条は、「他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ間ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトモ要ス」と規定し、明文上、保護法益としては、財産権のほかに身体、自由及び名誉を挙げ、損害としては、財産的損害とそれ以外の損害（精神的損害及び無形損害）を挙げており、保護法益と損害を区別することを明らかにしている。判例上も、この区別は基本的に維持されてきたものである。

したがって、国家賠償責任を認めるためには、その前提として、法的保護に値する利益の侵害があったことを示す必要があり、それが法的保護に値する利益であることの理由を判示しなければならず、これが欠け

ているときは、判決に理由を付さない違法があることになる。

(2) 本件において、被上告人は、「本件競売物件の所有権取得の機会を奪われたことにより甚大な精神的損害を被ったので、これに対する慰謝料」を求めているのであるが（原判決が引用する第一審判決7ページ）、原判決は、上告人が本件競売物件を2500万円で買い受けることができたかどうかは不確実である（原判決8ページ）としながら、「少なくとも原告が入札に参加する機会に影響を及ぼした可能性は否定できないので、……違法である」（原判決が訂正の上引用する第一審判決11ページ）と判示している。このことからすると、原判決は、「入札に参加する機会」が与えられることをもって法的に保護されるべき利益とする趣旨と解される。

しかし、「入札に参加する機会」が与えられることとは、具体的にどのような内容の利益を意味するのか、また、そのような利益が果たして法的に保護されるべき利益といえるのかについては大いに疑問であるところ、原判決はこの点について何ら理由を示していない。

さらに、原判決の「少なくとも原告が入札に参加する機会に影響を及ぼした可能性は否定できない」という説示は極めてあいまいであり、「影響を及ぼした可能性」が「否定できない」ことだけで、なぜに当該利益が侵害されたことになるのか、その理由も示されていない。

以上のとおり、原判決には、法的に保護されるべき利益の侵害があったか否かの点について理由不備の違法がある。

2 精神的損害についての理由不備

(1) 何らかの法律上の保護に値する利益の侵害が認められる場合であっても、そのことから当然に慰謝料の対象となる精神的損害が生ずるものではない。

現代社会においては、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れてきており、互いに他者の社会的活動との調和を図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の感情を害され精神的損

害を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものである。精神的損害については、社会通念上受忍の限度を超えた精神的苦痛を受けた場合に、はじめて法的に保護されるものというべきである（最高裁判平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ）。

また、財産権が侵害された場合に、それによる精神的損害の発生は当然には認められない。原判決が認めている「入札に参加する機会」なる利益の実質は判然としないが、ただ単に入札に参加すること自体ではなく、いずれにしても競売不動産の所有権取得等に向けられた財産的利益と解されるから、そのような利益が害されたとしても、特段の事情が認められない限り、精神的損害が生じたということとはできない。

したがって、本件競売手続において入札期間等の通知がされなかったことにより、被上告人が何らかの精神的損害を被ったとしても、それが社会通念上受忍すべき限度を超えたものと認めるに足りる特段の事情がない限り、精神的損害と認めることはできない筋合いである。

(2) しかるに、原判決は、上記の点について何ら説示するところがないまま、単に「本件競売手続において期間入札等の通知がなされなかったことに基づく精神的損害に対する慰謝料としては〇〇万円が相当である」（原判決9ページ）と結論のみを示しており、この点で原判決には判決に理由を付さない違法がある。

〈参考14〉 上告提起通知書 (203ページ)

上告提起事件番号 平成〇〇年(ネオ)第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
上告人指定代理人 ○ ○ ○ ○ 殿
〇〇高等裁判所第〇〇民事部 裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印
<h3 style="margin: 0;">上告提起通知書</h3>
上告人 国
被上告人 ○ ○ ○ ○
当裁判所平成〇〇年(ネ)第 〇〇〇〇 号 損害賠償請求控訴 事件の判決に対して上告の提起があったので、民事訴訟規則第189条第 1項により通知します。

〈参考15〉 上告訴訟記録到着通知書 (207ページ)

上告訴訟記録到着通知書		
当事者	上告人	国
	被上告人	○ ○ ○ ○
事 件 名		○ ○ ○ ○ ○ ○ 事 件
上 告 事 件 番 号		平成 〇〇 年 (〇) 第 ○ ○ ○ 号
原裁判所・原審事件番号		〇〇高等裁判所 支部 平成〇年(ネ)第 〇〇〇 号
原裁判所から、上記事件の訴訟記録の送付を受けました。 今後、上記上告事件に関する書類は、上告事件番号を明記して、当裁判所に提出 してください。		
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
上告人指定代理人 ○ ○ ○ ○ 殿		
最高裁判所第〇小法廷 裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印 当裁判所所在地 (〒102-8651東京都千代田区準町4番2号)		

(注) はがきでこの通知をする場合には、あて名は不要である。

(書式67) 上告受理申立書 (205ページ)

上告受理申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 最高裁判所 御中

上告受理申立人指定代理人

〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟
〇 〇 〇 〇 ㊟

上告受理申立人 国

代表者法務大臣 〇 〇 〇 〇

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門 (送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

部 長 〇 〇 〇 〇

部 付 〇 〇 〇 〇

上席訟務官 〇 〇 〇 〇

訟 務 官 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

相 手 方 〇 〇 〇 〇

損害賠償請求上告受理申立て事件

訴訟物の価額 〇〇万円

貼用印紙額 〇〇〇〇円

上記当事者間の〇〇高等裁判所平成〇〇年(ネ)第〇〇〇〇号損害賠償請求控訴事件について、平成〇〇年〇月〇日言い渡された(同日送達)下記の原判決中、上告受理申立人敗訴部分は不服であるから、上告受理申立てをする。

第1 原判決の表示

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は控訴人に対し〇〇万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日以降完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第一、二審を通じこれを10分して、その1を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする。
- 5 この判決は第2項に限り仮に執行することができる。

第2 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決中、上告受理申立人敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての理由

おって、上告受理申立て理由書を提出する。

添 付 書 類

- 1 指 定 書 1 通

〔書式68〕 上告受理申立て理由書（206ページ）

上告受理申立事件番号 ○○高等裁判所平成○○年（ネ受）第○○号

申立人 国

相手方 ○ ○ ○ ○

上告受理申立て理由書

平成○○年○月○○日

最高裁判所 御中

申立人指定代理人	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟

第1 本件事案の概要及び原判決の判示

1 事案の概要

本件は、不動産競売事件において、競売物件につき根抵当権等を有していた相手方が、裁判所書記官の過誤によって債権届出の催告及び入札期間等の通知を受領できず、競売物件を買い受ける機会を奪われたとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償（慰謝料及び弁護士費用）を求める事案である。

2 原判決の判示

原判決は、民事執行規則173条、37条、49条に基づく入札期間等の通知は、配当を受け得る債権者に自ら買い受ける機会を与えるとともに、これらの者を通じて広く買受けの申出の希望者を募るためのものであ

り、同通知の対象者の利益を保護する趣旨が含まれているところ、本件では、入札期間等の通知を受けなかったことにより、相手方の入札に参加する機会に影響を及ぼした可能性は否定できないから、入札期間等の通知をしなかったことは、国家賠償法上も違法であるとして、同通知がされなかったことに基づく精神的損害に対する慰謝料○○万円及び弁護士費用○万円について申立人に支払を命じた。

第2 上告受理申立ての理由

原判決には、国家賠償法1条1項の違法性及び損害につき重要な解釈の誤りがある。

1 違法性についての解釈の誤り

(1) 国家賠償法1条1項の違法性の有無は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背」したかどうかにより判断される（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）。したがって、本件において、裁判所書記官が相手方に入札期間等の通知をしなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法となるか否かについては、まず、裁判所書記官が相手方に対してその通知をすべき職務上の法的義務を負担していたかどうかが問題となる。この点をより具体的にいえば、当該通知は原判決が認定しているような、相手方の「入札に参加する機会」（の確保）といったものを法的利益として保護する趣旨をも含んだものであるかどうかということである。けだし、相手方の「入札に参加する機会」（の確保）といったものが法的利益として保護されていないのであれば、本件において、裁判所書記官が相手方に対して当該通知をすべき職務上の法的義務を負担していたと解する余地はなく、ひいては当該通知を欠いたことが国家賠償法1条1項の適用上違法となることはないからである。

(2) そこで、担保権の実行としての不動産競売において裁判所書記官に入札期間等の通知を命じている趣旨について検討する。

民事執行規則37条は、入札期日等が定められたときは、裁判所書記官は、差押債権者及び債務者(1号)、配当要求をしている債権者(2号)、当該不動産について差押えの登記前に登記がされた権利を有する者(3号)、知れている抵当証券の所持人及び裏書人(4号)、その他執行裁判所が相当と認める者(5号)に対し、入札期日等を開く日時及び場所を通知しなければならない旨規定し、同規則49条は期間入札について、同規則173条1項は不動産競売について、それぞれ同規定を準用する旨規定している。

この規定からすると、同規則37条において通知をしなければならないとされている対象者は、いずれも入札期日及び売却決定期日の進行につき利害関係を有する者であるが、その利害関係の内容は一様ではない。同条1号の差押債権者、2号の配当要求をしている債権者及び4号の抵当証券の所持人等の配当を受け得る債権者は、買受人がだれであれ、目的物がより高額で売却されることに利害関係を有しており、同条1号の債務者はこの点に加えて、売却後の利用関係ということでだれが買受人になるかについても利害関係を有する場合がありますと考えられる。また、同条3号の差押えの登記前の登記上の権利者については、種々の類型があるが、基本的には、仮登記担保権利者のように上記配当を受け得る債権者と同様の利害関係を有する者と、用益権者のように自らを含めてだれが買受人になるかについて利害関係を有する者に大別され、5号の執行裁判所が相当と認める者についてもこれと同様に考えることができよう。

このようにみても、同規則37条各号に規定されている通知対象者には、買受価格について利害関係を有する者と自己を含めて買受人となる者について利害関係を有する者とがあり、また、債務者のように自らも買受人とはなり得ない(民事執行法68条)が買受価格及び買受人の双方に利害関係を有する者もあるというように、必ずしも同種の利害関係を有する者ばかりではない。加えて、①民事執行規則37条各号の

通知対象者の中には、自ら買受人とはなり得ない者(債務者)が含まれていること、②同条1号から4号に規定されている配当を受け得る債権者において必ずしも自らが入札に参加すべき一般的な利害関係があるとは解し得ないこと、③同条5号の執行裁判所が相当と認める者については通知するかどうかは裁判所の裁量にゆだねられており、同条がそれらの者の入札に参加する機会の確保を法的利益として保護しているとは考え難いこと、さらには、④同条の通知は適宜の方法によることができ、これを受けべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に所在するときは、することを要しないとされている(民事執行規則3条1項、民事訴訟規則4条1項、5項)等、通知の方法も簡易化され、通知を要しない場合もあることを総合して考えると、民事執行規則37条がその各号に規定する者に入札期日等の通知を要するとしている趣旨が、これら通知対象者の「入札に参加する機会」を確保する点にあると解すること、換言すれば、当該規定が通知対象者の「入札に参加する機会」(の確保)をその個人的な利益として保護する趣旨をも含んでいると解することは困難というほかはない。確かに、同通知対象者の中には前述のように典型的にみても自ら買受人となることに利害関係を有すると認め得る者がないとはいえないが、同規則37条はそのような類型の者について特段の規定を置いているわけではないのであって、既に述べたところに照らしてみるならば、そのような類型の者に限ってみても、同規則37条がその「入札に参加する機会」を法的利益として保護していると解するのは早計といわなければならない。以上のことは同規則173条1項が不動産競売について同規則37条、49条を準用する場合も異なる。

同規則37条の趣旨について、配当を受け得る債権者は目的不動産が少しでも高額で売却されることが自己の利益に合致することが多いので、これらの者に自ら買い受ける機会を与えると同時に、これらの者を通じて広く買受希望者を募ることができるようにするためであると説明

されている（最高裁判所事務総局編「条解民事執行規則」改訂版158ページ）。この説明からも明らかなように、同条は少しでも多くの買受希望者を募り、高額で目的物を売却することにより債権者の満足を図るとともに、競売手続を適正に運営するとの目的に出たものであって、通知対象者に買受けの機会を与えるというのも、その目的の下に理解されるべきであり、これらの者の個人的利益、すなわち買受人となり得るという利益を保護するためのものと理解することはできない。

(3) 以上のとおり、民事執行規則173条1項が準用する同規則37条はその各号に規定する者の「入札に参加する機会」（の確保）といったものを、当該通知対象者の個人的利益として保護する趣旨を含むものではない。したがって、本件において、裁判所書記官が相手方に対して当該通知をすべき職務上の法的義務を負担していたと解することはできず、同通知を欠いたことが国家賠償法1条1項の適用上違法となることはないから、これを違法とした原判決には国家賠償法1条1項の違法性につき重要な解釈の誤りがある。

2 損害についての解釈の誤り

一般的に、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れる現代社会においては、互いに他者の社会的活動との調和を図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものであり、社会通念上その限度を超えない限り、国家賠償法1条1項にいう損害には当たらないというべきである（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ）。

原判決は、相手方が入札に参加することができなかった精神的苦痛が、国家賠償法1条1項にいう損害に当たるとしたが、相手方が主張する精神的損害は、「本件競売物件の所有権取得の機会が奪われたこと」（原判決が引用する第一審判決7ページ）によるものであるということであるが、原判決が認定するところによれば、「競売手続の本質に照らし」相手方が

「本件競売物件を競売により2500万円で買い受けることができたかどうかは不確実」（原判決8ページ）であったのであるから、相手方が入札に参加していれば目的不動産を取得し得たことを前提とする精神的苦痛が生ずる余地はない。そうすると、原判決は、入札に参加して目的不動産を取得する可能性ないしは期待が失われたことによる精神的苦痛を損害と認定したというほかはない。

しかし、目的不動産を取得することができるかどうかの不確実であるのが競売の本質である以上、目的不動産を取得する可能性ないしは期待が失われたことによる精神的苦痛なるものはおよそ軽微なものにすぎず、入札に参加したが目的不動産を取得することができなかった場合の精神的苦痛と格別の径庭はない。しかも、原判決が認定するのとおり、相手方は、申立債権者からの抵当権実行通知を受領していたから、まもなく競売手続が開始されることを容易に予測することができ、自ら裁判所で調査し、あるいは市町村における公告や地元新聞の広告により入札期間等を知ることができたのである（原判決9ページ）。このような事情の下で、相手方に精神的苦痛が生じたとしても、それは社会通念上甘受すべき程度のものというべきである。

原判決には、国家賠償法1条1項の損害の解釈を誤り、損害に当たらない精神的苦痛をもって損害と認定した違法がある。

3 まとめ

以上のとおり、原判決には、国家賠償法1条1項の違法性及び損害についての重要な解釈の誤りがあることは明らかである。

〈参考16〉 上告受理申立て通知書 (206ページ)

上告受理申立て事件番号 平成〇〇年(ネ受)第〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申立人指定代理人

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇高等裁判所第〇〇民事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印

上告受理申立て通知書

申 立 人 国

相 手 方 ○ ○ ○ ○

当裁判所平成〇〇年(ネ)第〇〇〇〇号損害賠償請求控訴事件の判決に対して上告受理の申立てがあったので、民事訴訟規則第199条第2項、第189条第1項により通知します。

第5節 判決以外の事由による訴訟終了

(説明)

- 1 訴えの取下げ〈参考17〉は、訴えの全部はもちろん、その一部についてもすることができるとともに、終局判決が確定するまでの間であれば、いつでもすることができます。訴えの取下げによって、訴訟は初めから係属しなかったこととなります。
- 2 訴えの取下げは、被告が本案について準備書面(答弁書を含む。)を提出したり、口頭弁論期日や弁論準備手続期日で陳述又は申述した後は、被告の同意〔審式69〕がなければ効力を生じません。
- 3 請求の放棄は、口頭弁論期日、弁論準備手続期日等において、裁判所に対し陳述することによって行い、裁判所書記官がその陳述を調査〈参考18〉に記載します。
- 4 訴訟上の和解は、口頭弁論期日、弁論準備手続期日又は和解期日において、当事者双方が口頭で陳述することによって行われます。陳述があると、裁判所は、和解の要件を備えているか否かを調査した上、有効と認めれば、裁判所書記官に和解の内容を調査〈参考19〉に記載させます。

II 本案訴訟事件の処理

〈参考17〉 訴えの取下書 (209ページ)

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件
 原告 〇 〇 〇 〇
 被告 国

取 下 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 ㊟

頭書事件につき、原告は都合により訴えの全部を取り下げます。

〔書式69〕 訴えの取下げ同意書 (210, 211ページ)

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件
 原告 〇 〇 〇 〇
 被告 国

(不) 同 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟

頭書事件につき、原告の被告に対する訴えの取下げに同意します(同意できません)。

第5節 判決以外の事由による訴訟終了

〈参考18〉 請求の放棄調書 (213ページ)


	裁判官 印	㊟
第1号様式(口頭弁論調書 単備的口頭弁論調書単独用)		
第 〇 回 口 頭 弁 論 調 書 (放棄) (<input type="checkbox"/> 単 備 的)		
事 件 の 表 示	平成 〇 年 (ワ) 第 〇 〇 〇 号	
期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後 〇〇時〇〇分	
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所〇〇支部 法廷で公開	
裁 判 官	〇 〇 〇 〇	
裁 判 所 書 記 官	〇 〇 〇 〇	
出頭した当事者等	原告ら代理人 〇 〇 〇 〇 被告指定代理人 〇 〇 〇 〇 同 〇 〇 〇 〇 同 〇 〇 〇 〇 同 〇 〇 〇 〇	
指 定 期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
弁 論 の 要 領		
原告ら		
本訴請求を放棄する。		
当事者の表示及び請求の表示は別紙のとおり <省略>		
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 ㊟		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「弁論の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

II 本案訴訟事件の処理

〈参考19〉 和解調書 (214, 215ページ)


第1号様式 (口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書単独用)

裁判官
認 印 

第○回 口頭弁論調書 (和解) (<input type="checkbox"/> 準備的)	
事件の表示	平成○○年(ワ)第○○○号 平成○○年(ワ)第○○○号
期 日	平成○○年○○月○○日 午前・午後 ○○時○○分
場所及び公開の有無	○○地方裁判所○○支部 法廷で公開
裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
出頭した当事者等	原告(反訴被告) ○ ○ ○ ○ 原告(反訴被告)代理人 ○ ○ ○ ○ 被告(反訴原告)指定代理人 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
指 定 期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
弁 論 の 要 領	
当事者間に次のとおり和解成立	
当 事 者 の 表 示	
別紙当事者目録のとおり	
請 求 の 表 示	
請求の趣旨及び原因は、訴状及び反訴状記載のとおり	
和 解 条 項	
1 原告(反訴被告)は、被告(反訴原告)に対し、被告(反訴原告)が別紙物件目録記載の各土地の所有権を有することを確認する。	
2 原告(反訴被告)は、被告(反訴原告)に対し、別紙物件目録1ないし5, 7な	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「弁論の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

第5節 判決以外の事由による訴訟終了

いし11記載の各土地につき、昭和○○年○月○日売買を原因とする所有権移転登記手続を、別紙物件目録6記載の土地につき、昭和年月日不詳売買を原因とする所有権移転登記手続をそれぞれする。ただし、その登記費用は被告(反訴原告)の負担とする。
3 被告(反訴原告)は、原告(反訴被告)に対し、本件和解金として金○○万円の支払義務のあることを認める。
4 被告(反訴原告)は、原告(反訴被告)に対し、被告(反訴原告)が第2項の所有権移転登記を経由した後3か月以内に、前項の金員を○○銀行○○支店の原告(反訴被告)名義の普通預金口座に(口座番号○○○○)に送金して支払う。
5 原告(反訴被告)はその余の本訴請求を、被告(反訴原告)はその余の反訴請求をそれぞれ放棄する。
6 当事者双方は、本件につき、本和解条項に定めるほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
7 訴訟費用は、各自の負担とする。
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 

第6節 地方公共団体等に係る事件の処理

(説明)

- 1 権限法7条は、地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟を法務省において実施することを求めることができる」と規定しています。訴訟実施請求書〈参考20〉は、あて先を「法務大臣」として、当該事件を取り扱う裁判所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出します。
- 2 訴訟実施請求書を受理した法務局長又は地方法務局長は、その請求の諾否に関する意見を付し、当該請求書の原本及び訴状等の写し1部を添付して、訟務総括審議官に進達します。進達は、第一種報告事件の受理報告書〔書式70〕の備考欄に記載してする取扱いです。本省訟務部門においては、地方公共団体の事務に関する訴訟について、その請求に応ずることとするときは、理由を付して法務大臣から総務大臣の意見を求めます〔書式71〕。法務大臣からの求意見に対する総務大臣からの回答を待って、当該地方公共団体の長に対し、その請求に応ずる旨の通知〔書式72〕をするとともに、進達した法務局長又は地方法務局長に対して、その請求に応じて事件を処理すべき旨を指示します〔書式73〕。
- 3 地方公共団体又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務の処理に関する訴訟については、当該地方公共団体の長から法務大臣に対し、権限法6条の2第1項又は第2項の規定に基づく報告〈参考21,22〉をする必要があります。この報告は、法務大臣あてとし、その事件を取り扱うべき法務局又は地方法務局に提出します。法務局又は地方法務局においては、これを監理事件として立件とします。

〈参考20〉 訴訟実施請求書（権7事件）（226ページ）

〇〇第〇〇号
 平成〇〇年〇月〇日
 (〇〇〇〇課扱い)

法務大臣 〇〇〇〇 様

〇〇 県知事 〇〇〇〇 ㊟

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項による訴訟の実施請求について（依頼）

本年〇月〇日付けで〇〇地方裁判所から、原告〇〇〇〇、被告〇〇県とする「所有権に基づく妨害排除等請求事件」の訴状の送達がありました。

つきましては、事案の概要等は下記のとおりですが、本件訴訟の実施方をお願いしたく、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき依頼します。

記

1 事件の表示

(1) 裁判所

〇〇地方裁判所

(2) 事件番号

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇号

(3) 事件名

所有権に基づく妨害排除等請求事件

(4) 当事者

原告 〇〇〇〇

被告 〇〇 県

2 事案の概要及び従前の経過

(1) 事案の概要

II 本案訴訟事件の処理

原告は、〇〇県が昭和〇〇年から平成〇〇年にかけて〇〇川流域に設計施工した治山事業に関し、所有権に基づく妨害排除請求権を根拠に、〇〇県に対して訴状請求の趣旨のとおり、

ア 被告は、別紙第1図面赤斜線部分に、上辺の幅〇〇メートル、下辺の幅〇〇〇メートル、長さ〇〇メートル、高さ〇〇メートル（地下埋設部分〇メートル、地上部分〇〇メートル）のコンクリート製擁壁（別紙第3図面に記載のもの）を建築せよ。

イ 被告は、別紙第1図面青斜線部分に、幅〇〇センチメートル既設護岸堤防からの高さがQ、R、T、Uの各地点において、それぞれ〇〇〇メートル、〇〇〇メートル、〇〇〇メートル、〇〇メートルになるコンクリート製擁壁（別紙第3図面に記載するもの）を建築し、同擁壁の倒壊を防止するために、同擁壁南側に接する通路路面を同擁壁の高さまで埋め立てる工事をせよ。

ウ 被告は、別紙第2図面赤線部分に、既設第1砂防につき、その水位を〇〇メートルに落としたA点、第3砂防につき、その水位を〇〇メートルに落としたB点、第5（既設第2）砂防につき、前面水位より〇〇メートル上げたC点を結ぶ砂防間を緩やかな傾斜地とした川床（別紙第4図面に記載のもの）となる各改造工事をせよ。

エ 被告は、別紙第5図面赤斜線部分既設第1砂防につき、上辺〇〇メートル、下辺〇〇メートル、高さ〇〇メートル、第3砂防につき、上辺〇〇〇メートル、下辺〇〇メートル、高さ〇〇メートル、同砂防袖部分は護岸工事〇〇センチメートル幅を残し、袖までの高さ〇〇メートルを〇〇メートルに落とし、第5（既設第2）、第7砂防につき、それぞれ上辺〇〇〇メートル、下辺〇〇メートル、高さ現行の〇〇メートル規格の放水路（別紙第6図面に記載のもの）となる各改造工事をせよ。

オ 被告は、別紙第5図面青斜線部分に、幅50センチメートル、既設護岸堤防から既設第1、第3、第5（既設第2）、第7砂防両側の各袖の高さを順次結ぶ線までのコンクリート製擁壁（別紙第7図面に記載のもの）

第6節 地方公共団体等に係る事件の処理

の）を建築し、同擁壁の倒壊を防止するために、同擁壁の外側を同擁壁の高さまで埋め立てる工事をせよ。

カ 被告は、別紙第1図面既設第1砂防に接続してその下流方向にある長さ〇〇〇まるメートルのコンクリート製擁壁を撤去せよ。
などを求めるものである。

(2) 従前の経過

ア 本件〇〇川流域における主な災害

- ① 昭和〇〇年〇〇月 豪雨による災害発生（死者・行方不明〇名、家屋倒壊ほか）
- ② 昭和〇〇年〇～〇月 豪雨による災害発生
- ③ 平成〇年〇月 台風による災害発生

イ 本件〇〇川における主な治山事業

- ① 昭和〇〇年～〇〇年 治山工事施行
- ② 昭和〇〇年 治山工事施行
- ③ 平成〇年度 緊急治山事業施行

ウ 原告の本件訴訟提起までの経緯

原告は、昭和〇〇年から平成〇年まで数回にわたり、下記〈省略〉のとおり知事及び〇〇農林事務所長等へ口頭による要望及び陳情書や異議申立書等を提出したため、当県の所属部門において、その都度口頭での回答や文書回答を行ったが、納得するに至らず、本件訴えを提起したものである。

3 原告が訴状において主張している事実に対する認否及び県において積極的に主張すべき事実の概要等

(1) 請求の趣旨に対する認否

請求の趣旨については、すべて棄却を求める。

(2) 請求の原因に対する認否

請求の原因が多岐にわたっており、調査に時間を要するため、認否は追ってします。

II 本案訴訟事件の処理

(3) 県が積極的に主張すべき事実

治山技術基準は、治山事業に係る技術水準の維持・向上を図るため、治山事業の調査、計画、設計、施工、検査及び維持管理を実施するための必要な技術上の基本的諸事項が定められている（昭和〇〇年〇月〇〇日付け林野庁長官通達〇〇〇第〇〇〇号、最終改正昭和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号）。

本件河川の治山事業も、その基準に従って設計・施工したものであり、訴状の請求の趣旨に記載されている1及び2項については、治山技術上その必要性は認められないし、請求の趣旨3ないし6項についても、治山技術基準に合致しており、その必要を認めないので、その旨の主張・立証を尽くしたい。

4 関係人の住所及び氏名又は名称

歴代〇〇農林事務所長 <略>

5 法務大臣所部の職員において訴訟等を実施することを必要とする理由

治山事業は、治山治水緊急措置法により、国及び都道府県知事が施工する保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業で、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものであるところ、原告の本件訴訟における請求の内容は、全国的に適用されている治山技術水準の範囲を逸脱するものであり、その一部でも容認する判決が言い渡されると、国内における既設の事業はもとより、今後の治山事業の推進に多大の影響を与えると思われる。

当職としても、現行の治山事業の目的や設計・施工の安全性等について主張・立証を尽くすものであるが、前述したとおり治山技術水準は国の定めるところであり、かつ、事業費用の一部について国が負担（又は補助）することなどにかんがみ、貴職の所部職員の協力を得て、より十分な訴訟活動を実施したいと思料する。

6 法務大臣所部の職員と連絡に当たる職員の所属部局及び氏名

〇〇県〇〇〇〇部〇〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇

FAX〇〇〇-〇〇〇〇

第6節 地方公共団体等に係る事件の処理

課長 ○ ○ ○ ○

技術補佐 ○ ○ ○ ○

治山係長 ○ ○ ○ ○

〇〇県〇〇農林事務所 電話〇〇〇-〇〇〇〇

FAX〇〇〇-〇〇〇〇

森林土木課長 ○ ○ ○ ○

技術主査 ○ ○ ○ ○

7 参考事項

第1回口頭弁論期日は、平成〇〇年〇月〇日午後〇時と変更指定された。

8 添付書類

訴状（写し） 5部

期日呼出状（写し） 5部

II 本案訴訟事件の処理

〔書式71〕 総務大臣への求意見書（228ページ）

法務省訟○第○○○号
平成○○年○月○○日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

法務大臣 ○ ○ ○ ○ 印

地方公共団体の事務に関する訴訟の実施について（照会）

下記事件について、○○県知事から当職に対して、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の規定に基づき訴訟の実施の請求がありました。同事件は、別紙の理由により、当省において実施するのが相当と考えますので、同条第3項の規定により、貴職の意見を求めます。

記

当事者 原告 ○ ○ ○ ○
被告 ○ ○ 県
事件番号 ○ ○ 地方裁判所
平成○○年（ワ）第○○○号
事件名 所有権に基づく妨害排除等請求事件

（別紙）

本件は、被告○○県が治山事業として施工した砂防ダムの設置のために、豪雨時に鉄砲水による被災の危険性が增大したとして、付近に居住する原告が同県に対し、堤防及び護岸工事等の施工を請求するものである。

治山事業は、地方公共団体の事務に属するものであるところ、本件ダムは、森林法41条2項の規定に基づく保安施設事業として、「治山技術水準」（昭和○○年○月○○日付け○○第○○○号林野庁長官通達）に従って施工されたもの

第6節 地方公共団体等に係る事件の処理

であるため、訴訟の結果いかんによっては、この基準の見直しが迫られることも考えられ、そうすると、国の農林行政の遂行に支障を来すおそれがあり、また、本件治山事業は、治山治水緊急措置法2条1項1号の規定に基づき、これに要する費用の一部を国が補助するものであるから、訴訟の結果いかんによっては国の財政負担を生ずることになり、国の利害に関係がある。

〔書式72〕 訴訟実施に関する回答書（229ページ）

法務省訟○第○○○号
平成○○年○月○○日

○○県知事 殿

法務省大臣官房訟務総括審議官 印

争訟事件の実施について（依命回答）

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号で法務大臣あて訴訟の実施の請求があった下記事件は、当省において実施することになったので、命により回答します。

なお、本件は、○○地方法務局において処理を担当するので、申し添えます。

記

当事者 原告 ○○○○ 被告 ○ ○ 県
事件番号 ○ ○ 地方裁判所
平成○○（ワ）第○○○号
事件名 所有権に基づく妨害排除等請求事件
備考

1 当省主管課 法務大臣官房○○○○課
電話 ○○-○○○○-○○○○ 内線○○○○

II 本案訴訟事件の処理

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当官 〇〇課付, 〇〇係長

2 〇〇地方法務局の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

[書式73] 訴訟実施に関する指示書・通知書(229ページ)

(指示書)

法務省訟〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方法務局長 殿

法務省大臣官房訟務総括審議官 印

争訟事件の処理について(指示)

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号で進達のあった下記事件は、請求に応じて、貴局において処理願います。

記

当事者 原告 〇 〇 〇 〇

被告 〇 〇 県

事件番号 〇 〇 地方裁判所

平成〇〇(ワ)第〇〇〇号

事件名 所有権に基づく妨害排除等請求事件

備考

本省主管課 大臣官房〇〇〇〇課

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当官 〇〇課付, 〇〇係長

第6節 地方公共団体等に係る事件の処理

(通知書)

法務省訟〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇法務局長 殿

法務省大臣官房訟務総括審議官 ㊟

争訟事件の処理について(通知)

〇〇地方法務局長から進達のあった下記事件は、同局長に対して、その請求に応じて、処理を担当するよう指示したので、通知します。

記

当事者 原告 〇 〇 〇 〇

被告 〇 〇 県

事件番号 〇 〇 地方裁判所

平成〇〇(ワ)第〇〇〇号

事件名 所有権に基づく妨害排除等請求事件

備考

本省主管課 大臣官房〇〇〇〇課

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当官 〇〇課付, 〇〇係長

相手方の所在地及び名称	申請理由及び根拠法令
〇〇市〇〇区〇〇〇町〇〇 番地の〇〇 宗教法人 〇 〇 〇 〇	代表役員死亡後、約〇〇年にわたって宗教活動が行われず、また、代表役員及びその代務者を欠いているため（宗教法人法第81条第1項第2号後段及び同項第4号該当）
〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇 〇番〇号 宗教法人 △ △ △ △	代表役員死亡後、約〇〇年にわたって宗教活動が行われず、また、代表役員及びその代務者を欠いているため（宗教法人法第81条第1項第2号後段及び同項第4号該当）

2 事務担当職員

〇〇県事務吏員 〇〇部私学学事振興局学事課〇〇係長 〇 〇 〇 〇
 同 同 事務主査 〇 〇 〇 〇
 連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

第1節 即決和解

(説明)

- 1 即決和解（民訴法275条）は、手続が簡単で、迅速に和解調書が作成され、しかも、和解調書は確定判決と同一の効力を有するものとされています（民訴法267条）。即決和解の申立手続は、国の金銭債権の管理の任に当たる各省各庁の歳入徴収官等からの依頼（参考23）によって開始されます。
- 2 即決和解申立書（書式74）の作成に当たっては、特に、「即決和解申立事件の和解条項作成上注意すべき事項について」（昭和29.6.15訟民甲（二）第5109号訟務局長通達）、「国の債権についての和解条項の記載例について」（昭和50.4.1訟一第301号大臣官房訟務部第一課長依命通知）、「複数の不真正連帯債務者と同時に即決和解を行う場合の和解条項（案）の記載方法について」（平成3.11.29民事訟務課（民権）補佐官事務連絡）、「国の債権につき訴え提起前の和解を行う場合の和解条項について」（平成15.4.1大臣官房財産訟務管理官補佐官事務連絡）及び「自動車損害賠償請求事件の処理について」（平成16.10.12訟財第615号訟務総括審議官通達）に十分留意してください。
- 3 当事者間に和解条項について合意が成立し、裁判所がそれを相当と認めるときに即決和解が成立し、和解調書（参考24）が作成されます（民訴規則169条）。なお、和解調書正本は、当然には当事者に送達されませんので、将来の強制執行に備えておくためと、和解条項を相手方に正確に知らせるために、即決和解が成立したら、和解調書正本を当事者双方に送達するように裁判所に申請します。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〈参考23〉 即決和解依頼書 (239ページ)

国自保第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇法務局長殿

歳入徴収官
国土交通省自動車交通局長 ㊟

即決和解の申立てについて (依頼)

下記の者に対する自動車損害賠償保障法による求償債権について、国の債権の管理等に関する法律第28条により即決和解の手続を依頼します。

記

1 債務者の表示

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇 〇 〇 〇
職業 会社員
生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
連絡先 自宅電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
勤務先電話番号 〇〇-△△△-△△△△

2 債権の内容

損害賠償金 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(履行期限 平成〇〇年〇月〇日)
延滞金債権 履行期限の翌日から年5パーセントの割合により
計算した額
消滅時効完成日 平成〇〇年〇月〇日
(履行延期申請書受付日である平成〇〇年〇月〇日)

第1節 即決和解

の翌日より3年)

3 債権の発生原因

政府の自動車損害賠償保障事業が、無保険自動車の運行により生じた交通事故の被害者に対し、自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第72条第1項により損害の填補をし、よって同法第76条第1項により損害賠償請求権を取得したことによる。

(1) 事故の概要 (別紙1参照)

ア 被害者の表示

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇 〇 〇 〇
職業 〇 〇 業
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

イ 加害自動車

自動車の種別 軽二輪自動車
車両番号 〇〇ま〇〇〇〇
自動車の所有者 〇 〇 〇 〇
運転者 〇 〇 〇 〇

ウ 日時 平成〇〇年〇月〇〇日午前〇時〇分ころ

エ 場所 〇〇県〇〇市〇〇区〇町〇〇番地〇先交差点

オ 事故の態様

加害運転者〇〇〇〇は、友人宅から帰宅のため加害車両を運転し上記場所にさしかかった際、運転者としては絶えず前後左右を注視して進行しなければならない注意義務があるのに、これを怠ったまま漫然と交差点に進入した過失により、折から道路を横断してきた被害者〇〇〇〇に自車を衝突させ、同人に傷害を負わせ死に至らしたものである。

なお、被害者〇〇〇〇にも見通しの悪い交差点の横断にあたり歩道橋があるにもかかわらず信号無視したまま左右の安全を確認することなく横断開始した過失が認められる。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

カ 被害者の受けた傷害等の内容 (別紙2参照)

左下腿複雑骨折により失血死

(2) 政府の保障事業が被害者側に損害の填補をするまでの経緯

ア 損害填補金の請求

請求者 (被害者との関係)

○ ○ ○ ○ (長男)

請求書提出年月日 平成○○年○月○日

イ 法第3条の賠償責任者の認定

認定した賠償責任者

○ ○ ○ ○

認定の具体的理由

加害運転者○○○○は、自己所有の加害車両を友人宅からの帰宅のため運転し、本件事故を惹起したものである。

よって、法第3条の賠償責任者に○○○○を認定した。

ウ 損害額の認定及び損害填補額の決定

別紙3のとおり

エ 損害填補金の支払

政府の保障事業の業務受託会社 (法第77条) たる○○火災海上保険株式会社は、請求者に対し、平成○○年○月○日損害填補金を支払った (別紙4参照)。

4 債務者との折衝の経緯

(1) 国の債権の管理等に関する法律第13条に基づく納入告知書は、平成○○年○月○日債務者に到達した。

(2) 債権者から平成○○年○月○日時効の中断事由たる承認 (民法第147条第3号) と認められる履行延期申請書の提出があった (別紙5参照)。

(3) 債務者からの本件債務の弁済の有無、あればその内容

なし

5 和解条項案

第1節 即決和解

別紙6のとおり

6 その他参考事項

被害者側と加害者側との間の示談の有無、あればその内容
なし

7 貴局との連絡に当たる当庁の職員

なお、指定代理人は下記の職員の中から指定願います。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通省自動車交通局保障課保障事業室

専 門 官 ○ ○ ○ ○

債権管理第○係長 ○ ○ ○ ○

国土交通事務官 ○ ○ ○ ○

連絡先 電話 ○○○-○○○-○○○○ (直通)

FAX ○○○-○○○-○○○○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

○○運輸局自動車交通旅客第○課

専 門 官 ○ ○ ○ ○

保 障 係 長 ○ ○ ○ ○

国土交通事務官 ○ ○ ○ ○

連絡先 電話 ○○○-○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○

〔書式74〕 即決和解申立書（242ページ）

即決和解申立書

平成〇〇年〇〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

申立人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ⊕
○ ○ ○ ○ ⊕

当事者の表示 別紙記載のとおり

申立ての趣旨 別紙記載のとおり

申立ての原因及び争いの実情 別紙記載のとおり

事 件 名 損害賠償請求事件

附 属 書 類 申立書副本 1通

指 定 書 1通

(別紙)

当 事 者 の 表 示

申 立 人 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部 (送達場所)

(電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

相 手 方 ○ ○ ○ ○

(別紙)

第1 申立ての趣旨

別紙和解条項のとおり、和解の勧告を求める。

第2 申立ての原因及び争いの実情

1 本件事故の発生

(1) 日 時 平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ

(2) 場 所 〇〇県〇〇〇〇町〇〇〇番地先路上

(3) 加害車両

車 種 原動機付自転車

(4) 加害車両の所有者 相手方

(5) 加害車両の運転者 相手方

(6) 被 害 者 申立外 ○ ○ ○ ○

(7) 事故の態様

Ⅲ 本案訴訟事件以外の事件の処理

相手方は、自己所有の加害車両を運転中、前記の場所において、左折進行中の被害車両に自車を衝突させ、被害者に後記の傷害を負わせた。

(8) 傷害の内容

左肘打撲過傷、右手打撲、右肩打撲、右腰打撲

2 相手方の責任

相手方は、本件加害車両を自己のために運行の用に供し、本件事故を惹起したものであるから、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）

3条に基づき、被害者に対し、その損害を賠償する義務がある。

3 被害者の被った損害

被害者は、本件事故により少なくとも金〇〇万〇〇〇〇円を下らない損害を被った。

4 申立人の代位請求

相手方は、本件加害車両につき、自賠法所定の責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者であった。

そこで、申立人は、自賠法72条1項に基づき、被害者からの請求により平成〇〇年〇〇月〇〇日同人に対し、政府の保障事業に係る業務受託会社たる〇〇火災海上保険株式会社を通じて損害金〇〇万〇〇〇〇円を填補した。したがって、申立人は、自賠法76条1項により損害の填補額を限度として、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を取得した。

5 よって、申立人は、相手方に対し、金〇〇万〇〇〇〇円及びこれに対する損害を填補した日の翌日以降である平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものであるが、相手方は、その損害賠償金を一時に支払うことが困難な実情にあるため、分割弁済を望んでおり、また、申立人は、支払方法等について別紙和解条項のとおり譲歩する意思があるので、本申立てに及ぶものである。

第1節 即決和解

(別紙)

和解条項

- 1 相手方は、申立人に対し、次の金銭を支払う債務を負担することを確認する。
 - (1) 損害賠償金〇〇万〇〇〇〇円（以下「元本」という。）
 - (2) 元本に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から本和解成立の日まで年5分の割合による延滞金〇万〇〇〇〇円
 - (3) 元本（ただし、後記第2項による支払により元本に充当した場合は、残元本）に対する本和解成立の日の翌日から平成〇〇年〇月〇日（下記第2項(2)の日）まで年5パーセントの割合による延納利息
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金銭を次のとおり分割して支払う。
 - (1) 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで、毎月末日限り金〇〇〇〇〇円ずつ
 - (2) 平成〇〇年〇月〇日限り残額全部
- 3 前項の分割弁済金は、順次に延滞金、延納利息及び元本に充当し、相手方が合計金〇〇万〇〇〇〇円（第1項(1)及び(2)の合計相当額）に達するまで滞りなくその支払をしたときは、申立人は、相手方に対し、残余の債務を免除する。
- 4 相手方が平成〇〇年〇月〇日（第2項(2)の日）までに支払を完了しないときは、相手方は、申立人に対し、残元本に対する平成〇〇年〇月〇日（第2項(2)の日の翌日）から支払済みまで年5パーセントの割合による延滞金を支払う。
- 5 相手方は、次の場合において、申立人から第1項の債務のうち弁済未了の部分の全部又は一部についてその履行期限を繰り上げる旨の通知を受けたときは、その通知に係る金額について期限の利益を失い、申立人に対し、これを直ちに支払う。
 - (1) 相手方が第2項の分割弁済を怠り、その遅滞額が2回分に達したとき。
 - (2) 相手方が強制執行を受け、若しくは租税その他の公課について滞納処分

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

を受けたとき、又は相手方の財産について競売の開始があったとき。

6 相手方が第2項の分割弁済を怠った場合において、申立人が相手方の就業場所、所得額及び固定資産所有状況の調査資料の提出を関係官署に求めたときは、相手方は関係官署が申立人に対し当該資料を提出することを了承する。

7 本件和解費用は、各自の負担とする。

第1節 即決和解

〈参考24〉 和解調書 (246ページ)

		裁判官 認 印
第6号様式 (調書単独用)		
和 解 調 書		
事 件 の 表 示	平成〇〇年 (イ) 第 〇〇〇 号	
期 日	平成〇〇年 〇月 〇日 午前 〇〇時〇〇分	
場 所	〇〇簡易裁判所即決和解室	
裁 判 官	○ ○ ○ ○	
裁 判 所 書 記 官	○ ○ ○ ○	
出頭した当事者等	申立人指定代理人	○ ○ ○ ○
	同	○ ○ ○ ○
	相手方	○ ○ ○ ○
手 続 の 要 領 等		
当事者間に次のとおり和解成立		
当事者の表示		
別紙当事者目録のとおり		
和 解 条 項		
別紙和解条項のとおり		
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ ㊟		

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

(別紙)

当 事 者 目 録

申 立 人 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒○○○-○○○○ ○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○法務局訟務部 (送達場所)

(電 話 ○○○-○○○-○○○○)

(FAX ○○○-○○○-○○○○)

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番地○○

相 手 方 ○ ○ ○ ○

(別紙)

和 解 条 項

- 1 相手方は、申立人に対し次の金員を支払う債務を負担することを確認する。
 - (1) 損害賠償金○○○万○○○○円 (以下「元本」という。)
 - (2) 元本に対する平成○年○月○○日から本和解成立の日までの年5パーセントの割合による延滞金○○万○○○○円
 - (3) 元本 (ただし、後記第2項による支払により元本に充当した場合は、残元本) に対する本和解成立の日の翌日から平成○○年○月○日 (第2項(2)の日) まで年5パーセントの割合による延納利息
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を次のとおり分割して支払う。
 - (1) 平成○○年○月から平成○○年○月まで、毎月末日限り金○万円ずつ
 - (2) 平成○○年○月○日限り残額全部
- 3 前項の分割弁済金は、順次に延滞金、延納利息及び元本に充当し、相手方

第1節 即 決 和 解

が合計金○○○万○○○○円 (第1項(1)及び(2)の合計相当額) に達するまで滞りなくその支払をしたときは、申立人は、相手方に対し残余の債務を免除する。

- 4 相手方が平成○○年○月○日 (第2項(2)の日) までに支払を完了しないときは、相手方は、申立人に対し、残元本に対する平成○○年○月○日 (第2項(2)の日の翌日) から支払済みまで年5パーセントの割合による延滞金を支払う。
- 5 相手方は、次の場合において、申立人から第1項の債務のうち弁済未了の部分の全部又は一部についてその履行期限を繰り上げる旨の通知を受けたときは、その通知に係る金額について期限の利益を失い、申立人に対し、これを直ちに支払う。
 - (1) 相手方が第2項の分割弁済を怠り、その遅滞額が2回分に達したとき。
 - (2) 相手方が強制執行を受け、若しくは租税その他の公課について滞納処分を受けたとき、又は相手方の財産について競売の開始があったとき。
- 6 相手方が第2項の分割弁済を怠った場合において、申立人が相手方の就業場所、所得額及び固定資産所有状況の調査資料の提出を関係官署に求めたときは、相手方は関係官署が申立人に対し当該資料を提出することを承諾する。
- 7 本件和解費用は、各自の負担とする。

第2節 支払督促

(説明)

- 1 支払督促手続は、金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について、「仮執行宣言付支払督促」という簡易迅速な方法で債権者に債務名義を得させる特別の訴訟手続です（民訴法382条以下）。
- 2 支払督促申立書〔書式75〕には、訴状の記載事項に準じて、当事者たる債権者、債務者の氏名、住所、法定代理人の住所氏名、申立ての趣旨、申立ての原因などを記載します。
- 3 債務者が支払督促正本〈参考25〉送達の日から2週間内に異議の申立てをしないときは、債権者の申立て〔書式76〕により、仮執行宣言が付されます。仮執行宣言は、支払督促の原本に手続費用を付記して仮執行文を記載することによってされます〈参考27〉。この仮執行宣言によって、即時に執行力を生じ、仮執行宣言を付した支払督促の正本は、「執行力ある債務名義」となります。
- 4 債務者は、督促異議を申し立てる〈参考28〉ことができます。

〔書式75〕 支払督促申立書（251ページ）

支払督促申立書

事 件 名	貸付料等請求事件
当 事 者 の 表 示	別紙「当事者目録」記載のとおり
請 求 の 趣 旨	別紙「請求の趣旨」記載のとおり
請 求 の 原 因	別紙「請求の原因」記載のとおり

債務者は、債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え、との支払督促を求めらる。

申立手続費用 〇万〇〇〇〇円

内 訳

申 立 手 数 料 〇万〇〇〇〇円

支払督促発付通知費用 〇〇円

支払督促正本送達費用 〇〇〇〇円

申立書作成及び提出費用 〇〇〇円

平成〇〇年〇月〇〇日

債権者指定代理人 ○ ○ ○ ○ ⊕

〇〇簡易裁判所 裁判所書記官 殿

価 額 〇〇〇万〇〇〇〇円

印 紙 〇万〇〇〇〇円

郵 券 〇〇〇〇円

添付書類 指定書 1通

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

(別紙)

当事者目録

債権者 国
 代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
 指定代理人
 〒○○○-○○○○ ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 ○○法務局訟務部(送達場所)
 (電話 ○○○-○○○-○○○○)
 (FAX ○○○-○○○-○○○○)
 訟務官 ○ ○ ○ ○
 法務事務官 ○ ○ ○ ○
 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○○番地○
 債務者 ○ ○ ○ ○

(別紙)

請求の趣旨

- 1 債権額 金○○○万○○○○円(別紙未納貸付料一覧表(以下「貸付料一覧表」という。)の元金合計額)
- 2 貸付料一覧表中①の債権に対する平成6年1月21日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による延滞金から4万円を差し引いた金員及び貸付料一覧表中②ないし④の債権に対する各履行期限の翌日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による延滞金
- 3 金○万○○○○円(督促手続費用)

第2節 支払督促

(別紙)

請求の原因

- 1 債務者は、債権者との間において、○○市○○区○○町○丁目○番○号所在の国有地につき、有償貸付契約を締結しているため、貸付料一覧表元金欄記載の貸付料を支払う義務がある。
- 2 債権者は、平成12年1月7日、同年3月6日、同年4月11日、同年6月13日、債権者に各金1万円を支払い、債権者は、これを貸付料一覧表中①の債権の延滞金の一部に充当した。
- 3 よって、債権者は債務者に対し、上記1貸付料の合計金○○○万○○○〇円並びに貸付料一覧表中①の債権に対する平成6年1月21日から支払済みまで国有財産有償貸付契約所定の年8.25パーセントの割合による延滞金から上記2記載の弁済金合計金4万円を差し引いた金員及び貸付料一覧表中②ないし④の債権に対する各履行期限の翌日から支払済みまで国有財産有償貸付契約所定の年8.25パーセントの割合による延滞金の支払を求めるため、本申立てに及ぶものである。

別紙 未納貸付料一覧表〈省略〉

(注) 国の債権の管理等に関する法律施行令29条1項本文に規定する延納利息の率を定める告示(昭和32年1月10日大蔵省告示第8号)によって延納利息は年8.25パーセントと定められていたが、平成15年3月25日付け財務省告示第129号によって年5パーセントとされ、同年4月1日から適用されている。これに伴って、国の債権の管理等に関する法律35条1号に規定する延滞金の率の下限は年5パーセントとなっている(国の債権の管理等に関する法律施行令36条)。

〈参考25〉 支払督促 (252ページ)

〈参考26〉 支払督促発付通知書 (253ページ)

平成〇〇年(ロ)第〇〇〇〇号

平成〇〇年(ロ)第〇〇〇〇号

支 払 督 促

支払督促発付通知書

当事者の表示並びに請求の趣旨及び原因は、別紙記載のとおり
債務者は、債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え。
債務者がこの支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申
立てをしないときは、債権者の申立てによって仮執行の宣言をする。

債 権 者 国
債 務 者 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日に支払督促を発付しました。

〇 〇 簡 易 裁 判 所
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

別紙 <省略>

〔書式76〕 仮執行宣言申立書（255ページ）

仮執行宣言申立書

債権者 国
債務者 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の御庁平成〇〇年（ロ）第〇〇〇〇号損害賠償請求（支払督促申立）事件につき、債務者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日支払督促正本の送達を受けながら、法定期間内に適法な異議の申立てをしないし、また、債務の支払もしないので、下記費用を付記して仮執行宣言を付されるよう申し立てる。

記

仮執行宣言の手続費用 ○, 〇〇〇円
内訳 申立書作成及び提出費用 ○〇円
支払督促正本送達費用 ○, 〇〇〇円

平成〇〇年〇〇月〇〇日

債権者指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

〇〇簡易裁判所 裁判所書記官 殿

〔参考27〕 仮執行宣言付支払督促（256ページ）

平成〇〇年（ロ）第〇〇〇〇号

支払督促

当事者の表示並びに請求の趣旨及び原因は、別紙記載のとおり

債務者は、債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え。

債務者がこの支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは、債権者の申立てによって仮執行の宣言をする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

上記金額及び本手続の費用金〇, 〇〇〇円につき、仮に執行することができる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

〈参考28〉 督促異議申立書 (257ページ)

① 平成〇〇年(ロ)第〇〇〇〇号

督促異議申立書

② 債権者

③ 債務者

上記当事者間の督促事件について発せられた支払督促に対して、不服がありますので、督促異議の申立てをします。

④ 平成 年 月 日

⑤ 債権者 ⑥ 債務者

住所 〒

電話番号

ファクシミリ番号

⑥ 本申立後のすべての私あての書類は、次の場所にあてて送付してください。

(1) 上記⑤記載の住所

(2) 上記⑤記載の住所以外の場所(場所は次のとおりです。)

〒

電話番号

ファクシミリ番号

ア(私とこの場所の関係))

イ(送達受取人))

⑦ 分割支払を希望します。

〇〇簡易裁判所 御中

第3節 仮差押え及び仮処分

(説明)

1 仮差押えは、金銭債権又は金銭債権に換えることのできる債権についての将来の強制執行を保全するためにされる命令です。〔書式77〕は、国税の滞納者がその債務者(第三債務者)に対して有する債権の執行を保全するため、国が第三債務者の不動産の仮差押えの申立てをする事例です。また、〔書式78〕は、同様に、第三債務者が有している債権の仮差押えの申立てをする事例です。

仮差押えの申立てを相当とするときは、裁判所は、仮差押命令〔参考29〕を發します。

2 係争物に関する仮処分は、特定物の給付を目的とする請求権について、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき強制執行を保全するためにされる命令で、その特定物の現状を維持することを目的とします。〔書式79〕は、国有地(海浜地)の不法占拠者に対する占有移転禁止の仮処分の申立てをする事例であり、〔書式80〕は、占有者が特定できない不動産について占有移転禁止の仮処分の申立てをする事例です。

仮処分の申立てを相当とするときは、裁判所は、仮処分命令〔参考30〕を發します。

3 本案訴訟で勝訴して判決が確定したときは、その執行手続をとる必要がありますが、それとは別に、仮差押え又は仮処分命令の際に立てた担保(供託金)を取り戻すことをしなければなりません。担保を立てておく必要性がなくなった場合(担保事由の消滅)は、担保決定をした裁判所に対して、担保取消申立書〔書式81〕を提出して、この申立てをします。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式77〕 不動産仮差押命令申立書 (264, 271ページ)

不動産仮差押命令申立書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

債権者指定代理人	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示	別紙債権目録記載のとおり
仮差押えすべき不動産の表示	別紙物件目録記載のとおり
貼用印紙額	〇, 〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者所有の別紙物件目録記載の不動産は、仮に差し押さえる。

第2 申立ての理由

1 被保全権利

(1) 債権者国(所管庁・〇〇国税局長)は、申立外〇〇市〇〇町〇番〇号〇〇株式会社(以下「滞納会社」という。)に対し、平成〇〇年〇月〇〇日現在、既に納期限を経過した平成〇〇年度源泉所得税本税〇〇万〇〇〇〇円、不納付加算税〇〇万〇〇〇〇円及び延滞税〇〇万〇〇〇〇円の合計〇〇〇万〇〇〇〇円の国税債権を有している(甲第1号証)。

(2) 滞納会社は、債務者に対し、平成〇〇年〇月〇日現在、〇〇〇万〇〇〇

第3節 仮差押え及び仮処分

〇円の貸付金債権を有している(甲第2号証ないし甲第5号証)。

(3) 債権者は、上記(1)記載の国税を徴収するため、国税徴収法62条に基づき、平成〇〇年〇月〇日、上記(2)記載の貸付金債権を差し押さえ、同日、債務者に対し債権差押通知書を交付送達し(甲第6号証)、国税徴収法67条1項の規定により、同貸付金債権の取立権を取得した。

2 保全の必要性

債務者は、上記貸付金の支払義務のあることは認めながらも、その支払に応じない(甲第2号証)ので、債権者は、同貸付金債権の支払を求めため本訴を提起すべく準備中であるが、債務者は別紙物件目録記載の土地のほかに財産はなく、かつ、平成〇〇年〇〇月〇〇ころ倒産し財産管理に着手しており、同土地の所有権を他に譲渡するおそれがある(甲第5号証、甲第7号証)。そうすると、債権者が将来勝訴の判決を得ても、その執行をすることが不能となるおそれがあるので、その執行を保全するため本申立てに及ぶ次第である。

疎明方法

甲第1号証	滞納税額証明書(平成〇〇年〇月〇日現在)
甲第2号証	債務承認書
甲第3号証	法人税確定申告書
甲第4号証	調査書
甲第5号証	質問てん末書
甲第6号証	債権差押調査
甲第7号証	調査書

添付書類

1	甲号証の写し	各1通
2	土地登記事項証明書	1通
3	商業登記簿謄本	1通
4	評価証明書	1通
5	指定書	2通

当事者目録

債権者国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指定代理人

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号

○○地方法務局訟務部門（送達場所）

（電話 ○○○-○○○-○○○○）

（FAX ○○○-○○○-○○○○）

上席訟務官 ○ ○ ○ ○

訟務官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○○番○号

○○国税局徴収部

国税訟務官 ○ ○ ○ ○

国税徴収官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○番地○

債務者株式会社 ○ ○

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

請求債権目録

1 金○○○万○○○○円

上記は、債権者が申立外○○市○○町○丁目○番○号○○株式会社に対する滞納処分のため、平成○○年○月○日、国税徴収法62条の規定に基づき差し押さえ、同法67条1項の規定によりその取立権を取得した○○株式会社の債務者に対して有する貸付金債権である。

物件目録

所在 ○○市○○町○丁目

地番 ○番○

地目 宅地

地積 ○○○.○○平方メートル

〔書式78〕 債権仮差押命令申立書 (264, 271ページ)

債権仮差押命令申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

債権者指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示	別紙請求債権目録記載のとおり
貼用印紙額	〇〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

- 1 債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。
- 2 第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

第2 申立ての理由

- 1 被保全権利
 - (1) 債権者(所管庁・〇〇税務署長)は、申立外〇〇市〇〇町〇丁目〇番地所在の〇〇株式会社(以下「滞納会社」という。甲第1号証)に対し、平成〇年〇月〇〇日現在、既に納期限を経過した平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇〇日までの事業年度の法人税ほか合計金〇〇〇万〇〇〇〇円の国税債権を有している(甲第2号証)。
 - (2) 滞納会社は、平成〇年〇月〇〇日、株主総会の決議により解散し、同

月〇〇日、その旨の登記を経由した。

- (3) 滞納会社は、債務者に対し、平成〇年〇月〇〇日に〇〇〇万円、同月〇〇日に〇〇〇万円及び同年〇月〇〇日に〇〇万円の合計〇〇〇〇万円を貸し付け、いずれも貸付日の1年後にその弁済期が到来しており、平成〇年〇月〇〇日現在、別紙請求債権目録記載の貸金債権を有している(甲第4号証、第5号証)。
- (4) 債権者は、上記(1)記載の国税を徴収するため、平成〇年〇月〇〇日、国税徴収法62条の規定に基づいて上記(3)記載の貸金債権を差し押さえ(甲第6号証)、債権差押通知書は、同月〇〇日に債務者に到達した(甲第7号証)。

その結果、債権者は、国税徴収法67条の規定により上記債権の取立権を取得した。

2 保全の必要性

債務者は、今日に至るも上記貸付金債権の支払に全く応じないので、債権者は、債務者に対し、その支払を求めるため本案訴訟を提起すべく準備中であるが、債務者には別紙仮差押債権目録記載の預金債権以外にみるべき資産がなく、この預金も減少ないし散逸するおそれが極めて大きく(甲第8号証)、債権者が将来本案訴訟において勝訴したとしても、その執行が不能となるおそれが多分にあるので、本申立てに及ぶ次第である。

疎明方法

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 甲第1号証 | 商業登記簿謄本 |
| 甲第2号証 | 滞納税額証明書(平成〇年〇月〇〇日現在) |
| 甲第3号証 | 株主総会議事録写し |
| 甲第4号証 | 法人税確定申告書(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇〇日事業年度) |
| 甲第5号証 | 総勘定元帳写し |
- <省略>

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

附 属 番 類

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 甲第1号証ないし第8号証の写し | 各1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 3 | 指定書 | 2通 |

当 事 者 目 録

債 権 者 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号

○○地方法務局訟務部門(送達場所)

(電 話 ○○○-○○○-○○○○)

(FAX ○○○-○○○-○○○○)

上 席 訟 務 官 ○ ○ ○ ○

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○○号

○○国税局徴収部

国 税 訟 務 官 ○ ○ ○ ○

国 税 徴 収 官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地

債 務 者 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○○番○号

第 三 債 務 者 ○ ○ 信 用 金 庫

代 表 者 代 表 理 事 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番地

○○信用金庫○○支店

第3節 仮差押え及び仮処分

請 求 債 権 目 録

金○○○○万円

ただし、債権者が申立外○○市○○町○丁目○○番地所在の○○株式会社(以下「滞納会社」という。)に対する国税を徴収するため、平成○○年○月○○日、国税徴収法62条の規定に基づいて差し押さえ、同法67条により取立権を取得した滞納会社の債務者に対する下記貸金元本債権の合計額である。

記

- | | | |
|---|------|------------|
| 1 | 貸付日 | 平成○○年○月○○日 |
| | 貸付金額 | ○○○万円 |
| | 弁済期 | 平成○○年○月○○日 |
| 2 | 貸付日 | 平成○○年○月○○日 |
| | 貸付金額 | ○○○万円 |
| | 弁済期 | 平成○○年○月○○日 |
| 3 | 貸付日 | 平成○○年○月○○日 |
| | 貸付金額 | ○○万円 |
| | 弁済期 | 平成○○年○月○○日 |

仮 差 押 債 権 目 録

金〇〇〇〇万円

ただし、債務者が第三債務者〇〇信用金庫（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金

ただし、仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場（先物為替予約がある場合には、その予約相場）により換算した金額。
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金为数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

〈参考29〉 仮差押決定（264ページ）

※ 本件は、担保を立てさせてする仮差押決定の例です。

仮 差 押 決 定

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示	別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成〇〇年（ヨ）第 〇 〇 〇 号不動産仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金 〇〇 〇 万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、別紙物件目録記載の債務者所有の不動産は、仮に差し押さえる。

債務者は、上記債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 地方裁判所民事第〇部
 裁 判 官 〇 〇 〇 〇

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔審式79〕 不動産仮処分命令申立書① (265, 271ページ)

不動産仮処分命令申立書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

債権者指定代理人	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦
	○	○	○	○	㊦

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
仮処分により保全すべき権利	建物収去土地明渡請求権
目的物の表示	別紙物件目録記載のとおり
貼用印紙額	〇〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

1 債務者は、別紙物件目録1記載の土地及び同目録2記載の建物に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、上記土地・建物の占有を解いて、これを執行官に引き渡さなければならない。

執行官は、上記土地・建物を保管しなければならない。

執行官は、債務者に上記土地・建物の使用を許さなければならない。

執行官は、債務者が上記土地・建物の占有の移転又は占有名義の変更が禁止されていること及び執行官が上記土地・建物を保管していることを公示しなければならない。

第3節 仮差押え及び仮処分

2 債務者は、別紙物件目録2記載の建物について、譲渡、質権・抵当権・賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

第2 申立ての理由

1 被保全権利

別紙物件目録1記載の土地(以下「本件土地」という。)はいわゆる法定外公共用財産としての債権者所有の海浜地の一部であり、国有財産法(昭和23年法律第73号)9条3項、同法施行令6条2項に基づき、〇〇県知事が管理しているものである。

2 保全の必要性

(1) しかるに、債務者は、本件土地につき法律上何らの権原がないにもかかわらず、平成〇年〇月から〇月にかけて、同土地に別紙物件目録2記載の建物を築造して、本件土地を不法に占有し、これを海の家「〇〇〇」(以下「本件建物」という。)と称して営業を続けているものである。

(2) ところで、債務者は、平成〇年〇月〇日、〇〇町観光協会長を通じて、〇〇県知事から管理事務を委任されている〇〇県〇〇土木事務所長に対して、本件土地につき夏季臨時使用の許可申請をしたが、同事務所長は、申請以前から債務者が本件土地上に無断で建物の建築を開始していること、並びに同建築物の構造等からみて、3か月間で撤去する仮設工作物とは認められないことから、当該許可申請を不許可とする決定をした。

(3) このため、〇〇県知事及び〇〇県土木事務所長は、債務者に対し、再三にわたって本件土地の明渡しを求めたが、債務者はこれを全く無視しており、更に〇〇県知事が平成〇年〇月〇日付けをもってした明渡し催告に対して、これに応じかねる旨の回答をし、現在に至るまで、これに応じない。

(4) よって、債権者は、債務者に対し、本件土地の所有権に基づき、本件建物収去・土地明渡請求の本案訴訟を提起すべく準備中である。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

しかしながら、上記のとおり、債務者は、〇〇県知事らの本件土地明渡しの要求を全く無視している経緯からすると、今後、本件建物を処分し、又は本件土地、建物の占有を他に移転し、若しくは占有名義を変更して本件土地の明渡しを妨害するおそれがあり、仮に本件土地、建物につき占有の移転等がされると、後日、債権者が本案訴訟において勝訴判決を得たとしても、直ちに目的を達することができなくなるか又はその執行が著しく困難になるので、本件建物収去土地明渡請求権を保全するため、本申立てに及ぶものである。

疎明方法

別紙疎明書類目録のとおり

附属書類

- 1 疎甲第1号証ないし12号証 各1通
- 2 評価額計算書 1通
- 3 指定書 3通

当事者目録

債権者国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

上席訟務官 ○ ○ ○ ○

訟務官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県土木部用地課

第3節 仮差押え及び仮処分

主 査 ○ ○ ○ ○

管理第一係長 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇県〇〇土木事務所

管理課長 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

債 務 者 ○ ○ ○ ○

物件目録

(土地)

- 1 所在 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先(未登記)
- 地目 雑種地(海浜地)
- 地積 〇〇〇.〇〇平方メートル
- (ただし、別紙(1)占有位置引照図のうちa, b, c, d, aの各点を順次直線で結んだ範囲内の土地)

(建物)

- 2 所在 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇地先(未登記)
- 種類 店舗
- 構造 木造スレート葺平屋建
- 床面積 〇〇〇.〇〇平方メートル
- (ただし、別紙(2)工作物図面、別紙(3)工作物平面図の建物)

疎明書類目録 <略>

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式80〕 不動産仮処分命令申立書② (265, 271ページ)

※ 本件は、債務者不特定の不動産占有移転禁止仮処分命令申立ての例です。

不動産仮処分命令申立書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

債権者指定代理人	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟
	○	○	○	○	㊟

当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり(債務者不特定)
仮処分により保全すべき権利	所有権に基づく建物明渡請求権
目的物の表示	別紙物件目録記載のとおり
貼用印紙額	〇〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

債務者は、別紙物件目録記載の居室に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、上記居室の占有を解いて、これを執行官に引き渡さなければならぬ。

執行官は、上記居室を保管しなければならない。

執行官は、債務者に上記居室の使用を許さなければならない。

第3節 仮差押え及び仮処分

執行官は、債務者が上記居室の占有の移転又は占有名義の変更を禁止されていること及び執行官が上記居室を保管していることを公示しなければならない。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 被保全権利

(1) 債権者が別紙建物目録記載の建物を所有していること

別紙建物目録記載の建物(以下「本件国有建物」という。)は、旧海軍省が、昭和〇〇年ころに民有地を借上げの上、第〇海軍技術支廠〇〇〇工具寄宿舎として建築し、終戦後旧海軍の組織解体に伴い、昭和〇〇年〇〇月〇〇日、旧海軍省から大蔵省に引き継がれた建物であり、現在は財務省所管の国有財産として債権者が所有している(疎甲第1号証の1, 2)。

なお、その後、本件国有建物の敷地(以下「本件敷地」という。)の約半分(別紙図面の緑線で囲んだ部分)は、相続税の物納許可により、財務省所管の国有財産となったが、敷地の残り約半分(別紙図面の青線で囲んだ部分)は、民有地の借上げのままである(疎甲第2ないし4号証)。

別紙物件目録記載の居室(以下「本件居室」という。)は、別紙建物目録記載の建物の一部である(疎甲第5, 6号証)。

(2) 不特定の債務者が本件居室を占有していること

本件居室については、後記2のとおり、不特定の債務者がこれを占有している(疎甲第6号証, 第7号証の2)。

(3) 被保全権利のまとめ

よって、債権者は、本件国有建物の所有権に基づき、債務者に対し、本件居室の明渡しを求める権利を有するものである。

2 債務者を特定することを困難とする特別の事情

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

債権者は、平成〇〇年〇月〇〇日及び同月〇〇日に本件国有建物及びその敷地内居住者の実情調査を実施したところ、本件居室のドアは施錠されており、電気メーターは動いており、また郵便受けには郵便物がたまっておらず、誰かが居住している様子だった。しかし、表札等外観上居住者を明示するものはなかった上、本件居室のドアをノックして呼び掛けても、居室内から何ら応答はなかった。

そこで、上記調査の際、本件国有建物の他の占有者に対し、本件居室の占有者を尋ねたところ、〇〇〇某が居住しているとの情報があったが、調査したところ、同所付近に住民票を置く者の中にもこれに該当ないし類似する者は存在しなかった（疎甲第7号証の2）。

したがって、本件居室については、占有者が存在する蓋然性は高いものの、これを執行前に特定することは困難である。

3 保全の必要性

(1) 本件国有建物及び本件敷地の沿革について

本件国有建物には、終戦直後の混乱時期に戦災者や引揚者が住み着き始め、債権者に無断で間仕切りをするなどして各居室部分を占有したり、さらには債権者に無断で本件敷地上に建物を建築し、居住する者もあった（疎甲第5号証、第7号証の1）。

(2) 本件国有建物が火災、倒壊の危険性が高い建物であること

本件国有建物は、昭和〇〇年ころには、既にその屋根、壁及び柱が損壊するなどその老朽化は著しく、昭和〇〇年及び昭和〇〇年には、火災予防上の見地から、地元消防署の指導を受けるほど危険な状態となり、さらに、現状においては、本件国有建物の中心部分の屋根が抜け落ち、そこに廃材が積まれた状態である。

また、台風などの強風を受けてはトタン屋根の一部が飛散し、本件敷地内にとどまらず、本件敷地に面した道路や向かいの中学校にまで落下することもあるなど、火災のみならず、倒壊、損壊による近隣住民への影響も懸念されるほど危険な状態である（疎甲第5号証、第7号証の1）。

第3節 仮差押え及び仮処分

(3) 債務者を含む居住者らの占有状況

ア 債権者は、所有者として前記(2)のような本件国有建物の現状を放置することができないため、居住者らに対し、これまで本件国有建物の各居室部分や本件敷地（民有借地上であるか国有地上であるかを問わず）を任意に明け渡すよう説得に努め、必要に応じて居住者に対する実情調査を行うなどの対応をしてきた。

しかしながら、ある居住者が転居してある居室部分や建物が空き家になった場合でも、その直後に債権者に無断で新たな者が居住したり、あるいは本件国有建物や本件敷地内の他の居住者が新たな者を居住させてその空家を自己の居住部分に取り込み、自己の占有部分としたりするため、債権者としては、刻々と変わる占有者の特定すらできない状態であった（疎甲第5号証、第7号証の1）。

イ また、本件国有建物内の居住者らは、自己の居住部分のうち、本件国有建物の柱、屋根などといった骨格部分を除いた部位について、債権者に無断で増改築を行うなどして、その占有部分までも刻々と変化させている状態にある。

なお、現状においては、債権者が把握している限り、不特定の者も含め約40人及び約5団体が本件国有建物及び本件敷地を占有し、そのうち約25人が現実に本件敷地内に居住し、他の者は本件敷地内に荷物を置きながら外に住居を構えるなどの方法により占有しているものである（疎甲第5号証、第7号証の1）。

ウ 債権者は、本件仮処分の申立てに先立ち、居住者らに対し、平成〇〇年〇月〇〇日付けで本件国有建物及びその敷地の明渡しを求めため、その占有態様に応じ、「建物取去土地明渡しについて」、「建物明渡しについて」、「建物退去土地明渡しについて」などと題する通知を発し、同年〇月〇〇日までに本件居室を明け渡すよう求めたが、その大半は、同日までに建物等を明け渡すことなく、占有を継続し、現在に至っている（疎甲第7号証の2）。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

(4) まとめ

以上のとおり、本件国有建物は、火災、倒壊により居住者ないし近隣住民に多大な人的、財産的被害を生じるおそれがあるほど危険な状態にあるにもかかわらず、債権者が、債務者に対し任意の明渡しを求めることは極めて困難である。

そこで、債権者は、債務者に対し、前記1記載の権利を実現するため、建物明渡し請求訴訟を提起するべく準備中である。

しかし、債権者としては、早急に本件仮処分を求める居室部分の占有移転禁止をしておかなければ、本件居室の占有を他に移転された場合、後日本案訴訟において債権者勝訴の判決を受けても、その目的を遂げることができないおそれがあるので、民事保全法25条の2に基づき、債務者の特定をしないで発する占有移転禁止の仮処分命令の申立てに及ぶ次第である。

疎明方法 <略>

付 属 書 類

- | | | |
|---------------|-----|----|
| 1 疎明資料の写し | 各1通 | |
| 2 疎明資料目録 | 1通 | |
| 3 登録原票記載事項証明書 | 1通 | |
| 4 指定書 | 5通 | 以上 |

別紙 当事者目録

債権者 国
 代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
 指定代理人

第3節 仮差押え及び仮処分

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

上席訟務官 ○ ○ ○ ○

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇番地〇

〇〇財務局管財第〇部訟務課

課 長 ○ ○ ○ ○

国有財産訟務官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

債務者 本件仮処分命令執行の時に
 別紙物件目録記載の居室を占有する
 者

別紙 建物目録

所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇〇〇番地及び同地先

口 座 名 第〇海軍技術支廠〇〇〇工具寄宿舍

区 分 建物

建物番号 ○

構 造 木造平屋建

種 目 雑屋建

用 途 食堂烹炊所浴場

床 面 積 〇〇〇.〇〇平方メートル(現況床面積〇〇〇〇.〇〇平方メートル)

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

別紙 物件目録

所在 ○○市○○区○○町○丁目○○○○番地及び同地先

口座名 第○海軍技術支廠○○○工具寄宿舎

区分 建物

建物番号 ○

構造 木造平屋建

種目 雑屋建

用途 食堂烹炊所浴場

床面積 ○○○.○○平方メートル(現況床面積○○○○.○○平方メートル)

上記建物のうち、別紙図面中に斜線を付した部分(現況床面積○○.○○平方メートル)

第3節 仮差押え及び仮処分

<参考30> 仮処分決定(265, 272ページ)

※ 本件は、担保を立てることを条件として発せられた、国所有の建物の不法占拠者に対する占有移転の禁止の仮処分命令の例です。

仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成○○年(ヨ)第○○○号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に

金○○○万円

の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、別紙物件目録記載の物件に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、上記物件の占有を解いて、これを執行官に引き渡さなければならない。

執行官は、上記物件を保管しなければならない。

執行官は、債務者に上記物件の使用を許さなければならない。

執行官は、債務者が上記物件の占有の移転又は占有名義の変更を禁止されていること及び執行官が上記物件を保管していることを公示しなければならない。

平成○○年○○月○○日

○○ 地方裁判所民事第○部

裁判官 ○ ○ ○ ○

当事者目録 <略>

物件目録 <略>

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式81〕 担保取消申立書 (276ページ)

平成〇〇年(ヨ)第〇〇号 不動産仮処分命令申立事件

申立人 国

被申立人 ○ ○ ○ ○

担保取消申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

申立人(債権者) 国

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

被申立人(債務者) ○ ○ ○ ○

頭書の事件について、申立人は、担保として平成〇年〇月〇日〇〇地方法務局へ金〇〇〇万円(平成〇年度金第〇〇〇号)を供託したが、本案訴訟につき、〇〇地方裁判所は平成〇〇年〇月〇日、申立人勝訴の判決を言い渡し、同判決は、平成〇〇年〇月〇日確定し担保の事由が消滅したので、担保取消決定をされたく申し立てます。

添付書類

- 1 判決正本(写し) 1通
- 2 仮処分決定正本(写し) 1通
- 3 確定証明書 1通
- 4 指定書 1通

第3節 仮差押え及び仮処分

〔書式82〕 供託原因消滅証明申請書 (277ページ)

平成〇〇年(モ)第〇〇〇号 担保取消申立事件

申立人 国

被申立人 ○ ○ ○ ○

供託原因消滅証明申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立人指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

供託所 〇〇地方法務局(〇〇支局)

供託番号 平成〇年度金第〇〇〇号

供託物 現金 金〇〇〇万円

上記当事者間の〇〇地方裁判所平成〇〇年(ヨ)第〇〇〇号不動産仮処分命令申立事件につき、申立人が担保として供託した供託物は、平成〇〇年〇月〇〇日付け担保取消決定の確定によって、供託原因が消滅したことを証明されたく申請する。

第4節 強制執行

(説明)

- 1 執行証書以外の債務名義(判決、和解調書など)に対する執行文付与の申立て〔書式83〕は、事件記録を保管している裁判所に対して行います。なお、受領の際には「受書」が必要です。
- 2 強制執行申立書〔書式85～87〕には、債権者・債務者及び代理人の表示、債務名義の表示、強制執行の目的とする財産の表示並びに強制執行の方法その他所定の事項を記載し、執行力ある債務名義の正本及び資格証明書等所定の書類を添付します。

〔書式83〕 執行文付与申立書 (283ページ)

原告 国
被告 ○ ○ ○ ○

執行文付与の申立書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所民事部 御中

原告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

債務名義の表示

○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○号○○○○事件の確定判決

上記債務名義について債務者に対し強制執行のため執行文付与の申立てをする。

添付書類

- | | |
|---------|----|
| 1 判決正本 | 1通 |
| 2 確定証明書 | 1通 |
| 3 指定書 | 1通 |

受書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所 御中

原告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

平成○年(ワ)第○○○号○○○○事件の執行文1通を受領しました。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式84〕 正本送達証明申請書 (285ページ)

原告 国
被告 ○ ○ ○ ○

送達証明申請書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所 御中

原告指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

上記当事者間の御庁平成○○年(ワ)第○○号○○○○事件について、平成○○年○月○日言い渡された判決の正本は、被告に対し、平成○○年○月○日送達されたことを証明されたく申請します。

(注) 証明文用に余白を設けること。

第4節 強制執行

〔書式85〕 強制競売申立書 (285, 289ページ)

強制競売申立書

平成○○年○月○日

○○地方裁判所 御中

債権者指定代理人

○○地方方法務局訟務部門

訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

連絡先 電話○○○-○○○-○○○○

FAX○○○-○○○-○○○○

当事者 }
請求債権 } 別紙目録記載のとおり
目的不動産 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある判決の正本に表示された上記債権を有するが、債務者がその支払をしないので、債務者所有の別紙物件目録記載の不動産に対する強制競売手続の開始を求める。

(なお、上記不動産については、既に御庁平成 年()第 号事件において強制競売開始決定がされている。)

添付書類

- | | |
|-------------|----|
| 1 執行力ある判決正本 | 1通 |
| 2 送達証明書 | 1通 |
| 3 不動産登記簿謄本 | 2通 |
| 4 公課証明書 | 1通 |
| 5 資格証明書 | 1通 |

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

6 指 定 書 1通

当 事 者 目 録

債 権 者 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指 定 代 理 人

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号

○○地方法務局訟務部門

訟 務 官 ○ ○ ○ ○

法 務 事 務 官 ○ ○ ○ ○

〒○○○-○○○○ ○○県○○郡○○町○丁目○番○号

(債務名義上の住所 ○○郡△△町△△番地)

(登記簿上の住所 ○○郡××町××番地)

債 務 者 ○ ○ ○ ○

請 求 債 権 目 録

例 1 検察官の徴収命令の場合

金○○○, ○○○円

上記金員は、○○地方検察庁検察官検事○○○○発付の平成○○年
○月○日付け徴収命令書(原票平成○○年第○○○号)に基づき債務
者が債権者に納付すべき○○○○事件に係る罰金(過料)である。

例 2 判決の場合

債権者・債務者間の○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○○号損害
賠償請求事件の執行力ある判決正本に表示された下記金員

第4節 強 制 執 行

記

1 元 本 金○○○, ○○○円

2 遅延損害金

ただし、上記元本に対する平成○年○月○日から完済まで年○分の
割合による遅延損害金

物 件 目 録

1 所 在 ○○市○○区○○町○丁目

地 番 ○○番○

地 目 宅地

地 積 ○○○.○○平方メートル

2 所 在 ○○市○○区○○町○丁目○○番地○

家屋番号 ○○番○

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建

床 面 積 一階 ○○.○○平方メートル

二階 ○○.○○平方メートル

(注) 登記簿の表示と一致していなければならない。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式86〕 強制執行申立書（動産）（285, 291ページ）

強制執行申立書		受付印	
〇〇 地方裁判所 支部 執行官 殿			
平成〇〇年〇月〇日	予約金 〇〇 円	担当 区	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 債権者 国 代表者 法務大臣 〇 〇 〇 〇		
〒〇〇〇-〇〇〇〇	住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇地方法務局訟務部門 指定代理人 訟務官 〇 〇 〇 〇 ㊟ 法務事務官 〇 〇 〇 〇 ㊟ 連絡先 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
〒〇〇〇-〇〇〇〇	住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号(注1) 債務者 〇 〇 〇 〇		
執行の目的及び執行の方法 (注2)			
イ 1 動産執行（家財・商品類・機械・貴金属・その他）			
ロ 2 別紙目録記載の動産引渡執行			
3 別紙目録記載の土地明渡・建物明渡・引渡執行			
4 別紙目録記載の建物取去・土地明渡執行			
5 別紙目録記載の家屋退去執行			
6 別紙目録記載の差押物引渡命令の執行			
7 別紙目録記載の自動車引渡執行			

注1 アパート名、棟、号、室まで記載する。

注2 番号を〇印で囲む。

第4節 強制執行

目的物の所在場所（執行の場所）	
1 前記債務者の住所（略図、別紙のとおり）	
2	
3	
請求金額 金 〇〇, 〇〇〇円（内訳 別紙計算書のとおり）(注)	
債務名義の表示	
1 〇〇簡易裁判所 平成〇〇年(イ)第〇〇〇号 仮執行宣言付判決・確定判決・仮執行宣言付支払督促 即決和解調書	
2 検察官の徴収命令	
添付書類	
1 執行力ある債務名義の正本 1通	1 執行の立会い 立ち会う・立ち会わない
2 送達証明書 1通	2 執行の日時 月 日希望
3 資格証明書 通	3 上記の通知 要・否
4 指定書 1通	4 同時送達の申立て 有（別紙申立てのとおり） 無
5 目的物の所在場所の略図	5 事件終了（全額弁済を除く。） 時に債務名義正本の交付を求め る。
執行調書謄本交付請求（債権者・債務者へ郵送せられたい。）〇 〇 〇 〇 ㊟	
◎執行に関する参考事項	

(注) 動産執行のみの場合である。

(該当文字を〇で囲む。)

〔書式87〕 債権差押命令申立書 (285, 292ページ)

債権差押命令申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立債権者指定代理人

〇〇法務局訟務部

訟務官 ○ ○ ○ ○ ㊟

連絡先電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

当事者
請求債権
差押債権

別紙目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある判決の正本に表示された上記請求債権を有するが、債務者とその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求めらる。

添付書類

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 執行力のある判決正本 | 1通 |
| 2 | 送達証明書 | 1通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 指定書 | 1通 |

当事者目録

債権者 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

指定代理人

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法務局訟務部

訟務官 ○ ○ ○ ○

法務事務官 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社 ○ ○ 銀行

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店

請求債権目録

債権者・債務者間の〇〇地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件の執行力ある判決正本に表示された下記金員

記

- 1 元本 ○〇〇, 〇〇〇円
- 2 遅延損害金
ただし、上記1に対する平成〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで年5分の割合による遅延損害金
- 3 執行費用 ○, 〇〇〇円
内 訳 本申立手数料 ○, 〇〇〇円
差押命令送達料 ○, 〇〇〇円

差 押 債 権 目 録

金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、債務者が第三債務者（取扱店〇〇支店）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建預金と外貨建預金のあるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

ただし、本差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場（先物為替予約がある場合にはその予約相場）により換算した金額。

3 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の和解順序による。

第5節 行政処分の執行停止

(説明)

1 行政処分の執行停止は、行政処分の執行によって、申立人が行政訴訟の本案訴訟で勝訴判決を得ても無意味に帰することのないように、暫定的措置として申立人の権利・利益を保全するために設けられた制度です。実務では、執行停止の申立て〈参考31〉は、行政処分の取消訴訟（本案訴訟）の提起と同時にされるのが通例です。

2 執行停止の決定は、口頭弁論を経ないですが、その場合は、あらかじめ当事者の意見をきかなければならないこととされています（行訴法25条6項）。意見書〔書式88〕は、疎明資料を添えて提出します。意見書の提出期限までに日数の余裕がない場合がほとんどですから、行政庁との意見調整、部内の意思統一、決裁手続及び浄書等を手際よく済ませて、期限に間に合わせる事が大切です。

〈参考31〉 執行停止申立書 (298ページ)

執行停止申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

申立人訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ ㊟
○ ○ ○ ○ ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇番地の〇〇
申立人 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇番の〇 (送達場所)
〇〇ビル〇階〇〇〇号室
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
(FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

申立人代理人
弁護士 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

相手方国
代表者 法務大臣 ○ ○ ○ ○

処分をした行政庁
〇〇入国管理局主任審査官

執行停止申立事件

貼用印紙額 〇〇〇〇円

第1 申立ての趣旨

〇〇入国管理局主任審査官〇〇〇〇が平成〇〇年〇月〇〇日に申立人に対し発付した退去強制令書に基づく執行は、収容部分及び送還部分につき、本案判決が確定するまでこれを停止するとの決定を求めらる。

第2 申立ての原因

1 本件の概要・行政処分の存在

申立人は、〇〇年〇月〇〇日生まれの〇〇国籍を有する男性である。

申立人は、〇〇年〇月〇〇日、成田空港に到着し、その後日本における在留を続けていたが、〇〇年〇月〇〇日に警察に摘発され、〇〇年〇月〇〇日、〇〇入国管理局に移送されて退去強制手続が開始された。申立人は、〇〇年〇月〇〇日、難民認定申請を行ったが、同年〇月〇〇日付で、不認定の通知を受けた。これに対し、申立人は、難民不認定処分に対する異議の申立てを行い、現在審査中である。

ところが、申立人は〇〇年〇月〇〇日、出入国管理及び難民認定法第49条1項に基づく申立人の異議申出は理由がない旨の法務大臣の裁決をなされ、退去強制令書の発付を受けた。

申立人は、〇〇入国管理局において収容されていたものであるが、〇〇年〇月〇〇日、仮放免の許可を受け、現在に至っている。

2 申立人が難民であること

<略>

3 本件裁決及び退去強制令書発付の違法性

(1) 法50条1項3号についての法務大臣の裁量権

<略>

(2) 退去強制令書の発付が違法となる場合

(1)で述べたところからも明らかなおと、本国に送還されればその生命・自由が脅威にさらされるおそれが高い者に対してその本国を送還先

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

とする退去強制令書を発付することは、上記のノン・ルフールマン原則に反する違法な処分である。また、本国を送還先とする退去強制令書の発付やかかる保証なくなされた異議の申出に理由がないとの裁決も、同様にノン・ルフールマン原則に反する違法な処分である。

(3) 申立人に対する本件裁決・退去強制令書発付の違法

申立人の難民該当性はすでに述べたとおり、明らかである。にもかかわらず、法務大臣は異議の申出に理由なしとの裁決を行い、東京入国管理局主任審査官は〇〇国を送還先とする退去強制令書を発付した。かかる処分等はノンルフールマン原則に反し、いずれも違法なものであって取り消されるべきものであることは明らかである。

4 執行停止の必要性

(1) 送還部分についての執行停止の必要性

憲法32条の保障する「裁判を受ける権利」は、外国人もこれを享有することについては、判例学説上異論はない。

申立人に対する法50条1項3号に基づく法務大臣の裁決が裁量権の逸脱に当たるか否かについては、本案訴訟において、適法かつ厳格な証拠調に基づいて判断されるべきである。

仮に、申立人が、退去強制令書によって〇〇に送還されることになれば、かかる訴訟遂行が事実上ほとんど不可能になることは明らかであり、申立人に認められた裁判を受ける権利の行使が著しく制約されることは明らかである。ことに申立人は送還と同時に身柄を〇〇政府により拘束される危険が著しく高く、日本で訴訟を遂行する代理人らとの連絡を取ることが事実上不可能となり、訴訟遂行を維持し得なくなる危険性も極めて高い。のみならず、いったん退去強制令書により退去処分が行なわれてしまえば、その取消を求めることは事実上無意味となり、本案訴訟が訴えの利益を失うことになりかねない。

かように、本件退去強制令書に基づく送還処分により申立人は本案訴訟によっても回復し難い不利益を被るおそれがあるのであり、かかる不

第5節 行政処分の執行停止

利益を回避し、本案における真に適性かつ実質的な審理を確保するべく本執行停止手続は不可欠である。

(2) 収容部分についての執行停止の必要性

現在、申立人は仮放免を受けているが、退去強制令書発付後の仮放免の期間は短期間であって、国側の解釈によれば、仮放免の許否の判断は、入国者収容所長に広範囲な自由裁量が与えられているというのであるから、次回も新たに仮放免が許可される保障はない。

しかしながら、身体の自由についての権利は、世界人権宣言3条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）9条1項（恣意的収容の禁止）等、全ての主要な人権文書で認められる基本的な人権であり、生命を奪われないことの次に重要な根源的な人権である。憲法上、生命への侵害に次ぐ強い人権に対する制約である身柄拘束に対しては、憲法33条や34条が、司法手続に基づく身柄拘束のみを認めている。入管法上の収容令書や退去強制令書と憲法33条の適用関係についての議論はさておくとしても、これらの憲法上の規定は、身体拘束という人権の制約の重大性に着目したものであって、事前の司法審査を課したことは、即ち、身体拘束は、通常行う社会活動のほとんど全てを断絶させて、行動の自由を国の管理下に置くという点において、それ自体が重大な損害であることを理由としたものであることは明らかである。

また、申立人のような難民申請者を収容することは、難民条約31条2項にいう「必要な制限」に当てはまらない形で申立人の移動の自由を制限するものである。

すなわち、「難民と庇護申請者の収容は、例外的手段であり、適切な当局により、当該事案の状況に照らし、また国際難民及び人権法にしたがって法律により確立された基準に基づき、必要であると決定された個々のケースにおいてのみ適用されなければならない。そうして、それは不法にも恣意的にも適用されてはならず、執行委員会結論44号で略述

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

された理由、特に国家の安全と公共の秩序の保護（例えば逃亡の危険）に必要な場合のみなされなければならない。」（甲17乃至19）。

収容は、かかる重要な人権である身体の自由を制限するものであるから、収容することそれ自体が重大な損害を与えるものである（東京地方裁判所昭和44年9月20日決定・行裁集20巻8・9号1002頁参照）。

このように、送還不能な退令による収容を執行することは、長期にわたる、収容を自己目的化した、いわば収容のための収容を行うことを意味する。このような送還不能な退令に基づく申立人に対する絶望的な身柄拘束の継続は、到底看過できる損害ではない。

加えて、申立人は、既に本案訴訟である退去強制令書発付処分等無効確認訴訟を提起している。しかしながら、申立人が収容されると、収容中の申立人がこのような立証活動に著しい制限を受けることになり申立人が収容されれば、本来、認定を受け、在留を認められるべき難民が、証拠が十分に存在しないという理由で、本国に送還される危険が増大するという極めて重大な損害を招来する。

よって、申立人に対する退去強制令書のうち収容部分に対する執行をも停止する必要がある。

以上

疎明方法

<略>

添付書類

- 1 疎甲号証写し 各1通
- 2 訴訟委任状 1通

第5節 行政処分の執行停止

〔書式38〕 執行停止申立てに対する意見書（298ページ）

平成〇年（行ク）第〇〇号 〇〇〇〇〇執行停止申立事件

申立人 〇〇〇〇

相手方 国（処分をした行政庁 〇〇入国管理局主任審査官）

意見書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

相手方指定代理人 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟
 〇 〇 〇 〇 ㊟

（送達場所）

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇法務局訟務部〇〇訟務部門（〇〇あて）

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第1 意見の趣旨

1 本件執行停止の申立てを却下する。

2 申立費用は申立人の負担とする。

との決定を求める。

第2 はじめに

1 事案の概要

〇〇国籍を有する申立人（〇〇年〇月〇〇日生）は、申立人の供述によれば、平成〇〇年〇月〇〇日ころ、有効な旅券又は乗員手帳を所持せず、

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

かつ、法定の除外事由がないのに、〇〇から船籍船名等不詳の貨物船により、〇〇港に到着し、平成16年法律第73号による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号。以下、この改正前の条項については「改正前法」といい、上記法律による改正後の条項及び同法律により改正されなかった条項については「法」という。）3条の規定に違反して本邦に入国した。

申立人は、平成〇〇年〇月〇〇日、収容令書の執行を受けて〇〇入国管理局（以下「〇〇入管」という。）収容場に収容され、〇〇入管入国審査官の違反審査の結果、同月〇〇日、法24条1号に該当する旨認定され、口頭審理を請求した。同年〇月〇〇日、申立人は、〇〇入管特別審理官から、法24条1号に該当する旨の認定に誤りがない旨判定され、法務大臣に対する異議の申出をしたが、法務大臣は、同年〇月〇〇日、申立人からの異議の申出に理由がない旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をし、〇〇入管主任審査官は、同日、申立人に対して退去強制令書（以下「本件退令」という。）を発付した（以下「本件退令発付処分」という。）。その後、申立人は仮放免された。

2 申立人の主張及び相手方の意見の骨子

本件本案事件は、申立人が難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）1条の規定により難民条約の規定の適用を受ける難民であるとして、在留特別許可を付与しないでされた本件裁決が法務大臣の裁量権を逸脱した違法なものであり、それを受けてされた本件退令発付処分もまた違法である旨主張し、本件退令発付処分の取消しを請求している事案であり、本件申立ては、本件退令に基づく執行を、収容部分及び送還部分につき、本案判決の確定まで停止するよう求めたものである。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件申立ては、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）25条4項所定の「本案について理由がないとみえるとき」及び「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」と

第5節 行政処分の執行停止

の執行停止をすることができない要件に該当し、なおかつ、少なくとも収容の執行停止を求める部分については、行訴法25条2項所定の「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」との執行停止をするための要件をも満たさないものであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 本件申立ては「本案について理由がないとみえるとき」に当たること

- 1 はじめに<略>
- 2 本件事案の経緯<略>
- 3 申立人が難民とは認められないこと<略>
- 4 本件裁決の適法性<略>
- 5 本件退令発付処分の適法性について

退去強制手続において、法務大臣等から「異議の申出は理由がない」との裁決をした旨の通知を受けた場合、主任審査官は、速やかに退去強制令書を発付しなければならないのであって（法49条6項）、退去強制令書を発付するにつき裁量の余地は全くないのであるから、本件裁決が適法である以上、本件退令発付処分も当然に適法であるというべきである。また、申立人は、前記3で述べたとおり、難民とは認められず、政治的意見により迫害を受けるおそれがあるとも認められないから、送還先を〇〇と指定している点についても瑕疵はない。

したがって、本件退令発付処分に何ら瑕疵はなく、適法なものであるというべきである。

6 小括

以上のとおり、本件裁決及び本件退令発付処分が違法とされる余地はなく、本件申立ては、「本案について理由がないとみえるとき」（行訴法25条4項）に該当するので、速やかに却下されるべきである。

第4 重大な損害を避けるための緊急の必要性がないことについて

1 はじめに

本件申立ては、前記のとおり、行訴法25条4項にいう「本案について理由がないとみえるとき」に当たるものであり、その余について検討するま

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

でもなく却下されるべきであるが、本件申立てのうち、少なくとも収容の執行停止を求める部分については、行訴法25条2項所定の「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」との執行停止をするための要件をも満たさないものである。以下、念のため、この点についても明らかにする。

2 重大な損害の意義

(1) 行訴法25条2項は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」を執行停止の積極的要件とし、同条3項は、「裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。」としている。

平成16年法律第84号による行訴法の改正は、執行不停止の原則（同条1項）は維持しつつ、従前の「回復の困難な損害」との文言を、上記のとおり、「重大な損害」と改め、併せて、この「重大な損害」を生じるか否かを判断するに当たっての考慮事項を定めた規定（同条3項）を新設したが、これは、個々の事案ごとの事情に即した適切な判断が確保されるようにするために、執行停止の要件に該当するか否かの判断に当たって、損害の回復の困難性を重要な判断要素としつつも、その要件に当たるかどうかは、回復の困難性という損害の性質のみによって判断するのではなく、損害の程度並びに処分内容及び性質をも勘案して、総合判断すべきことを明らかにしたものである。

これにより、処分等により生ずる損害について、その回復の困難の程度が著しいとまでは認められない場合であっても、具体的な処分内容及び性質をも勘案した上で、損害の程度を勘案して「重大な損害」を生ずると認められるときは、執行停止を認めることができるとされている（小林久起・行政事件訴訟法279ページ参照）。

(2) もっとも、改正前行訴法25条2項の「回復の困難な損害」の要件下における裁判例をみると、執行停止が認められる場合を、必ずしも回復の

第5節 行政処分の執行停止

困難の程度が著しいものに限られると解してきたわけではなく、損害の程度を、執行停止の必要性を判断するに当たっての重大な考慮要素とする裁判例も見受けられた（藤田耕三ほか・行政事件訴訟法に基づく執行停止をめぐる実務上の諸問題52ページ）。近時の最高裁判所の決定例をみると、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足させることが相当か否かとの観点から「回復の困難な損害」の要件該当性を判断しており（最高裁平成14年4月26日第二小法廷決定・訟務月報49巻12号3080ページ、最高裁平成16年5月31日第一小法廷決定・判例時報1868号24ページ参照）、また、最近の高等裁判所の決定を例に引けば、「回復の困難な損害を避けるための緊急の必要があるか否かについては、処分の執行等により処分の相手方が被るおそれのある損害が、その執行等により維持される行政目的達成の必要性を一時的に犠牲にしてもなお救済しなければならぬ程回復が困難であり、かつ、緊急の必要があるか否かの観点から検討すべきである」としている（東京高裁平成15年11月4日決定・訟務月報50巻5号1647ページ）。

このような裁判例では、「回復の困難な損害」を判断するに当たって、損害の性質及び程度を、処分内容及び性質に応じた行政目的達成の必要性との対比において相対的に考慮し、「回復の困難な損害」に当たるか否かを社会通念に照らして判断してきたものといえることができる。

そもそも、行政処分を定める行政実体法は、行政目的達成のために行政処分をする権限を行政庁に付与するものであり、その立法に当たって、当該処分の相手方に生じる損害を十分に想定し、それでもなお当該行政目的達成のために行政処分をすることが必要であるとされたものであり、行訴法も、処分の取消しの訴えが提起されても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないとの執行不停止の原則を採用している以上（行訴法25条1項）、本案の理由について十分な審理がされないまま発せられる執行停止において、常に行政目的を犠牲にして、損害を回避することは社会通念上相当とはいえないと解されてきたのである。

(3) 今回の行訴法25条の改正は、上記のような裁判例の動向をも踏まえ、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足させるのが相当か否かの判断が、損害の性質のみによって行われることなく、損害の程度並びに処分内容及び性質をも総合考慮して相対的に行われるべきことを明らかにするため、文言を「回復の困難な損害」から「重大な損害」に改め、上記のような考慮事項を明文で定めることにより、財産的な損害も含めた様々な損害について、個々の事案ごとの事情に即し、社会通念上金銭賠償による回復をもって満足させるのが相当か否かについての判断が適切に確保されるように配慮したものと解することができる。

- 3 退去強制令書発付処分の収容部分の内容及び性質<略>
- 4 収容によって申立人に生ずる損害の性質及び程度<略>
- 5 申立人に収容による重大な損害が生ずるとはいえないこと

損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案して、本件の退去強制令書発付処分に基づく収容により生ずる申立人の損害が行訴法25条2項にいう「重大な損害」といえるかについて検討すると、申立人において生ずる損害は「重大な損害」とはいえない。

すなわち、処分内容及び性質については、そもそも、退去強制令書発付処分は、単に送還のために身柄を確保するのみならず、退去強制令書の発付を受けた者を隔離し、その者の我が国におけるこれ以上の在留活動を禁止する趣旨を含み、その一方で、収容の継続が妥当性を欠くなどの事態に至った場合に対応するため、仮放免の制度が設けられているのである。

また、損害の性質及び程度については、収容によりある程度の損害が申立人に生ずることは否定できないが、収容所外に出ることが許されない点を除いては、できる限りの自由が認められることは前記4のとおりであり、その他、申立人の主張を検討しても、退去強制令書発付処分により維持される行政目的達成の必要性を一時的に犠牲にしてもなお救済しなければならぬほど重大といえるものは認められない。

最高裁判所も、被収容者が、収容自体が事後的に回復困難な損害を生じさせるものであり、かつ、精神的健康面において収容に耐えられないなどとして、「重大な損害」が生じている旨主張した退去強制令書発付処分の執行停止申立事件において、収容部分の執行停止の申立てを却下しており(最高裁平成17年4月12日第三小法廷決定・公刊物未登載、疎乙第28ないし30号証)、収容部分の執行により被収容者が受ける損害は、最高裁判所により、行訴法25条2項の「重大な損害」に当たらないと判断されたといふべきであるから、本件の申立人において生ずる損害も、行訴法25条2項にいう「重大な損害」といえないことは明らかである。

加えて、申立人は仮放免の許可を受けていることから(疎乙第16, 17号証)、現状においては、上述した収容に伴う損害すら発生していないのであるから、執行を停止する「緊急の必要性」がないことも明らかである。

第5 「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」があることについて

退去強制令書の発付を受けた者は、その執行を受けて収容されることとなるが(法52条5項)、その収容は、単なる送還のための身柄の確保のみならず、我が国に在留することが認められない外国人を隔離し、その退去強制事由に該当する違法・不当な在留活動を防止することをも目的とするものである。法は、退去強制令書の発付を受けその執行により収容された外国人について、その収容を継続することが妥当性を欠くなどの事態に至った場合のために仮放免の制度を定めているが、同制度は、入国者収容所長又は主任審査官が、300万円を超えない範囲内で保証金を納付させるなどし、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務、その他必要と認める条件を付して在留活動を制限し、期限付きで行われる例外的措置にすぎないものである(法54条2項)。しかるところ、仮に退去強制令書を発付された外国人に対して、その収容部分の執行が停止されることになれば、適法に入国・在留している外国人ですら、法により在留資格及び在留期間の点で管理を受け、また仮放免についても上記のような相当程度の制約があるのに比し、違法に在留する外国人について、かかる規

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

制を受けることなく全く放任状態のまま司法機関によって公認された形で在留させることになるのである。

このことは、法の定める外国人管理の基本的支柱たる在留資格制度（法19条1項）をも著しく混乱させることになる。すなわち、仮放免における保証金納付などに対応する措置を執り得ないことから、逃亡防止を担保する一切の手段がないままに、逃亡により退去強制令書の執行を不能にする事態が出現することも十分に予想されるところであり、かかる在留形態の存在は、在留資格制度を根幹として在留外国人の処遇を行っている法上からは到底容認し得ないものであり、出入国管理に関する法体系を著しく乱すこととなるものといわざるを得ないのである（大阪高裁昭和51年2月23日決定・訟務月報22巻3号731ページ参照）。

結局、退去強制令書に基づく収容の執行停止は、何ら在留資格を有しない者に対し実質上在留活動を許容する仮の地位を与えたことと何ら異なるところがなく（前掲大阪高裁昭和51年2月23日決定参照）、あたかも民事保全法上の仮処分によって仮の地位を与えたのと同様の結果を招来することとなる。このような事態を生じさせる収容の執行停止は、行訴法自体が、同法25条において原状回復の実効化について消極的保全措置にとどまっている上、同法44条において民事保全法上の仮処分を排除していることにかんがみれば、これを容認することはできず（青森地裁昭和25年6月15日決定・行裁集1巻2号6ページ参照）、本件と同様に在留期間を経過して不法に残留した外国人について、退去を強制されるや、これを免れるために訴訟を提起するという濫訴を誘発・助長するものであり、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるものといわざるを得ないのである。

第6 結語

以上のとおり、本件申立てには理由がないから、速やかに却下されるべきである。

疎 明 資 料

第5節 行政処分の執行停止

疎乙第1号証 報告書（平成〇〇年〇月〇日付け）

疎乙第2号証 被退去強制容疑者通報記録（平成〇〇年〇月〇日付け）

疎乙第3号証 調査報告書（平成〇〇年〇月〇日付け）

疎乙第4号証 違反調査書・供述調書書（平成〇〇年〇月〇日付け）

<以下略>

添 付 書 類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 乙第1号証ないし10号証 | 各1通 |
| 2 指定書 | 〇通 |

第6節 訴訟費用額確定処分

(説明)

- 1 相手方から訴訟費用を取り立てようとする者は、その負担を定める裁判が執行力を生じた後に、第一審の受訴裁判所の裁判所書記官に訴訟費用額確定処分の申立て〈参考32〉をします(民法71条)。申立てに際しては、費用計算書とその謄本及び疎明資料を提出しなければなりません。
- 2 裁判所書記官は、訴訟費用額確定処分の申立てがあると、申立人の費用計算書の謄本を相手方に交付して、その認否を求め、これを否定するときは、相手方の費用計算書及び疎明資料を提出するよう催告します〈参考33〉。
相手方は、当事者双方が訴訟費用を負担すべき場合等には、自己の支出した費用の計算書及び裁判記録に現れていない支出費用額についての疎明資料等を催告期間内に提出する必要があります〔書式89〕。
- 3 裁判所書記官は、相手方が負担すべき訴訟費用額を確定する処分〈参考34〉を行います。この確定処分については、裁判所書記官の所属する裁判所に対して、異議申立てをすることができます。

〈参考32〉 訴訟費用額確定処分申立書(303ページ)

訴訟費用額確定処分申立書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

申立人(原告) ○ ○ ○ ○

訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(被告) 国

代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の御庁平成〇年(ワ)第〇〇〇号損害賠償請求事件について、平成〇〇年〇月〇日原告が一部勝訴し、訴訟費用は5分してその1を原告の、その余を被告の負担とする判決があり、この判決は確定したので、被告の負担すべき訴訟費用額の確定を求めため、別紙計算書及び疎明書面を添えて申し立てる。

添付書類

疎明書面

〇通

別紙

計 算 書

1	訴え提起手数料	320,000円
2	書類の作成及び提出費用	8,900円
3	訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告 呼出状等送達費用	1,050円
4	〇〇証人旅費及び日当	9,240円
5	原告代理人出頭日当(第1回口頭弁論, 第2回弁論準備,第3回証拠調べ,第 4回口頭弁論)	15,800円

(以上の合計) 354,990円

6	催告書送付費用	500円
7	訴訟費用額確定処分正本送達費用	1,040円

(以上の合計) 1,540円

合 計 356,530円

合計金355,530円のうち被告負担分5分の4

〈参考33〉 訴訟費用額確定処分申立てに対する催告書(303ページ)

平成〇〇年(モ)第〇〇〇号

申立人 〇〇〇〇

相手方 国

催 告 書

上記当事者間の平成〇年(ワ)第〇〇号損害賠償事件について、申立人(原告)から訴訟費用額確定処分の申立てがされました。

については、この催告書到達の日から〇〇日以内に、申立人作成のの費用計算書及び金額についての認否をしてください。

さらに、これを否定するときは、疎明書面及びその理由を記載した陳述書を提出してください。

あなたの費用計算書及び疎明書面を提出してください。(注)

なお、上記書面を提出しないときは、原告の費用のみについて判断することがあります。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇〇〇〇 印

相手方 国

代表者法務大臣 〇〇〇〇 殿

(注) 申立人と相手方が費用を案分して負担する場合の例である。

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〔書式89〕 訴訟費用額確定処分申立てに対する意見書（303ページ）

平成〇〇年（モ）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 国

意見書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

相手方指定代理人 ○ ○ ○ ○ ㊟

原告〇〇〇〇、被告国間の御庁平成〇年（ワ）第〇〇〇号損害賠償請求事件に係る訴訟費用額の確定を求める申立てに関する催告に対して、次のとおり意見を述べる。

書類の作成及び提出の費用については、訴状、準備書面等が5通、書証が6通であるから、1件についての基本単価である1,500円（証換申出書及び証換説明書は加算の基礎となる文書に含まれない。最高裁判所事務総局民事局監修・民事訴訟費用等に関する執務資料（全訂版）30ページ）及び翻訳料として400字詰め用紙4枚分である6,400円の合計額7,900円が相当である。

催告書送付費用については、相手方は直接書記官から送付を受けたので否認し、また、訴訟費用額確定処分正本送達費用についても、直接書記官から送達を受けるので不要である。

催告書添付に係る訴訟費用計算書記載のその他の種目・金額については認める。

相手方が上記損害賠償請求事件において支弁した訴訟費用の内訳及び合計額は、別紙記載のとおりである。

第6節 訴訟費用額確定処分

別紙

計 算 書

1 書類の作成及び提出費用	3,100円
2 被告代理人出頭日当（第1回口頭弁論、第2回弁論準備、第3回証拠調べ、第4回口頭弁論）	15,800円

合 計	18,900円
-----	---------

合計金18,900円のうち原告負担分5分の1

III 本案訴訟事件以外の事件の処理

〈参考34〉 訴訟費用額確定処分 (303ページ)

平成〇〇年(モ)第〇〇〇号 訴訟費用額確定処分申立事件
(本案平成〇年(ワ)第〇〇〇号)

訴訟費用額確定処分

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
申立人(原告) ○ ○ ○ ○
訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○
〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
相手方(被告) 国
代表者法務大臣 ○ ○ ○ ○
指定代理人 ○ ○ ○ ○

申立人から、訴訟費用額確定処分の申立てがあったので、申立てを相当と認め、次のとおり処分する。

主 文

当庁が平成〇〇年〇月〇日言い渡した判決によって相手方が負担すべき訴訟費用額は、別紙計算書のとおり、〇〇万〇〇〇〇円と定める。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印

第6節 訴訟費用額確定処分

別紙(原告分)	
	計 算 書
1 訴え提起手数料	320,000円
2 書類の作成及び提出費用	7,900円
3 訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告 呼出状等送達費用	1,050円
4 〇〇証人旅費及び日当	9,240円
5 原告代理人出頭日当(第1回口頭弁論, 第2回弁論準備,第3回証拠調べ,第 4回口頭弁論)	15,800円
合 計	353,990円

別紙(被告分)	
	計 算 書
1 書類の作成及び提出費用	3,100円
2 被告代理人出頭日当(第1回口頭弁論, 第2回弁論準備,第3回証拠調べ,第 4回口頭弁論)	15,800円
合 計	18,900円
被告の負担すべき訴訟費用額	
金279,412円	
(計算式) $(353,990 \times 0.8) - (18,900 \times 0.2) = 279,412$	